

平成 1 8 年度

奈良県の男女共同参画

奈良県生活環境部男女共同参画課

はじめに

少子・高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する重要かつ緊急な課題であるとして、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進するため、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が平成12年に策定され、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

本県においても、このような国の取組と連動しながら、平成13年7月に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成14年2月に「なら男女共同参画プラン21（奈良県男女共同参画計画）」を、さらに、平成18年3月には「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画【第2次】）」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

本書は、「奈良県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、「なら男女GENKIプラン」の推進状況を明らかにするために、計画の基本目標ごとに各部局の男女共同参画関連施策、県内市町村の推進状況等についてとりまとめた年次報告書です。

本書を通じて、多くの方々に男女共同参画に関する理解と認識を深めていただくとともに、行政はもとより県民、事業者等が一体となって男女共同参画社会づくりを進めていくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成19年2月

奈良県生活環境部長 松 永 久 典

目 次

第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1	男女共同参画推進体制図	1
2	「なら男女GENKIプラン」施策体系	2
3	計画が目指す目標値について	4
4	施策体系別 事業の概要	6
	基本目標	
	あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	6
	" 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	9
	" 男女がともに支えあうライフスタイルの実現	13
	" 男女の人権の尊重	18
	" 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	23
5	データでみる奈良県の男女共同参画	26
6	「なら男女共同参画プラン21(旧プラン)」目標値の達成状況	34
7	「なら男女共同参画プラン21(旧プラン)」施策体系	35
8	「なら男女共同参画プラン21」施策体系別事業概要	37

第2章 市町村における推進状況

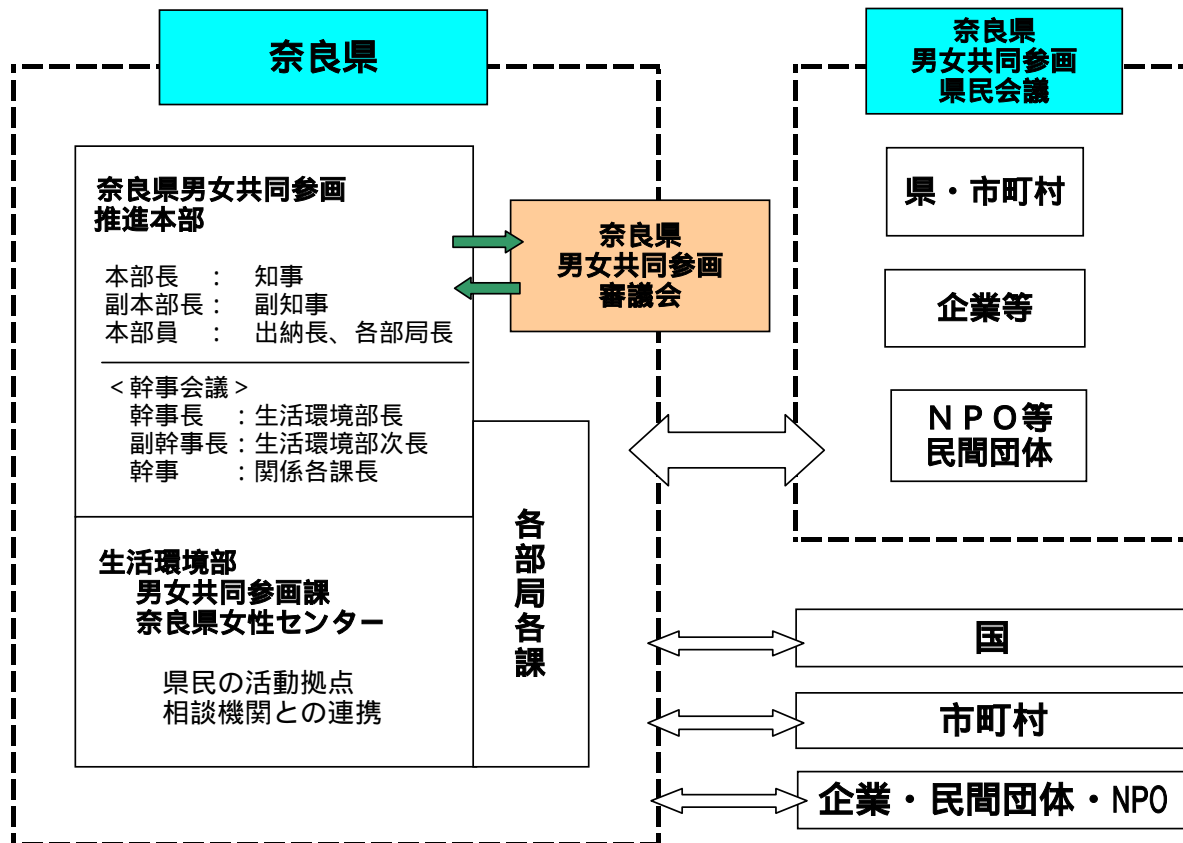
1	推進体制等	70
2	相談体制	72
3	女性の登用状況	73

第3章 参考資料

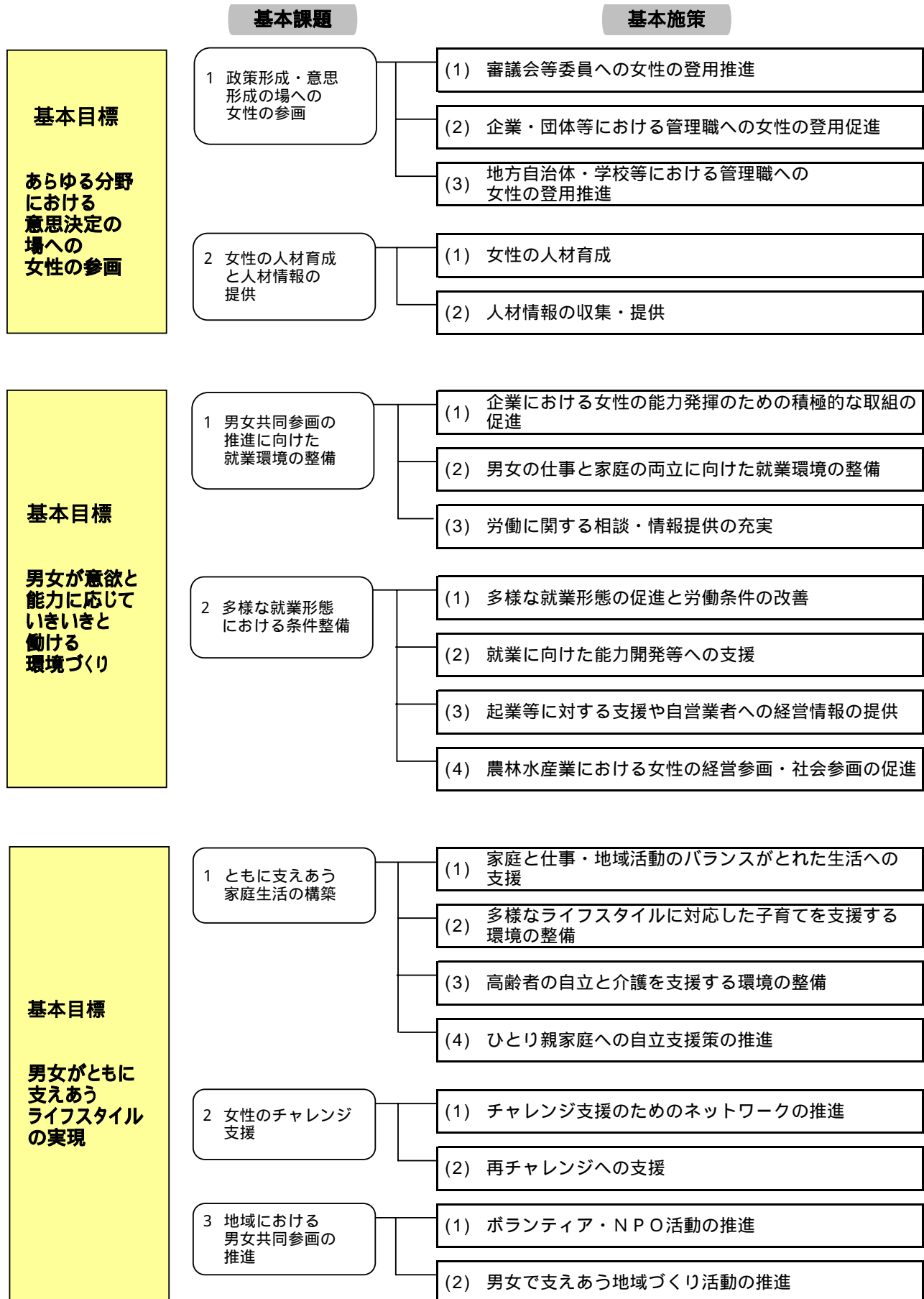
奈良県男女共同参画推進条例	75
奈良県男女共同参画審議会設置要綱	78
奈良県男女共同参画推進本部設置要綱	80
奈良県男女共同参画県民会議設置要綱	82
男女共同参画社会基本法	84
男女共同参画政策のあゆみ	88
平成18年度 男女共同参画課事業の概要	90
平成18年度 女性センター事業の概要	91
市町村男女共同参画・女性行政担当課(室)一覧	93
都道府県・政令指定都市男女共同参画担当課(室)一覧	94

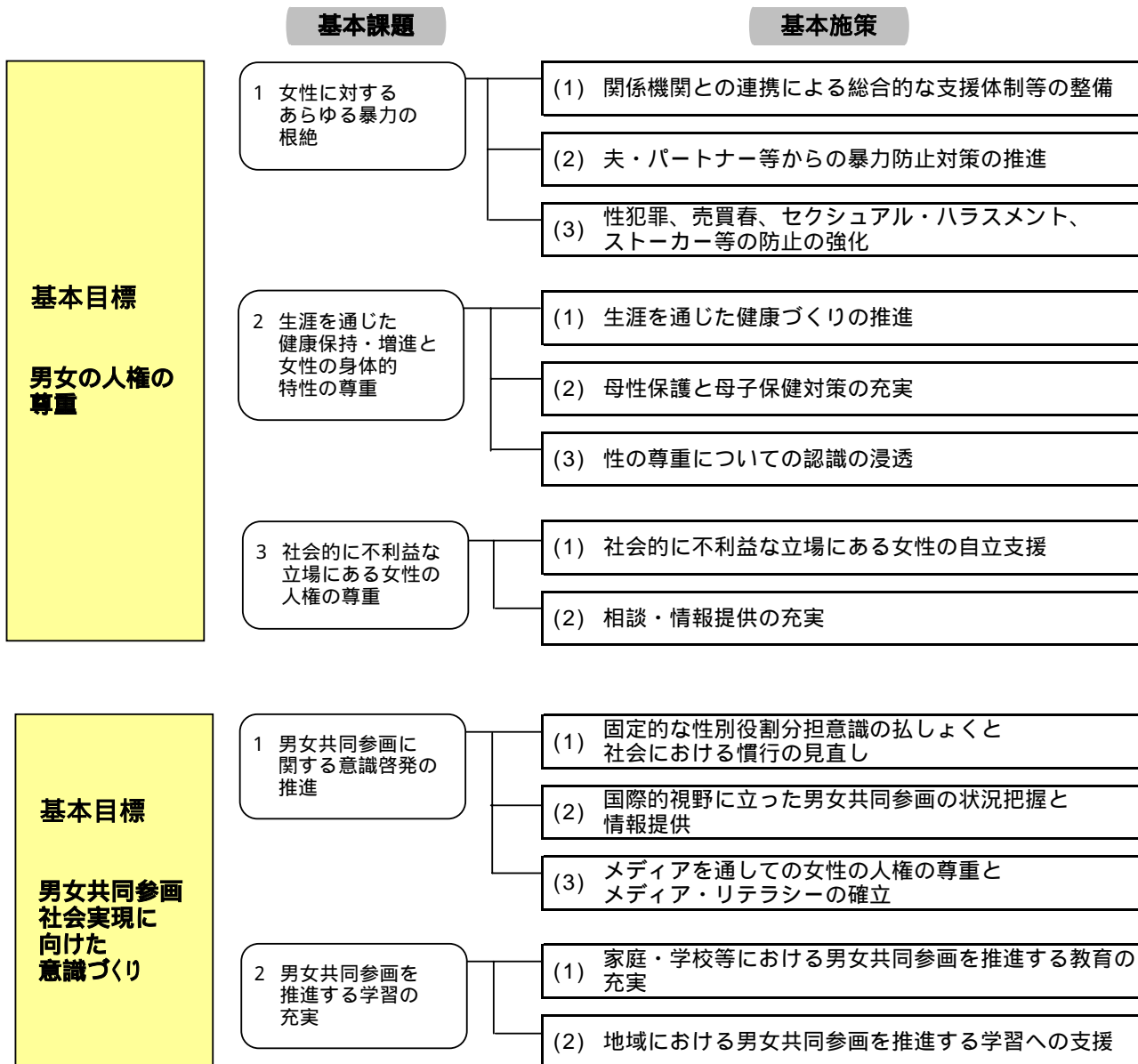
第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1. 奈良県男女共同参画推進体制図



2. 「なら男女GENKIプラン」施策体系





3. 計画がめざす目標について

計画がめざす目標（10年）

目標	策定当初値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H27年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	8.8%	H14	8.8%	H14	12%
県職員の管理職に占める女性の割合（課長補佐級以上） （医療関係職員、教員、警察職員をのぞく）	5.4%	H17.4.1	5.7%	H18.4.1	8%
女性の就業率（35～49歳）	52.9%	H12	52.9%	H12	60%
年齢不問による求人を行う企業の割合	22%	H16	45%	H18	増加
男性の家事関連従事時間（平均1日あたり）	33分	H13	33分	H13	50分

計画がめざす目標（5年）

基本目標	目標	策定当初値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H22年度)
基本目標	県審議会等における女性の登用率	30.9%	H17.12.31	30.9%	H18.3.31	女性委員登用率 30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の登用率	22.6%	H17.3.31	21.3%	H18.3.31	30%に近づける
	県職員の女性係長職の人数（医療関係職員、教員、警察職員をのぞく）	61名	H17.4.1	60名	H18.4.1	女性係長職の増加
	県男性職員の育児休業取得率（警察本部をのぞく）	1.1%	H16	1.1%	H16	30% (H21)
	校長・教頭職への女性職員の占める割合	9.8%	H17.4.1	10.0%	H18.4.1	継続的に増加
基本目標	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	72.6%	H17	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	65.1%	H17	70%
	働く女性の相談窓口における相談件数	-	(新規)	-	(新規)	500件
	多様就業型ワークシェアリング導入企業の割合	4.9%	H17	4.9%	H17	8%
	弾力的労働時間制度を採用する企業の割合	42.6%	H15	59.5%	H18	50%
	女性の技能検定合格者数	681人	H17	681人	H17	1,400人
	SOHO事業者支援コーナーの登録事業者数	63件	H18.3.3	63件	H18.3.3	継続的に増加
	しごとiセンター相談件数	20,263件	H16	18,553件	H17	100,000件 (H18～22)
	家族経営協定締結数	109件	H16	113件	H17	140件
基本目標	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	7.6日	H18	増加
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	66.9%	H17	80%
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	179箇所	H18	187箇所 (H21)
	休日保育事業実施箇所数	4箇所	H17	5箇所	H18	18箇所 (H21)
	一時保育事業実施箇所数	45箇所	H17	48箇所	H18	60箇所 (H21)
	地域子育て支援センター設置箇所数	25箇所 (24市町村)	H17	26箇所 (23市町村)	H18	33箇所 (H21)
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	5市	H18	13市町村 (H21)

基本目標	目標	策定当初値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H22年度)
基本目標	ヘルパー養成数	30,807人	H3～16計	34,793人	H3～17計	46,000人 (H3～22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	239人	H17	1,200人 (H18～22計)
	女性センター「チャレンジサイトなら」アクセス数	5,003件	H17.4～ H18.1月	6,064件	H17.4～ H18.3	30,000件 (H18～22計)
	奈良ボランティアネットアクセス件数	72,312件	H16	81,927件	H17	100,000件
	男女共同参画リーダー養成講座受講生がいる市町村の全市町村に占める割合	56.4%	H17	66.7%	H18	100% (H21)
基本目標	DV防止サポーター育成講座受講者数	56人	H17	106人	H18	350人 (H18～22計)
	幼稚園・小学校における防犯訓練・防犯教室の実施率	78.6%	H17	78.6%	H17	100%
	学校における非行防止教室等の実施率	74.2%	H17	74.2%	H17	80%
	基本健康診査受診率	50.1%	H16	46.2%	H17	50%を維持しつつ 計画的に増加
	エイズ等感染症に関する学習を実施している学校の割合 (教科の保健学習を除く)	19%	H16	19%	H16	30%
	外国人相談件数	1,387件	H16	510件	H17	1,600件
	母子家庭等就業・自立支援センター相談件数	1,209人	H16	3,901人	H17	増加
	雇用指導員による企業への巡回指導訪問件数	696企業	H16	696企業	H16	訪問数の増加
人権相談ネットワークに参画する実施機関の数	88機関	H17	87機関	H17	100機関	
基本目標	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進取組事業数	79	H16	84	H17	100
	子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修への家庭教育を支援できる人材の派遣回数	86回	H16度	94回	H18度	計画的に 増加させる
	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	962人	H13～16 合計	1,142人	H13～17 合計	計画的に 増加させる
	若者の自立を図るキャリア教育の推進 (職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合)	小 - % 中 89.7% 高 90.7%	H17	小 - % 中 90.7% 高 92.3%	H18	100%
その他	男女共同参画計画策定市町村の割合	30.8%	H17	30.8%	H18	40%

4. 施策体系別 事業の概要

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

- 1. 政策形成・意思形成の場への女性の参画

基本施策	具体的施策
(1) 審議会等委員への女性の登用推進	審議会等委員への女性の登用推進
(2) 企業団体等における管理職への女性の登用促進	民間企業、各種団体、組合、ボランティア・NPO、PTA、自治会等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発 男女共同参画を推進する企業・団体等の実践事例の積極的な情報提供
(3) 地方自治体・学校等における管理職への女性の登用推進	管理職をはじめとする職員等への意識啓発 女性管理職の計画的な人材育成・職域のさらなる拡大 女性職員の増加を図るため、女性の係長職への登用をさらに推進 校長、教頭職への女性教員の登用推進 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進による仕事と家庭の両立、男性の育児休業取得促進、男性も含めた働き方の見直し施策の実施 女性登用に有効な情報提供等の充実 情報提供などによる市町村の取組への支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
県審議会等委員への女性の登用推進 [行政経営課] [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	「審議会等委員選任指針」に基づき、各審議会等の女性委員登用率の維持・向上を図る。そのために、女性人材情報等の庁内への提供に努める。
市町村審議会等委員への女性の登用促進支援 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	市町村の審議会等における女性委員の登用が促進されるよう、情報提供等による支援を行う。
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (1,267)再掲 施策 (2)-	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核とし、構成員・構成団体の主体的な取組を相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議 ・総会、部会、小委員会の開催 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぴ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日時：平成18年7月1日 場所：奈良県文化会館（奈良市） 内容：基調講演、パネルディスカッション
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業 [男女共同参画課] (433)再掲 施策 (2)-	男女が共に、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを促進するため、事業者や経営者層に向けた意識啓発を行う。 ・トップセミナーの開催 年2回 ・企業内出前講座の実施 年5回
労働教育事業 [雇用労政課] (820) 施策 (2)-	・各種セミナー・労働講座の講演において適宜実施（年4回） ・労働時報（年6回 1,300部発行） ・ろうせいハンドブック（年1回 1,500部発行）
係長級への女性登用の推進 [人事課] [(教)総務福利課] [(教)教職員課] 施策 (3)-	将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れた任用を進める。

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
管理職を対象とした研修の検討・実施 [自治能力開発センター] (13,752)の一部 施策 (3)-	性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修の実施 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員) 管理者レベル2研修(新任課長級職員) 人権問題研修(県及び市町村役付職員)
奈良県特定事業主行動計画の推進 [人事課] (-) 施策 (3)-	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の正しい理解を促進(職場環境の整備、ハンドブックの配布) ・育児休業等の取得を促進(育児休業中の情報提供システムの構築、男性の取得促進) ・働きやすい職場環境を目指す(時間外勤務の縮減、有給休暇取得促進)
市町村男女共同参画・女性行政推進事業 [男女共同参画課] (957)の一部 施策 (3)-	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議を開催。市町村における男女共同参画計画策定など諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行う。 時期：平成18年6月 場所：奈良県社会福祉総合センター(橿原市)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[人事課] 女性職員の人材育成・職域拡大の推進<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- > 女性登用に有効な情報提供の充実<(3)- > [自治能力開発センター] 管理職を対象とした研修の検討・実施<(3)- > 女性公務員の人材育成・研修の充実<(3)- > [行政経営課] 県審議会等委員への女性の登用推進<(1)- > [男女共同参画課] 県審議会等委員への女性の登用推進<(1)- > 市町村審議会等委員への女性の登用促進支援<(1)- > 男女共同参画県民会議事業<(2)- > 仕事と家庭が両立できる環境づくり事業<(2)- > 働く女性の支援・対策事業<(2)- >	女性センター情報・相談事業(情報誌の発行)<(2)- > 庁内推進体制の整備<(3)- > 市町村男女共同参画・女性行政推進事業<(3)- > 女性センター講座・セミナー事業 (市町村男女共同参画担当者研修会)<(3)- > [雇用労政課] 労働教育事業<(2)- > [(教)総務福利課] 女性職員の人材育成・職域拡大の推進<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- > [(教)教職員課] 教育長会や校長会での啓発<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 管理職選考試験<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- >
---	--

- 2 . 女性の人材育成と人材情報の提供

基本施策	具体的施策
(1) 女性の人材育成	女性の人材育成のための講座・セミナー等の充実 地域おこし、まちづくりを担う女性リーダーの育成 人権啓発に伴う身近なリーダー・指導者の養成
(2) 人材情報の収集・提供	女性の人材に関する情報収集と提供機能の充実 女性が参画した地域づくりの優良事例の情報提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,826) 施策 (1)-	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ発見講座 ・チャレンジモデルセミナー ・女性のための再就職チャレンジセミナー ・男女共同参画セミナー(男性講座) ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座
人権啓発に関する人材養成事業 [人権施策課] (570) 施策 (1)-3	県・市町村職員あるいは地域のリーダーである自治会長を対象に、人権に関する広範な知識と時代に即した研修を実施することにより、職場研修・地域研修・懇談会等に活用し得る資質の向上を図る
女性人材バンク事業 [男女共同参画課] (157) 施策 (2)-	政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村に提供する。 登録者数 500人(平成18年3月末現在)
知事と女性リーダーとの談話会 [男女共同参画課] (67) 施策 (2)-	県政懇話会の一環として、女性リーダーの立場から県の地域課題や将来像を語り合う懇話会を開催。 ・開催回数 1回 ・参加者 女性リーダー10名

事業一覧(再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[人権施策課]	[男女共同参画課]
人権啓発に関する人材養成事業<(1)- >	女性センター講座・セミナー事業<(1)- >
人権啓発・教育コーディネーター養成事業<(1)- >	女性人材情報バンク事業<(2)- >
	知事と女性リーダーとの談話会<(2)- >
	「チャレンジサイトなら」の運営<(2)- >
	働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業<(2)- >

基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

- 1 . 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備

基本施策	具体的施策
(1) 企業における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進	「男女雇用機会均等法」の周知徹底 男女共同参画を進める事業所の実践事例の情報提供 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮と周知徹底
(2) 男女の仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備	育児・介護休業制度の普及定着に向けた啓発 短時間勤務、フレックス・タイム制等の普及促進に向けた啓発 時間外労働の是正、年次有給休暇の取得推進など労働時間短縮に向けた啓発 育児・介護休業取得者への生活支援のための融資 「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」（妊娠・出産後の健康管理に関する規定）などの母性保護に関する法律の周知徹底
(3) 労働に関する相談・情報提供の充実	関係機関との連携による相談体制の充実 セクシュアル・ハラスメント等労働に関する相談体制の充実 仕事と子育て等の両立のための相談・情報提供の充実

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (1,267)再掲 施策 (2)-	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核とし、構成員・構成団体の主体的な取組を相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議 ・総会、部会、小委員会の開催 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぴ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日時：平成18年7月1日 場所：奈良県文化会館（奈良市） 内容：基調講演、パネルディスカッション
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業 [男女共同参画課] (433)再掲 施策 (2)-	男女が共に、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを促進するため、事業者や経営者層に向けた意識啓発を行う。 ・トップセミナーの開催 年2回 ・企業内出前講座の実施 年5回
労働教育事業 [雇用労政課] (820)再掲 施策 (2)-	・各種セミナー・労働講座の講演において適宜実施（年4回） ・労働時報（年6回 1,300部発行） ・ろうせいハンドブック（年1回 1,500部発行） 再掲[1-1-(2)-]
勤労者生活支援資金融資事業 [雇用労政課] (1,008) 施策 (2)-	育児・介護休業中の勤労者の生活の安定を図るとともに、育児介護休業制度のより一層の利用促進に資するための融資を行う。 また、労働者が臨時又は緊急な事由により資金需要をきたした場合に、融資を行う。 育児・介護休業生活資金融資； 資金用途 休業中の生活費 貸付利率 1.6% 貸付期間 5年以内（据置1年以内） 貸付限度額 育児1,000千円 介護 600千円 生活支援資金融資； 資金用途 教育費、医療費 貸付利率 1.6% 貸付期間 5年以内（据置1年以内） 貸付限度額 1,000千円

事業名 <small>[担当課]/(H18予算:千円)</small>	平成18年度 事業概要
労使安定促進事業 <small>[雇用労政課]</small> (2,000) 施策 (2)-	労働相談窓口の運営
働く女性の支援・対策 <small>[男女共同参画課]</small> (1,267) 施策 (3)-	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供するとともに、「働く女性の支援ガイドブック」作成等の情報提供を行う。 また、働く女性のための相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応する。(女性センター) 1. 女性の継続就労調査研究事業 情報交換会の開催 3回開催 「働く女性支援ガイドブック」作成 2. 働く女性のための情報相談事業 働く女性の相談窓口の設置 窓口開設：平成18年7月～ 相談予約時間：平日(9時～20時のうち3時間)、土・日・祝(13時～16時) 3. 働く女性の支援講座 内 容：女性が働き続けるための秘訣や女性を取り巻く社会経済情勢等について学ぶ 開催回数：年2回 募集人数：女性 各60名
働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業 <small>[男女共同参画課]</small> (4,593) 施策 (3)-	働く女性の仕事と家庭の両立のための工夫、女性の就労継続、能力発揮のための企業の具体的取組事例等を紹介した冊子を作成する。(女性センター)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]

男女共同参画県民会議事業<(1)- >

働く女性の支援・対策事業<(1)- , (3)- >

働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業<(1)- , (3)- >

女性センター情報・相談事業(情報誌の発行)<(1)- >

女性に対する暴力防止対策事業<(1)- >

[雇用労政課]

労働教育事業<(1)- , (2)- >

勤労者生活支援資金融資事業<(2)- >

労使安定促進事業<(3)- >

- 2 . 多用な就業形態における条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 多用な就業形態の促進と労働条件の改善	ワークシェアリングの普及推進 「労働基準法」の周知徹底 「パートタイム労働法及び指針」の周知徹底 「派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」の周知徹底 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底 「雇用対策法」における求人の際の年齢制限是正の努力義務について周知徹底
(2) 就業に向けた能力開発等への支援	再就職に向けた相談・情報提供、講習の充実 企業の人材ニーズに対応した多様な職業訓練の実施 職業訓練生の就職支援 キャリアアップ、スキルアップのための技能検定機会の提供 就職に必要なパソコン等の技術講習会の開催 ジョブ・カフェを拠点とした若年層の就業相談、情報提供、セミナーの実施
(3) 起業等に対する支援や自営業者への経営情報の提供	起業に関する知識・技術を習得する機会の提供 起業家・自営業者等への情報提供と相談機能の充実 起業家・自営業者等への資金供給のための融資 起業家・自営業者等の交流・連携の促進 情報通信機器を活用したSOHOの支援 コミュニティビジネスの育成支援
(4) 農林水産業における女性の経営参画・社会参画の促進	農林業に携わる女性の技術習得、人材育成の促進 家族経営協定締結の推進による就労環境の整備 農業における女性の経営参画の促進 研修やコンサルティング等の実施による農業を核とした起業支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
ワークシェアリング普及促進事業 [雇用労政課] (247) 施策(1)-	・ワークシェアリング普及会議の運営 ・多様な働き方導入支援アドバイザーの派遣
労働教育事業 [雇用労政課] (820)再掲 施策(1)-	・各種セミナー・労働講座の講演において適宜実施(年4回) ・労働時報(年6回 1,300部発行) ・ろうせいハンドブック(年1回 1,500部発行) (再掲) - 1 - (2) -
iセンター運営事業 [雇用労政課] (30,734) 施策(2)-	奈良しごとiセンター 場所奈良労働会館内(奈良市)相談員5人 高田しごとiセンター 場所中和労働会館内(大和高田市)相談員3人 各種職業情報提供・職業相談実施・職業情報強化事業 しごとセンターにおける「しごと情報ネット」等を利用した各種職業情報の提供 就職支援技術講習事業しごとiセンターにおける就職支援技術講習会の実施 パソコン定員270人 医療事務定員30人
中高年等再就職支援事業 [雇用労政課] (36,307) 施策(2)-	中高年齢求職者の職業能力開発を行うため、民間職業訓練施設等を活用した施設外訓練を実施 経理・ビジネス等 7コース×20名 訓練生の就職支援業務を行う巡回就職支援指導員 1名配置
若年者雇用対策推進事業 [雇用労政課] (3,178) 施策(2)-	ワンストップサービスセンター「ならジョブカフェ(ヤングコーナー)」の運営 高校生を対象とした就職フォーラム「ジョブサマースクール」の開催 県内出身大学生等への情報提供 フリーター等を対象とした就職基礎能力向上講座の実施

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
SOHO事業者支援事業(中小企業支援センター事業) [工業支援課] (-) 施策 (3)-	県内SOHO事業者と中小企業が受発注取引や幅広い企業内交流を行える場として、中小企業支援センターホームページ上にSOHO事業者の支援コーナーを開設し運用している。
地域支え合いカンパニー支援事業 [長寿社会課] (4,438) 施策 (3)-	高齢者グループ(60歳以上が過半数)による起業に対する支援 ・地域支え合いカンパニー支援事業 ・地域支え合いカンパニー創設支援事業 ・運営主体:(財)健やか奈良支援財団
女性活動促進事業 [農業水産振興課] (1,000) 施策 (4)-	家族経営協定の締結等により男女共同参画社会を推進し、農村地域のリーダーとして活躍し得る女性に対して、能力の高度化を図るための研修を実施する。 ・次世代リーダー支援研修 ・女性起業活動高度化研修

事業一覧(再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

<p>[長寿社会課] 地域支え合いカンパニー支援事業<(3)- > [商工課] 商工会等女性部育成事業<(3)- > [工業支援課] 創業者事業化促進支援事業(中小企業支援センター事業)<(3)- > やまと創業インキュベータ運営事業(奈良)<(3)- > やまと創業インキュベータ運営事業(大和高田)<(3)- > 中小企業経営革新コンサルティング事業<(3)- > 総合相談窓口事業(中小企業支援センター事業)<(3)- > SOHO事業者支援事業(中小企業支援センター事業)<(3)- > [金融・商業振興課] 新事業活動促進資金(創業支援)<(3)- > [林政課] 林業教室の開催<(4)- > 基幹林業就業者等養成・新作業システムオペレーター育成<(4)- ></p>	<p>[雇用労政課] ワークシェアリング普及促進事業<(1)- > 労働教育事業<(1)- > 人権差別による就職困難者に対する 雇用促進対策<(1)- > iセンター運営事業<(2)- > 中高年等再就職支援事業<(2)- > 職業訓練事業 <(2)- > 訓練生就職支援対策事業<(2)- > 技能向上対策事業<(2)- > 就職支援技術講習事業<(2)- > 若年者雇用対策推進事業<(2)- > [農業水産振興課] 女性活動促進事業<(4)- ></p>
--	---

基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

- 1 . とともに支えあう家庭生活の構築

基本施策	具体的施策
(1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進 男女共同参画県民会議を核とした、職場・地域・家庭等における意識啓発の推進 家族が共同して家事を担うような意識啓発と学習機会の提供 男性の子育てや子どもの教育への参画促進
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備	保育所等における多様な保育サービスや保育内容の充実 幼稚園における子育て支援の充実 放課後児童クラブの設置促進 市町村における子育て支援拠点づくりの促進 子育てに関する相談・情報提供の充実 子育てにかかる従事者の資質の向上 地域で子どもを育てる活動を推進する指導者、ボランティアの養成 子育てサークル活動促進のためのリーダー養成 子育てサークル間のネットワークづくりのための交流会等の開催 児童虐待防止の総合的な推進
(3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備	高齢者の就労環境整備 高齢者の自主的活動のきっかけづくりや情報提供 高齢者の持つ知識や経験の有効活用 高齢者の再就職支援 シニア世代の創業・起業支援 女性に偏った介護役割意識の解消と男性の介護への参画促進 介護保険サービス提供事業者への支援 介護保険サービスを担う人材の育成 在宅福祉サービス・施設サービスの充実 介護サービス利用者に分かりやすい情報提供と相談体制の充実 高齢者虐待の防止及び認知症高齢者に対するネットワークの形成
(4) ひとり親家庭への自立支援策の推進	母子・父子家庭への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業相談や就業支援講習会等の就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業 [男女共同参画課] (433) 施策 (1)-	男女が共に、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを促進するため、事業者や経営者層に向けた意識啓発を行う。 ・トップセミナーの開催 年2回 ・企業内出前講座の実施 年5回
「家庭教育・家庭の日」の啓発普及 [青少年課] [(教)教育研究所] (-) 施策 (1)-	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨の普及を行う
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (国費364) 施策 (1)-	「子育て企業フォーラム」を開催し、企業などの男性社員などを対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進する
放課後児童健全育成事業 [こども家庭課] (216,565) 施策 (2)-	保護者が昼間家庭にいない児童に適正な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援する。 131か所

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
介護支援専門員、訪問介護員への研修の実施 [長寿社会課] (5,095) 施策 (2)-	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう、国の制度見直しを踏まえ、認定調査員研修事業等を実施し、資質の向上を図る。 ・介護支援専門員実務研修 ・介護支援専門員実務従事者基礎研修 ・主任介護支援専門員研修 ・認定調査員研修 ・介護認定審査会委員研修 ・介護認定平準化研修 ・主治医研修
地域子育て支援センター事業 [こども家庭課] (71,780) 施策 (2)-	子育て家庭に対する、育児不安等についての相談指導及び子育てサークル・子育てボランティアの育成支援、地域の需要に応じた保育サービスの普及促進を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため事業の経費を補助 24ヶ所
地域組織(母親クラブ)活動育成費補助 [こども家庭課] (1,548) 施策 (2)-	母親等が中心となって、地域社会において児童の健全育成を進めることを目的に形成された組織の活動を支援する。 13組織
児童虐待防止支援事業 [こども家庭課] (8,967) 施策 (2)-	児童虐待が依然として深刻な状況にあることから、中央こども家庭相談センターに夜間・土日・休日にも相談員を常駐させ24時間相談業務を開始するなど、こども家庭相談センターの体制を整備して、児童虐待への対応を強化する。
仲間づくりのためのグループ・人材情報バンク事業 [長寿社会課] (1,349) 施策 (3)-	保護者が昼間家庭にいない児童に適正な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援する。 131か所
高齢者総合相談センターの運営 [長寿社会課] (16,582) 施策 (3)-	高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、高齢者及びその家族等の福祉増進を図る。 ・設置場所 奈良県社会福祉総合センター4F(橿原市) ・一般相談：生きがい相談、家族・家庭に関する相談 ・専門相談：法律、税金、年金、医療及び保健、介護
地域包括支援センター運営への支援 [長寿社会課] (8,959) 施策 (3)-	介護保険制度改革に伴い、各市町村において設置されることとなった「地域包括支援センター」の機能が十分に発揮されるよう適切な支援を行う。 ・地域包括支援センター職員研修事業 ・地域包括支援センターネットワーク支援事業 ・新予防給付マネジメント研修事業
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (1,139) 施策 (4)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (19,959) 施策 (4)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[福祉政策課]	要保護児童対策地域協議会
ユニバーサルデザイン推進事業<(1)- >	（市町村域児童虐待防止ネットワーク）の整備<(2)- >
[長寿社会課]	母子家庭等日常生活支援事業<(4)- >
仲間づくりのためのグループ	母子家庭等就業・自立支援センター事業<(4)- >
・人材情報バンク事業<(3)- >	自立支援教育訓練給付事業<(4)- >
まほろばシニアリーダーカレッジの開催<(3)- >	母子寡婦福祉資金貸付事業<(4)- >
高齢者総合相談センターの運営<(3)- >	[青少年課]
地域支え合いカンパニー支援事業<(3)- >	「家庭教育・家庭の日」の啓発普及<(1)- >
事業者支援事業<(3)- >	[男女共同参画課]
介護支援専門員、訪問介護員への研修の実施<(3)- >	男女共同参画広報啓発事業<(1)- >
家族介護支援対策の推進	女性センター講座・セミナー事業<(1)- >
・老人福祉施設運営の充実<(3)- >	男女共同参画県民会議事業<(1)- (3)- >
ホームページの充実<(3)- >	仕事と家庭が両立できる環境づくり事業<(1)- >
地域包括支援センター運営への支援<(3)- >	[雇用労政課]
介護サービス情報の公表<(3)- >	労働教育事業<(1)- >
高齢者虐待防止事業<(3)- >	仕事と家庭の両立支援事業<(2)- >
[こども家庭課]	定年の引き上げ、継続雇用制度の導入<(3)- >
子育てホームページ運用事業<(1)- 、(2)- >	シニア世代経験活用・就業支援事業<(3)- >
「子育て不安ゼロ作戦」推進事業<(1)- 、(2)- >	高齢者等の雇用促進対策
休日保育事業<(2)- >	シニア世代経験活用・就業支援事業<(3)- >
一時保育事業<(2)- >	iセンター運営事業<(4)- >
放課後児童健全育成事業<(2)- >	[(教)教育研究所]
地域子育て支援センター事業<(2)- >	「家庭教育・家庭の日」の啓発普及<(1)- >
子育て電話相談「安心子育てダイヤル」の運営<(2)- >	家庭教育推進事業<(1)- >
児童福祉施設職員等研修<(2)- >	幼稚園における子育て支援事業や子育て支援活動の実施<(2)- >
地域組織（母親クラブ）活動育成費補助<(2)- >	
なら結婚・子育て応援団事業<(2)- >	
子育て支援推進コーディネーター研修<(2)- >	
子育て支援サークル等の情報交流会<(2)- >	
児童虐待防止支援事業<(2)- >	

- 2 . 女性のチャレンジ支援

基本施策	具体的施策
(1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進	インターネット等によるチャレンジ支援情報提供の充実 チャレンジ支援ネットワーク体制の整備 身近なロールモデルの積極的な情報提供
(2) 再チャレンジへの支援	チャレンジ支援講座の充実 女性の再就職、地域活動等に向けた相談・情報提供の充実 チャレンジ支援関係機関との連携による活動支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
「チャレンジサイトなら」の運営 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	ホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、ロールモデルの情報を広く提供する。
チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	関係機関の連携による効果的なチャレンジ支援を推進する。
女性のチャレンジ応援事業 [男女共同参画課] (413) 施策 (2)-	・チャレンジ意欲のある女性がチャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として チャレンジ週間イベントを開催。 期間 平成19年3月第1週 5日間 場所 女性センター 内容 講演、トーク、パネルディスカッション
働く女性の支援・対策事業 [男女共同参画課] (4,593)再掲 施策 (1)-	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供するとともに、「働く女性の支援ガイドブック」作成等の情報提供を行う。 また、働く女性のための相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応する。(女性センター) 1. 女性の継続就労調査研究事業 情報交換会の開催 3回開催 「働く女性支援ガイドブック」作成 2. 働く女性のための情報相談事業 働く女性の相談窓口の設置 窓口開設:平成18年7月~ 相談予約時間:平日(9時~20時のうち3時間)、土・日・祝(13時~16時) 3. 働く女性の支援講座 内 容:女性が働き続けるための秘訣や女性を取り巻く社会経済情勢等について学ぶ 開催回数:年2回 募集人数:女性 各60名 再掲[2-1-(3)-3]

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]

「チャレンジサイトなら」の運営<(1)- , (2)- >

チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営<(1)- , (2)- >

女性センター講座・セミナー事業

(女性のチャレンジ支援講座)<(2)- >

女性のチャレンジ応援事業<(2)- >

働く女性の支援・対策事業<(2)- >

- 3 . 地域における男女共同参画の推進

基本施策	具体的施策
(1) ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動等の参加促進のための情報収集と県民への情報提供 ボランティア・NPOと行政の協働の推進
(2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進	男女共同参画を推進する人材の育成 男性の地域活動参加への意識啓発の推進 地域づくり活動への参加促進のための情報収集・提供 地域づくりの人材養成塾等の開催

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
ボランティア・NPO活動普及啓発事業 [県民生活課] (2,060) 施策 (1)-	ボランティア・NPO活動への参加を促進するための普及啓発事業を実施する。 ・情報誌「スマイルズ」の発行 年3回、各8,500部 ・ボランティア体験キャンペーンの実施 7月～9月をキャンペーン期間に設定し、多くの県民が気軽に参加できる機会を設ける。
ボランティア・NPO活動推進事業 [県民生活課] (10,954) 施策 (1)-	インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用等を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を図る。 ・奈良ボランティアネットの運用
ボランティア・NPO活動支援事業 [県民生活課] (1,138) 施策 (1)-	「総合ボランティアセンター」及び「西奈良ボランティアセンター」に印刷機器、コピー機、パソコン、プリンター、貸出用ロッカーを設置し活動支援を行う。 総合ボランティア活動センター 貸出ロッカー 40個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター2台(モノクロ)を設置 西奈良ボランティアセンターの設置・運営 貸出ロッカー 24個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター1台(モノクロ)を設置
県とNPOとの協働事業提案制度事業 [県民生活課] (5,292) 他課計上分も含む 施策 (1)-	NPOから協働して実施することでより高い効果が期待できる事業提案を募集し採択した事業について、県とNPOが協働で事業に取り組む。「ボランティア・NPO活動推進基金」を財源とする。 平成18年度 5事業の実施 平成19年度実施 4事業の採択
地域づくり情報発信事業 [交流政策課] (404) 施策 (2)-	まほろば地域づくりネットの運用およびメールマガジンの発行により、一般県民を含めた広い範囲に地域づくり情報を提供し、県民の地域づくり活動への参加を図る。
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,826)一部 施策 (2)-	男女共同参画いきいきサポーター養成講座

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[交流政策課]	[男女共同参画課]
地域づくり情報発信事業<(2)- >	県男女共同参画県民会議事業<(1)- ,(2)- >
新世紀人材養成事業<(2)- >	男女共同参画広報啓発事業
[県民生活課]	(男女共同参画週間啓発事業)<(1)- >
奈良ボランティアネット運用事業<(1)- >	女性センター講座・セミナー事業<(2)- >
情報誌「スマイルズ」発行事業<(1)- >	
ボランティア・NPO活動支援事業<(1)- >	
ボランティア体験キャンペーン事業<(1)- >	
県とNPOとの協働事業提案制度事業<(1)- >	

基本目標 男女の人権の尊重

- 1 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本施策	具体的施策
(1) 関係機関との連携による総合的な支援体制等の整備	女性に対する暴力根絶のための意識啓発 相談しやすい体制の整備 被害者の人権に配慮した職務関係者等への研修の充実 関係機関の連携
(2) 夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進	被害者のさらなる被害（二次的被害）の防止等、被害者の人権に配慮した相談体制の充実 被害者とその子どもの自立支援
(3) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止の強化	性犯罪への厳正な対処 相談しやすい体制の整備 民間被害者援助団体との連携による被害者支援 ストーカー行為等への対策の推進 安全・安心なまちづくりの推進 「児童買春・児童ポルノ法」、「出会い系サイト規制法」等に基づく対策の推進 「奈良県青少年健全育成条例」に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
女性に対する暴力防止対策事業 [男女共同参画課] (435) 施策(1)-	D V、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図る。 ・女（ひと）と男（ひと）が築く人権フォーラム の開催 時期：平成18年11月（「女性に対する暴力をなくす運動」期間中） 場所：奈良市内 内容：基調講演、パネルディスカッション
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,826) 再掲 (一部) 施策(1)-	(DV被害者支援を考える講座)
女性センター情報・相談事業（女性相談） [男女共同参画課] (12,812) 施策(1)-	相談員、弁護士が、女性の様々な問題や悩みについての電話や面談による相談を行う。 電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～20:00 土 9:30～18:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談は週3回（予約制）
女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議の開催 [男女共同参画課] (-) 施策(1)-	女性に対する暴力の根絶を目的に、庁内関係課・機関との連携を図る。
D V被害者支援事業 [こども家庭課] (3,150) 施策(2)-	D V被害者及び同伴児童に対する自立支援のため、相談用務の充実及び関係機関とのネットワークの構築を図る。
一時保護所運営管理事業 [こども家庭課] (12,150) 施策(2)-	D V被害者及び同伴者を緊急に保護する一時保護所の管理運営を行う。

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
被害者等支援体制の確立 [警察本部] (-) 施策 (3)-	・被害者等支援員の養成 「被害者等支援員」(ボランティア)講習の実施 H18.8.25~10.27
安全やまとまちづくり 県民会議の運用 [警察本部] (1,060) 施策 (3)-	女性に対する犯罪を防止するため女性高齢者部会を設け、地域婦人団体連絡協議会等を通して意識啓発高揚及び自主防犯活動の促進を図る。
「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進 [警察本部] (865) 施策 (3)-	子ども安全サポート情報システムの活用、安全やまとまちづくり県民会議の総会、部会の開催、地域職域団体による児童見守り組織の拡充

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[こども家庭課]

女性相談対策事業<(1)-, (3)- >

配偶者等からの暴力被害者支援協議会の開催<(1)- >

DV被害者支援事業<(2)- >

一時保護所運営管理事業<(2)- >

要援護家庭支援の推進<(2)- >

[青少年課]

青少年非行問題等対策事業<(3)- >

[男女共同参画課]

女性に対する暴力防止対策事業<(1)- >

女性センター講座・セミナー事業

(DV被害者支援を考える講座)<(1)- >

女性センター情報・相談事業

(女性相談)<(1)-, (2)-, (3)- >

女性センター講座・セミナー事業(女性相談機関研修会)<(1)- >

女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議の開催<(1)- >

[雇用労政課]

労使安定促進事業<(3)- >

[警察本部]

女性警察官の登用<(1)-, (2)-, (3)- >

被害防止教室の開催<(1)- >

性犯罪被害者対策事業<(3)- >

被害者等支援体制の確立<(3)- >

事件化等の推進<(3)- >

安全やまとまちづくり県民会議の運用<(3)- >

取締りの徹底と被害防止のための広報啓発活動の推進<(3)- >

「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進<(3)- >

- 2 . 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	思春期における保健対策の推進 更年期における保健対策の推進 女性専門の保健医療の充実 心の健康づくりの推進 薬物乱用防止対策の推進 健やか生活習慣の推進
(2) 母性保護と母子保健対策の充実	妊娠、出産期における女性の健康支援 喫煙、飲酒等による身体への影響に関する情報提供 不妊に関する相談、情報提供の充実 不妊治療に対する助成
(3) 性の尊重についての認識の浸透	人権尊重の立場に立った性教育の充実 H I V / エイズ、性感染症対策の推進 性教育実践調査研究の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
生涯を通じた女性の健康支援事業 [健康増進課] (140) 施策 (1)-	健康教育及び女性健康支援センターの開催
女性専門の保健医療の充実 [医大・病院課] (-) 施策 (1)-	県立奈良病院：女性医療相談室の開設 (H15.8~、無料、H18.4~休止中) 県立医科大学附属病院：女性専門外来の開設 (H17.4~、有料)

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
薬物乱用防止対策事業 [薬務課] (1,291) 施策(1)-	「626ヤング街頭キャンペーン」を実施 実施日 平成18年6月18日 場 所 橿原市 ダイヤモンドシティ・アルル
周産期医療体制の充実 [医務課] (-) 施策(2)-	NICU(新生児集中管理室)等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じている。
喫煙対策の推進 [健康増進課] (1,080) 施策(2)-	たばこの害や喫煙防止、禁煙等についてのパンフレット配布による知識の普及啓発を図る。
不妊専門相談センター事業 [健康増進課] (729) 施策(2)-	不妊に悩む夫婦に対する面接・電話相談
不妊治療費助成事業 [健康増進課] (22,344) 施策(2)-	不妊治療を受けた夫婦に対する助成
事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[医務課]	不妊専門相談センター事業<(2)- >
周産期医療体制の充実<(2)- >	不妊治療費助成事業<(2)- >
[医大・病院課]	エイズ対策促進事業<(3)- >
女性専門の保健医療の充実<(1)- >	[薬務課]
[健康増進課]	薬物乱用防止対策事業<(1)- >
生涯を通じた女性の健康支援事業<(1)- >	[(教)教育研究所]
働き盛り世代の心の健康づくり<(1)- >	男女共同参画を推進する学習の充実<(3)- >
正しい食習慣獲得への支援<(1)- >	[(教)保健体育課]
運動習慣定着への支援<(1)- >	学校における性教育の充実<(3)- >
未熟児・低体重児支援事業<(2)- >	性教育実践調査研究事業<(3)- >
喫煙対策の推進<(2)- >	

- 3 . 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援	就職差別、職場での差別撤廃に向けた事業主への啓発 職業能力の開発・技術習得の機会の拡充 障害者に対する在宅福祉サービスの充実と社会参加の促進 障害者の職場適応訓練等による就業支援 外国人のための日本語学習への支援 母子家庭の母等への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業支援講習会等による就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施
(2) 相談・情報提供の充実	関係機関との連携による相談体制の充実 職業相談・情報提供の充実 企業内における人権教育の推進（相談・指導）及び関係機関との連携強化 点字・音声などによる情報提供の充実 外国語による生活情報の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (1,139)再掲 施策(1)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に日常生活支援員を派遣 再掲 [3 - 1 - (4) -]
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (19,959)再掲 施策(1)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。 再掲 [3 - 1 - (4) -]
職場適応訓練事業 [障害福祉課] (75,842) 施策(1)-	職場適応訓練手当の支給 長期訓練重度300人月 重度以外200人月 短期訓練28人日 職場適応訓練実施事業所委託60事業所
在住外国人向け生活情報提供事業(シルク財団) [文化国際課] (60) 施策(2)-	多言語で実生活に即応しうる生活情報をホームページに掲載し発信を行う。(英語・中国語・ハンガール・ポルトガル語・スペイン語、日本語)
障害者情報提供事業 [障害福祉課] (1,426) 施策(2)-	聴覚障害者の要望の多いテレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープの作成を委託し、聴覚障害者用ビデオライブラリーとして貸し出すことにより、聴覚障害者の知識や教養の向上を図る。
母子及び寡婦福祉対策事業 [こども家庭課] (26,291) 施策(2)-	母子家庭及び寡婦の自立に必要な助言・指導を行う母子自立支援員及び母子福祉委員を設置し、その福祉の増進に努める。 母子自立支援員 6人 母子福祉委員 105人
人権相談ネットワーク推進事業 [人権施策課] (496) 施策(2)-	なら人権相談ネットワークにおいて、相談員相互の情報交換等を行うとともに、人権に関する幅広い見識のもとに、相談内容に応じたきめ細かな対応ができるよう、相談員の資質向上を図るため研修会を開催する。
企業内人権問題推進事業 [商工課] (743) 施策(1)-	・企業主等人権・同和問題研修会の開催 ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
企業内人権センターの 運営 [商工課] (9,224) 施策(2)-	・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び人権・同和問題の啓発指導を実施。 ・雇用情報の収集及び情報提供

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[文化国際課]	自立支援教育訓練給付事業<(1)- >
外国人生活相談窓口設置事業(シルク財団)<(2)- >	母子寡婦福祉資金貸付事業<(1)- >
在住外国人向け生活情報提供事業	母子及び寡婦福祉対策事業<(2)- >
(シルク財団)<(2)- >	[人権施策課]
[障害福祉課]	人権相談ネットワーク推進事業<(2)- >
共同生活援助負担金)<(1)- >	[男女共同参画課]
身体障害者福祉ホーム事業<(1)- >	女性センター情報・相談事業(女性相談)<(2)- >
知的障害者福祉ホーム事業<(1)- >	女性センター講座・セミナー事業
障害者社会参加総合推進事業<(1)- >	(女性相談機関研修会、交流会)<(2)- >
市町村障害者社会参加促進事業<(1)- >	[商工課]
障害者110番事業<(2)- >	企業内人権問題推進事業<(1)- >
身体障害者相談員設置事業<(2)- >	企業内人権センターの運営<(2)- >
知的障害者相談員設置事業<(2)- >	[雇用労政課]
視覚障害者福祉センター管理運営事業<(2)- >	人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策<(1)- >
即時情報ネットワーク事業<(2)- >	障害者委託訓練事業<(1)- >
障害者情報提供事業<(2)- >	職場適応訓練事業<(1)- >
即時情報ネットワーク事業<(2)- >	iセンター運営事業<(1)- , (2)- >
[こども家庭課]	[(教)生涯学習課]
母子家庭等日常生活支援事業<(1)- >	在日外国人日本語講座開催事業<(1)- >
母子家庭等就業・自立支援センター事業<(1)- , (2)- >	

基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- 1 . 男女共同参画に関する意識啓発の推進

基本施策	具体的施策
(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょくと社会における慣行の見直し	事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動 職場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）の見直しに向けた啓発 男女共同参画の視点からの施策や事業の見直し 女性センターを拠点とした学習機会の充実と情報提供 男性に向けた広報・啓発の充実 行政職員に対する意識啓発 各種メディアの幅広い活用による県民にわかりやすい広報・啓発活動 男女共同参画の理念、「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動 人権に関する啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用 国・市町村・団体等との連携による人権啓発活動の充実
(2) 国際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供	男女共同参画関連施策の推進状況の公表 女性センターを拠点とした情報収集・提供の充実 男女共同参画に関する統計情報の収集及び、わかりやすい情報提供
(3) メディアを通しての女性の人権の尊重とメディア・リテラシーの確立	行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進 メディアにおける女性の人権の尊重に向けた自主的な取組の促進 インターネットによる人権啓発活動の推進 メディア・リテラシーの学習機会の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (1,267) 施策(1)-	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核とし、構成員・構成団体の主体的な取組を相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議 ・総会、部会、小委員会の開催 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぴ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日時：平成18年7月1日 場所：奈良県文化会館（奈良市） 内容：基調講演、パネルディスカッション
庁内推進体制の整備 [男女共同参画課] (-) 施策(1)-	県男女共同参画推進本部を核とし、職員の意識啓発推進および施策の検討を行う。
青少年社会的自立支援事業（自立心を育む親子読本作成事業） [青少年課] (3,601) 施策(1)-	次代を担う青少年の社会的自立を促進するため、乳幼児をかかえる家庭の保護者を対象に、子どもの自立心を醸成する親子読本を作成、配布する。 ・A4 40,000部、配布先：幼稚園、保育所在籍児童等の保護者
女性センター情報・相談事業（情報提供） [男女共同参画課] (1,022) 施策(1)-	ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等に通じた情報提供、情報資料コーナーの設置し、情報提供を行う。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年2回発行 A4版 8頁 7,000部 ・ホームページの開設：女性センターホームページ・チャレンジサイトなら
男女共同参画広報啓発事業 [男女共同参画課] (782) 施策(1)-	男女共同参画社会の実現をめざし、啓発パンフレットの発行、男女共同参画週間啓発事業、進捗状況報告書の作成等を行う。 ・啓発パンフレット テーマ(案)「男女共同参画ってこーいうこと！」 部数 15,000部 ・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 300部 HPでも情報発信

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
人権情報誌「かがやき・なら」の発行 [人権施策課] (1,452) 施策(1)-	あらゆる人権問題を身近に感じ、実際の行動に結びつけることができるような人権に関する情報誌を発行する。
差別をなくす強調月間 [人権施策課] (1,657) 施策(1)-	7月の差別をなくす強調月間に人権問題に関する「標語・ポスター」を公募し、優秀作品については、記念品を授与する。
社会教育推進事業 [(教)生涯学習課] (618) 施策(2)-	生涯学習カレッジ ふるさと発掘・発信セミナー 人権教育セミナー まなびリーダー研修 子どもの居場所づくり推進研修 もの作り指導者養成研修 現代的課題研修 家庭教育学級リーダー研修会 P T A指導者研修会 高等学校P T A指導者研修会 高等学校P T A「家庭教育」指導者研修会 P T A研究大会 美術作品展 陶芸体験講座 エル・ネットオープンカレッジ
女性センター情報・相談事業(情報提供) [男女共同参画課] (1,022)再掲 施策(2)-	再掲[4-1-(1)-]
男女共同参画関連施策の推進状況の公表 [男女共同参画課] (1,022)再掲 施策(2)-	・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 300部 HPでも情報発信 再掲[5-1-(1)-]
人権教育推進指導者養成講座 [(教)人権教育課] (-) 施策(2)-	5講座開催 第1講座 H18.9.7 県立教育研究所 第2講座 H18.9.13 奈良市立都跡公民館 第3講座 H18.9.19 県立教育研究所 第4講座 H18.9.28 県立教育研究所 第5講座 H18.10.12 県社会福祉総合センター
女性団体活動支援事業 [男女共同参画課] (374) 施策(2)-	女性センターを拠点として活動している女性団体・女性グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体の等の活動を支援する。

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[人権施策課]

- 人権啓発冊子の作成<(1)- >
- 人権啓発ポスターの作成<(1)- >
- 人権情報誌「かがやき・なら」の発行<(1)- >
- 人権マップ等の作成<(1)- >
- 人権週間街頭啓発事業<(1)- >
- 人権啓発特別展示<(1)- >
- 差別をなくす強調月間<(1)- >
- ふれあい人権ひろば開催事業<(1)- >
- 「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業<(1)- >
- 人権ホームページの運用<(3)- >

[男女共同参画課]

- 女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (3)- >
- 男女共同参画県民会議事業<(1)- >
- 働く女性の仕事と家庭の
両立モデル事例集作成事業<(1)- >
- 男女共同参画広報啓発事業<(1)- , (3)- >
- 庁内推進体制の整備<(1)- , (3)- >
- 女性センター講座・セミナー事業<(1)- >
- 女性センター情報・相談事業(情報提供)
<(1)- , (2)- >
- 男女共同参画広報啓発事業<(1)- , (3)- >
- 男女共同参画関連施策の推進状況の公表<(2)- >

- 2 . 男女共同参画を推進する学習の充実

基本施策	具体的施策
(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	保育所等における男女共同参画に関する取組の促進 幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 家庭教育を支援できる人材の派遣 家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化 勤労観、職業観を育成し、男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 教職員、管理職への男女共同参画に関する研修の充実
(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援	女性センター・社会教育センター等におけるライフステージに応じた講座開催 生涯学習情報提供の充実 人権に関する学習機会の提供の充実 人権教育学習教材の提供 県内女性グループの活動・交流促進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H18予算:千円)	平成18年度 事業概要
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (358) 施策(1)-	・家庭教育に対する意識の高揚を図り、家庭教育への父親の積極的な参加を促すため「子育て企業フォーラム」の開催。
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (894) 施策(1)-	家庭教育に関する意識の高揚を図るため、テレビ番組「いきいき家族」の放送 <放送> 3回 「コミュニケーションの力をそだてよう」、「どうする?子育てに悩んだときは」、「小児科医に聞く」
キャリア教育の推進 [(教)教育研究所] (-) 施策(1)-	児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、一人一人に職業観・勤労観の育成を図る。
教職員研修事業 [(教)教育研究所] (-) 施策(1)-	管理職(学校経営・人権教育)研修講座 対象:全公立学校管理職各校1名 内容:男女共同参画社会の実現に向けて 講師:音田昌子(大阪府立文化情報センター所長) 「ワークショップで学ぶ」人権教育研修会 対象:教員(幼・小・中・高・障) 内容:人権課題を考える - 様々な違いが尊重された社会を目指して - 講師:虎井まさ衛(作家) 初任者研修講座 対象:小・中・高・障害児教育諸学校初任者 内容:男女共同参画社会を目指して ~授業から迫る男女共同参画社会~ 10年経験者研修講座 対象:小・中・高・障害児教育諸学校10年経験者(選択希望者) 内容:男女共同参画社会を目指す学習について
教育放送番組制作・放送事業 [(教)教育研究所] (214) 施策(2)-	「明日への対話」シリーズ『高齢者が安心して暮らせる社会を目指して』の制作・放送 その他、人権教育の生涯学習番組の放送 13本

事業一覧(再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[学研・大学連携室]	人権教育セミナー<(2)- >
私立学校人権教育推進事業<(1)- >	生涯学習情報誌「まなび奈良」発行<(2)- >
[こども家庭課]	[人権教育課]
児童福祉施設職員等研修<(1)- >	高校生用リーフレットの作成・配布<(1)- >
[青少年課]	人権教育推進者研修会<(1)- >
青少年社会的自立支援事業 (自立心を育む親子読本作成事業)<(1)- >	人権教育推進指導者養成講座<(2)- >
[人権施策課]	ホームページでの紹介<(2)- >
「人権ワークショップ」開催事業<(2)- >	[教育研究所]
[男女共同参画課]	男女共同参画を推進する学習の充実<(1)- >
男女共同参画県民会議事業<(1)- >	家庭教育推進事業<(1)- >
女性センター講座・セミナー事業<(2)- >	キャリア教育の推進<(1)- >
女性団体活動支援事業<(2)- >	教職員研修事業<(1)- >
[(教)生涯学習課]	教育放送番組制作・放送事業<(2)- >
社会教育推進事業<(2)- >	電話教育相談事業<(1)- >

5. データでみる奈良県の男女共同参画

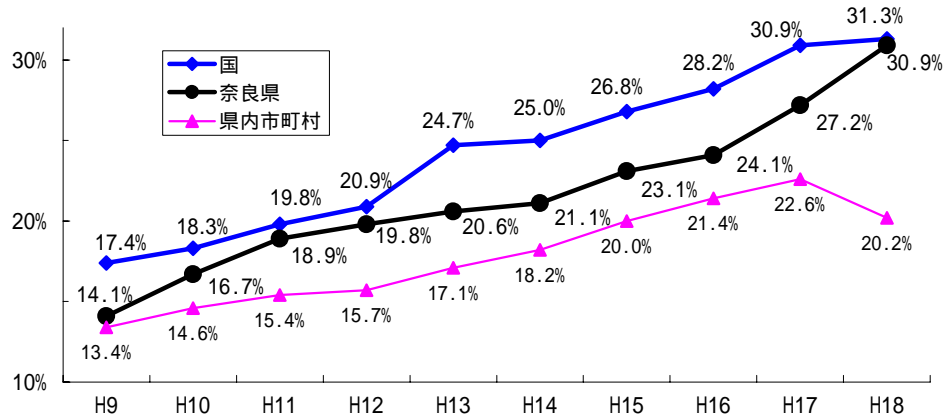
基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

県では、審議会委員の女性登用率の目標を30%(H17)とし推進に努めてきたが、平成17年12月末時点で30.9%となり、目標を達成した。

県、市町村とも女性委員の割合は年々増加している。

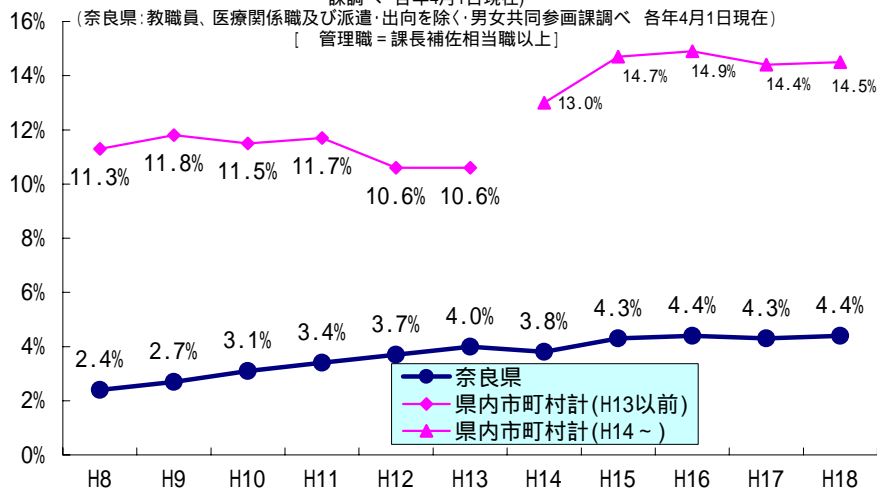
審議会等委員における女性委員の割合の推移

(国 = 内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在。県 = H10以前:8月1日現在、H11以降:3月31日現在。
市町村 = 男女共同参画課調べ・H14以前:4月1日現在、H15以降:3月31日現在。)



図表2 県・市町村職員における女性管理職割合の推移

(市町村:13年度以前一般行政職のみ(総務省調査)、14年度以降は教職員除く・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在)
(奈良県:教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在)
[管理職 = 課長補佐相当職以上]

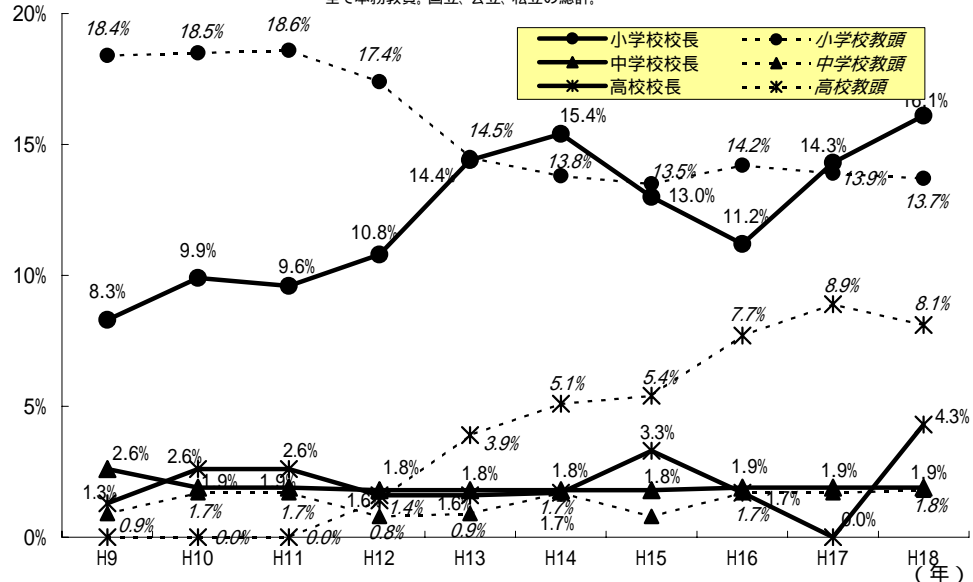


平成18年4月1日現在、県で4.4%、市町村で14.5%となっている。

ともに増加傾向にあるが、依然低位である。

図表3 学校管理職(学校長、教頭)における女性割合の推移(奈良県)

(文部科学省「学校基本調査」、奈良県教育委員会「学校基本数一覧表」各年5月1日現在) 全て本務教員。国立、公立、私立の総計。



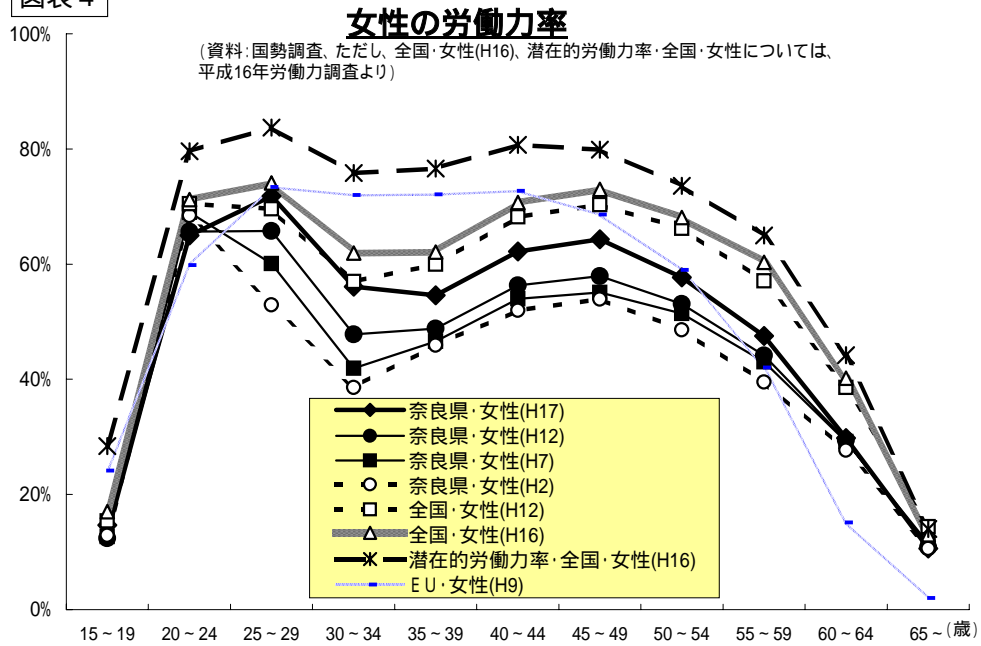
女性の校長・教頭は、小学校では1割以上であるが、中学、高校では低位で推移している。

高校教頭の女性の割合は近年上昇している。

基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

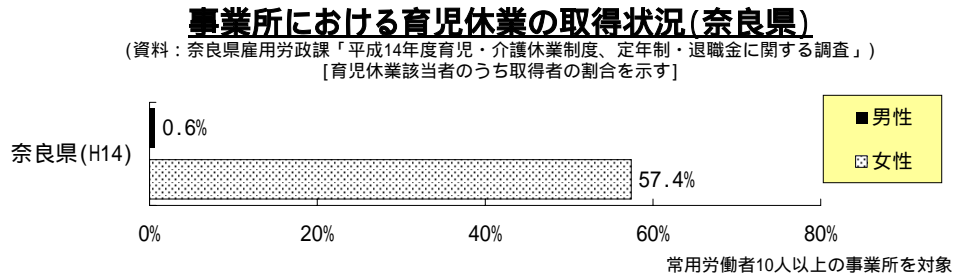
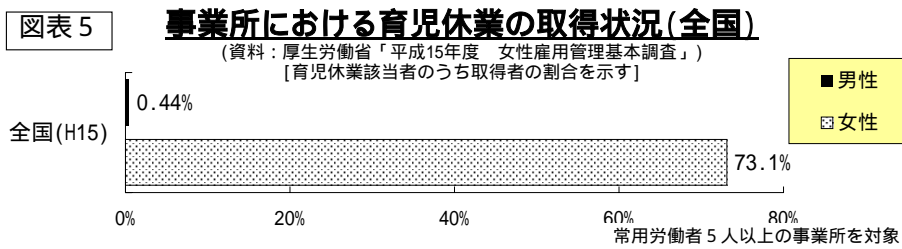
女性の労働力率は、M字型曲線を描いているが徐々にゆるやかになってきている。女性の潜在的労働力率（全国）は、子育て期（30～34歳）においても70%を超えている。
 奈良県では、すべての年代で労働力率が全国平均を下回っている。

図表4



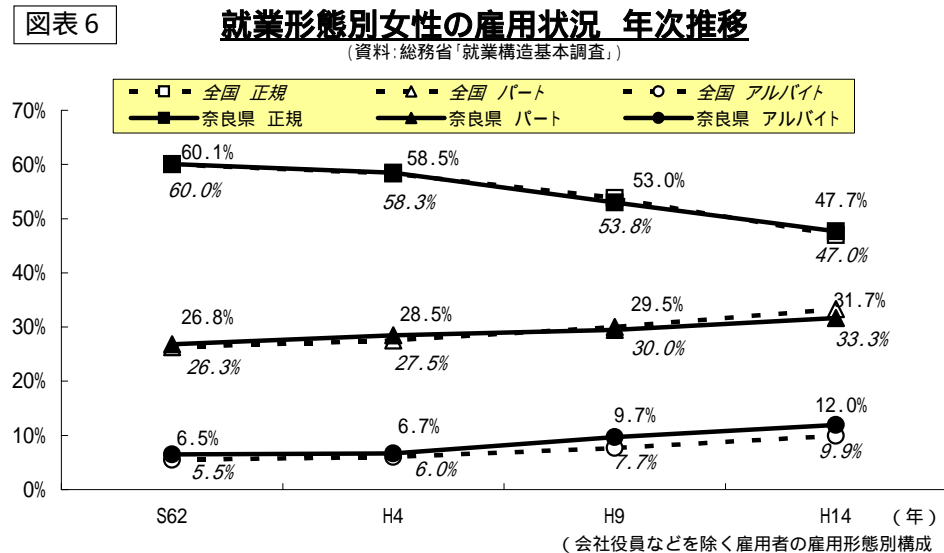
女性は、該当者の6～7割程度が育児休業を取得しているのに対し、男性では極めて取得率が低い。
 なお、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(H13度)では、働く女性は第1子出産後、約7割が離職している結果となっている。

図表5



全国・奈良県ともに近年急激に正規雇用が減少し、パートタイム、アルバイトなど不安定な雇用が増加している。

図表6

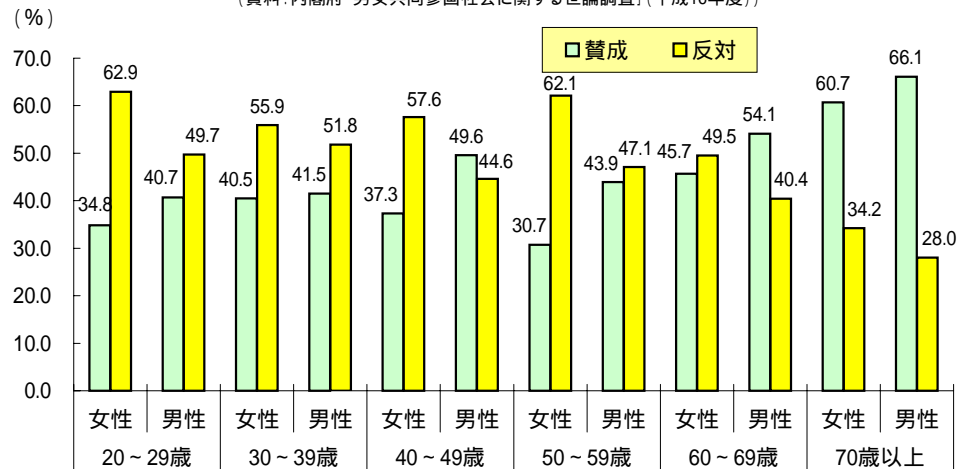


基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

図表7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)

(資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年度))

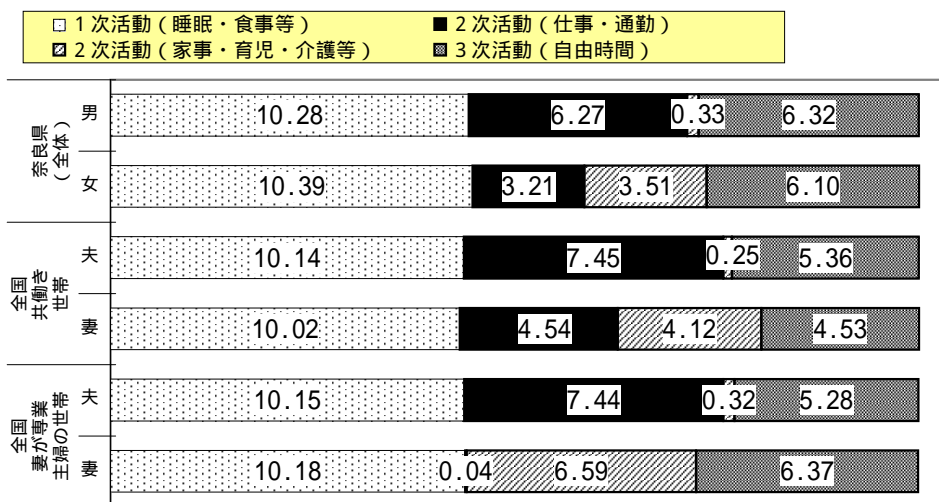
性別役割分担について、男性は60歳以上、女性は70歳以上で賛成の意向が多い。20歳代、30歳代では女性・男性とも反対の意向が多い。



図表8 夫婦の生活時間

(奈良県 = 奈良県統計課「社会生活基本調査」(平成13年)、全国 = 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)・出典:内閣府男女共同参画局発行「男女共同参画社会を目指して」)

妻が仕事を持っている・いないにかかわらず、夫の家事等に費やす時間は30分前後と変化しない。

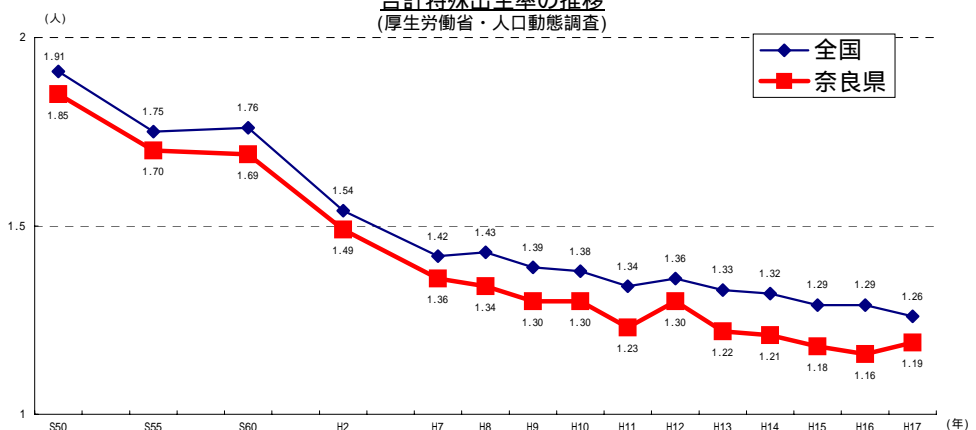


(時間・分)

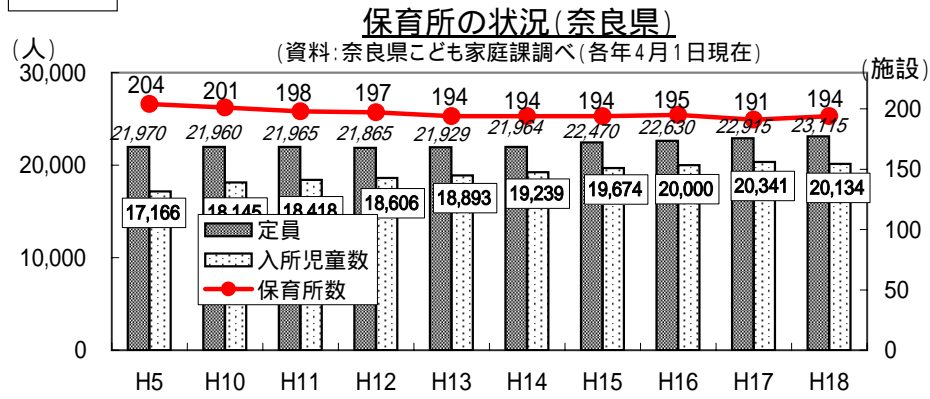
図表9 合計特殊出生率の推移 (厚生労働省・人口動態調査)

平成17年の合計特殊出生率は全国で1.26と過去最低をなったが、奈良県は1.19と上昇に転じている。

合計特殊出生率 15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。



図表10

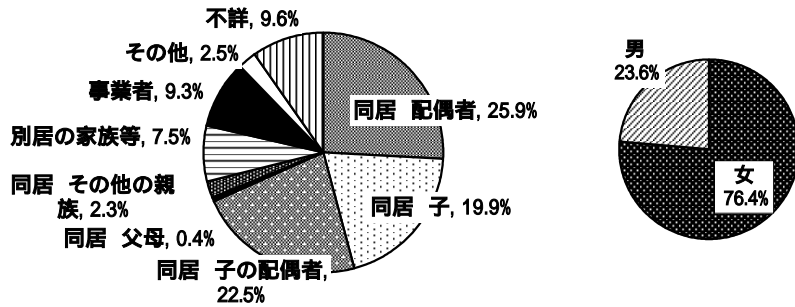


図表11

主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別(全国)

(資料: 厚生労働省「平成13年度国民生活基本調査」)

介護者の76.4%は女性であり、要介護者と同居している家族等が71.1%と高い。

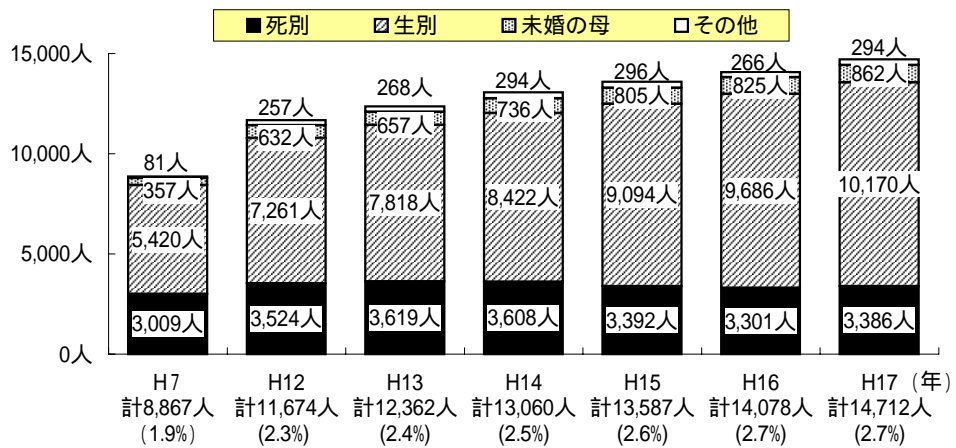


図表12

母子世帯数の推移(奈良県)

(資料: 奈良県こども家庭課調べ、H7は12月、他は3月末現在)
グラフの各年度合計人数の下は、母子世帯比率

県では、母子世帯数が年々増加傾向にある。生別による母子世帯の増加が大きい。また、未婚の母も増加傾向にある。



図表13

ボランティア活動行動者率(資料: 総務省「平成13年社会生活基本調査」)

	全体		女性		男性	
	有業	無業	有業	無業	有業	無業
奈良県	32.3%	33.6%	34.0%	33.2%	30.9%	27.9%
全国	28.4%	30.1%	31.3%	28.9%	26.6%	27.7%

年齢階級別 ボランティア活動行動者率(奈良県)

	計	年齢階級						
		15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75歳以上
全体	32.3%	22.7%	23.9%	38.3%	36.9%	40.1%	37.6%	23.0%
女性	33.6%	27.5%	28.8%	42.9%	39.1%	40.4%	31.2%	18.1%
	有業	34.0%	29.7%	27.4%	35.0%	38.3%	40.2%	33.6%
無業	33.2%	25.4%	30.8%	53.9%	41.3%	40.5%	30.8%	18.0%
男性	30.9%	17.7%	18.7%	33.4%	34.5%	39.8%	44.7%	31.2%
	有業	31.8%	21.5%	19.3%	34.1%	35.4%	40.4%	42.8%
無業	27.9%	14.6%	-	13.2%	17.8%	36.8%	46.1%	27.5%

ボランティア・NPOにおけるスタッフの性別構成(奈良県)

(資料: 奈良県県民生活課「平成14年度ボランティア・NPO実態調査」)

男性のみ又は殆どが男性	男性が多い	男女ほぼ同じくらい	女性が多い	女性のみ又は殆どが女性	無回答
10.5%	9.2%	13.1%	13.4%	27.0%	27.0%

県のボランティア活動行動者率は、男女ともに全国よりも高い。

年齢階級別では、無業女性の30代後半で突出して高く、男性では60代後半以降で高くなっている。

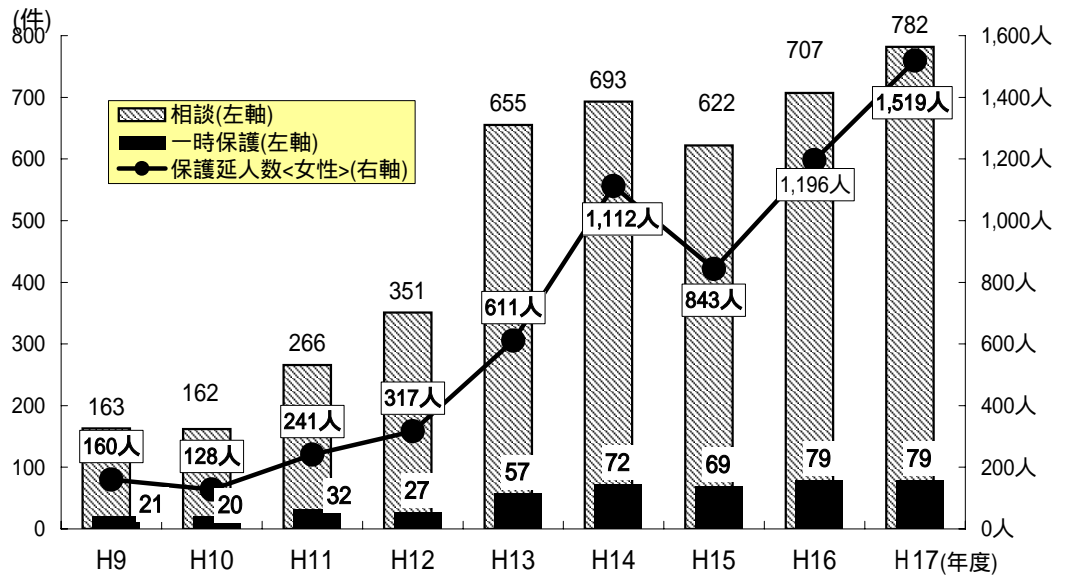
また、ボランティア・NPOにおいてスタッフが「女性のみ」や「女性が多い」組織が約4割である。

基本目標 男女の人権の尊重

DV防止法施行(H13度)後、相談・一時保護数が急増している。

図表14

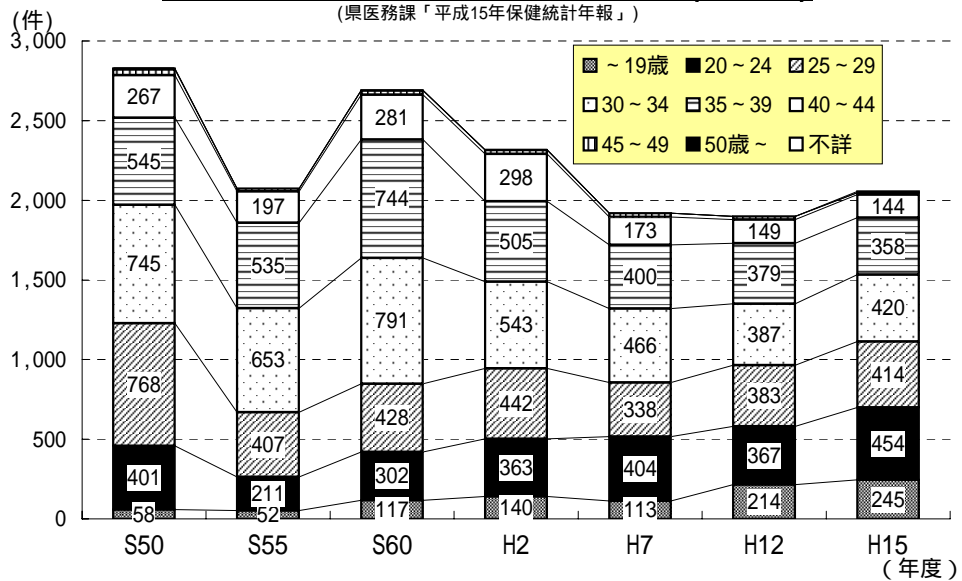
ドメスティック・バイオレンスの相談等件数の推移 (奈良県子ども家庭相談センター)



10代～20代の人工妊娠中絶が増加傾向にある。

図表15

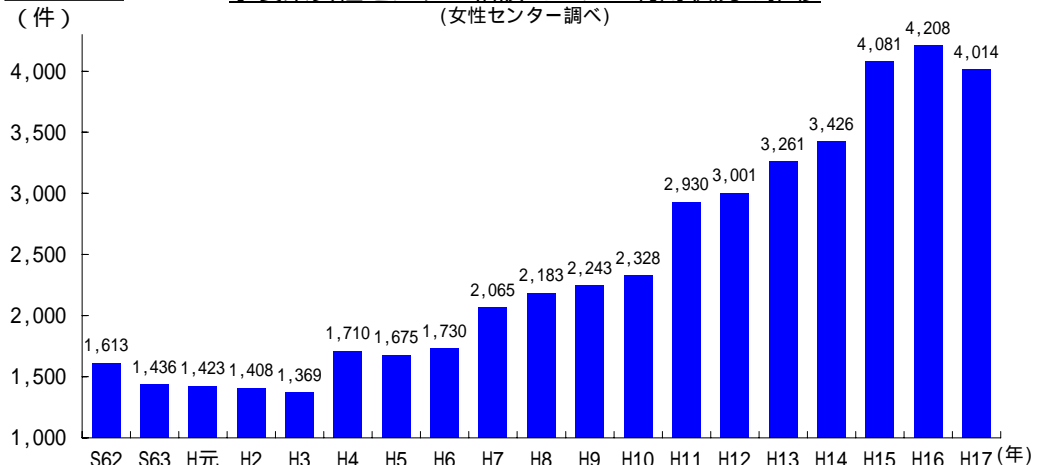
年齢階級別・人工妊娠中絶件数の推移(奈良県) (県医務課「平成15年保健統計年報」)



相談件数は年々増加しており、特に心・身体、夫婦問題、法律・経済の分野での相談が多い。

図表16

奈良県女性センター相談コーナー利用状況の推移 (女性センター調べ)



基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

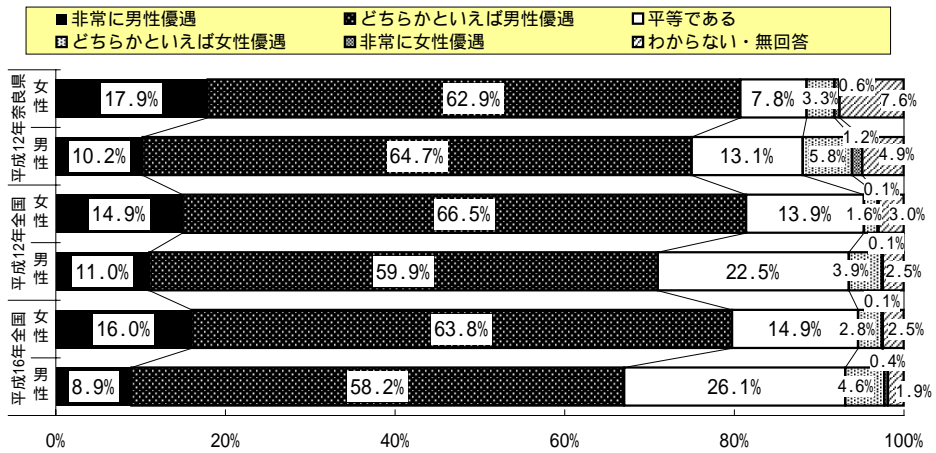
図表17

男女ともに「男性優遇」を実感している。特に、女性の8割強が「男性が優遇されている」と感じている。

また、全国のH12とH16の調査値を比較しても、大きな意識の変化は見られない。

社会全体における男女の地位の平等感

(奈良県 = 「男女共同参画についてのアンケート報告書(平成12年度)」、
全国 = 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成16年11月)」内閣府)

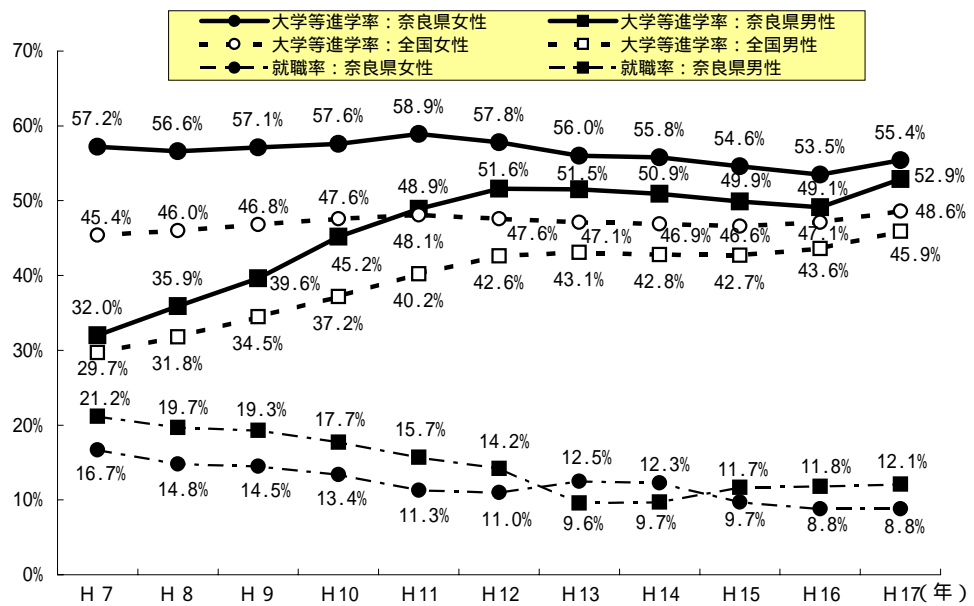


図表18

約5割の男女が高等教育を受けているが、男女とも大学等進学率は近年わずかながら減少傾向にあり、奈良県は平成17年度に全国5位となった。

高校卒業後の状況の推移

(奈良県統計課「学校基本調査結果報告書」)[各年3月現在]



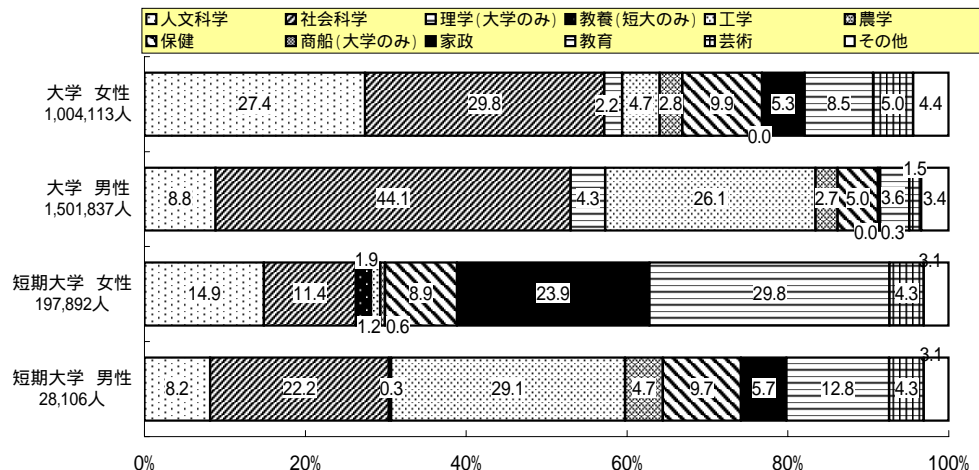
図表19

女性の大学での専攻は、社会科学、人文科学が多く、短大では教育、家政が多い。

男性の専攻は、社会科学と工学で突出して多い。

大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)

(資料:文部科学省「平成16年度学校基本調査」)



(参考) 日本の男女共同参画の状況 国際比較

日本では、人間開発は進んできているが、女性が能力を政治経済活動で発揮する機会は十分ではない。

HDI: 人間開発指数 (Human Development Index)
「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

GEM: ジェンダー・エンパワメント指数 (Gender Empowerment Measure)
女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、男女の推定勤労所得を用いて算出する。

図表20

人間開発に関する指標の国際比較

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.963
2	アイスランド	0.956
3	オーストラリア	0.955
4	ルクセンブルグ	0.949
5	カナダ	0.949
6	スウェーデン	0.949
7	スイス	0.947
8	アイルランド	0.946
9	ベルギー	0.945
10	米国	0.944
11	日本	0.943
12	オランダ	0.943
13	フィンランド	0.941
14	デンマーク	0.941
15	英国	0.939
16	フランス	0.938
17	オーストリア	0.936
18	イタリア	0.934
19	ニュージーランド	0.933
20	ドイツ	0.930
21	スペイン	0.928
22	香港(中国)	0.916
23	イスラエル	0.915
24	ギリシャ	0.912
25	シンガポール	0.907
26	スロベニア	0.904
27	ポルトガル	0.904
28	韓国	0.901
29	キプロス	0.891
30	バルバドス	0.878
31	チェコ共和国	0.874
32	マルタ	0.867
33	ブルネイ	0.866
34	アルゼンチン	0.863
35	ハンガリー	0.862
36	ポーランド	0.858
37	チリ	0.854
38	エストニア	0.853
39	リトアニア	0.852
40	カタール	0.849
41	アラブ首長国連邦	0.849
42	スロバキア	0.849
43	バーレーン	0.846
44	クウェート	0.844
45	クロアチア	0.841
46	ウルグアイ	0.840
47	コスタリカ	0.838
48	ラトビア	0.836
49	セントクリストファー・ネイビス	0.834
50	パナマ	0.832

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.860
3	スウェーデン	0.852
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.795
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	パナマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527
46	フィリピン	0.526
47	ボリビア	0.525
48	ペルー	0.511
49	ボツワナ	0.505
50	ウルグアイ	0.504

資料: 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(2005年)
HDIは177ヶ国中、GEMは80ヶ国中の順位

図表21

管理職に占める女性の割合

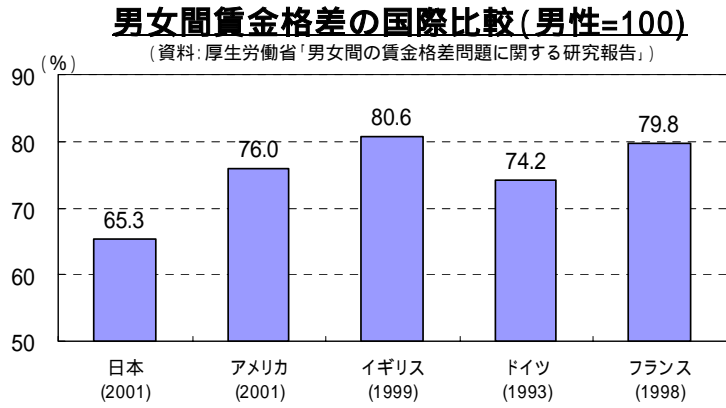
国名	管理的職業従事者	
	国家公務員管理職	
アメリカ	45.9%	23.1%
フランス	-	19.3%
ドイツ	34.5%	9.5%
スウェーデン	30.5%	-
日本	10.1%	1.5%

資料: 内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より
管理的職業従事者: 日本は2003年、他は2002年、国家公務員管理職: 日本は2004年、ドイツは1998年、他は2001年

管理職に占める女性の割合は、諸外国と比較してかなり低くなっている。

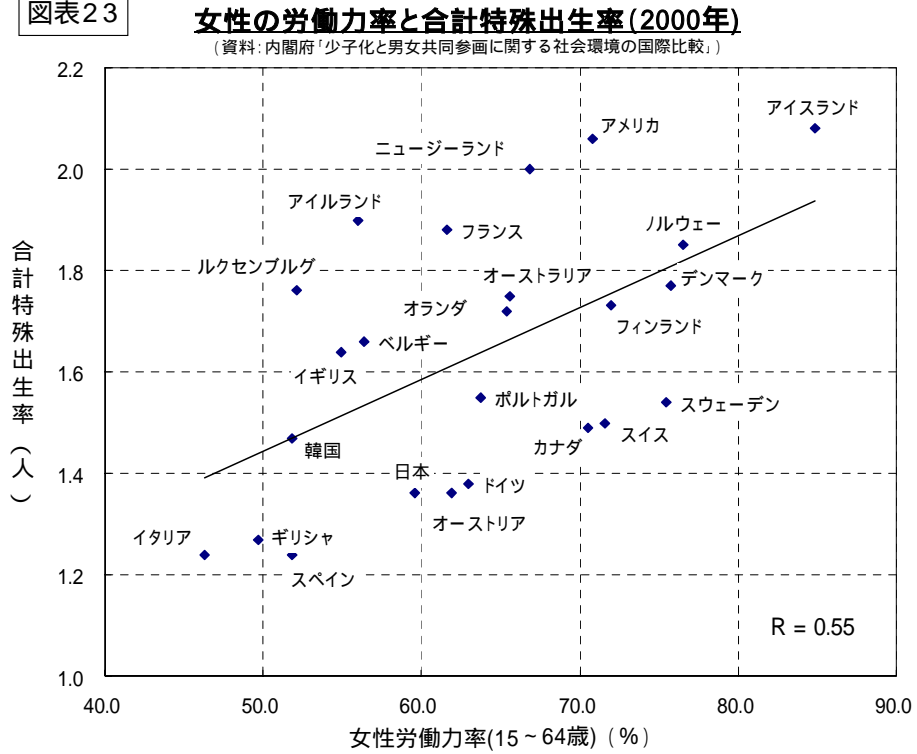
図表22

日本の男性の平均賃金水準を100としたときに、女性の平均賃金水準は、2001年の数字で65.3であり、男女間賃金格差は国際的にみても大きい。



図表23

OECD加盟国のうち1人当たりGDP(国内総生産)が1万ドルを超える24ヶ国についてみると、2000年では、女性の労働力率が高い国ほど、合計特殊出生率が高いという関係(正の相関関係)がある。



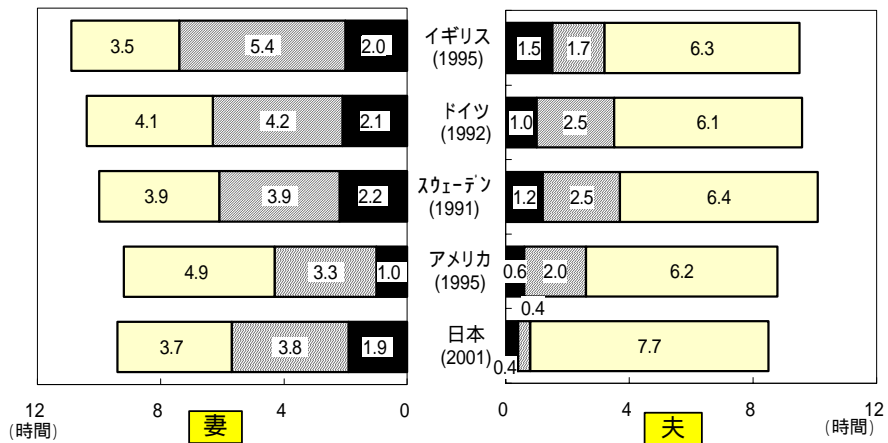
女性の労働力率: アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ルンウェーは、16~64歳、イギリスは16歳以上

図表24

日本の男性の育児時間、家事時間は、各0.4時間で諸外国の中でも最低で、育児・家事時間に仕事時間を加えた総時間も最低である。

育児期にある夫婦の育児等の時間の国際比較

資料: 内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より



5歳未満(日本は6歳未満)の子どものいる夫婦の育児、家事及び稼働労働時間はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値

6. 「なら男女共同参画プラン21 (旧プラン)」目標値の達成状況

基本 目標	指 標 名	策定当初値		前回数		現況値		目標値(H17)
			年度		年度		年度	
	県内のボランティア活動者数	27,291人	H10	60,744人	H16	64,746人	H17	49,300人
	男女共同参画に関する講座の受講者数	3,985人	H11	25,584人	H13～H16	29,589人	H13～H17	22,000人 (H13～17合計)
	Emailによるボランティア情報の配信者数	529人	H12	575人	H16	536人	H17	1,500人
	男女共同参画に関するイベント参加者数	10,169人	H11	45,866人	H13～H16	54,495人	H13～H17	56,000人 (H13～17合計)
	女性センターホームページへのアクセス数	904件	H13.9～13.11	36,596件	H13.9～H17.3	52,046件	H13.9～H18.3	36,000件 (H13～17合計)
	県審議会等への女性の登用率	21.4%	H13.10	27.2%	H17.3	30.9%	H18.3	30%
	県が収集している男女共同参画に関する人材情報件数	375人	H11	490人	H16	500人	H17	500人
	県の女性管理職の割合 (課長補佐級以上)	4.0%	H13.4	4.4%	H16	4.3%	H17	持続的に割合を増加させるべく努力すること
	女性委員ゼロの審議会の数	20.5%	H13.10	8.3%	H17.3	2.8%	H18.3	計画的に減少させること
	家族経営協定締結数	41件	H12	109件	H16	113件	H17	120件
	育児介護休業制度の普及率 (育児)	60.5%	H11	60.5%	H14	72.6%	H17	80%
	育児介護休業制度の普及率 (介護)	44.3%	H11	50.0%	H14	61.5%	H17	80%
	放課後児童クラブ数	95箇所	H12	171箇所	H16	179箇所	H17	120箇所
	週休2日制の定着	74.4%	H11	79.4%	H15	79.4%	H15	80%
	ファミリー・サポートセンター設置数	0箇所	H12	2箇所	H16	4箇所	H17	4箇所
	延長保育をしている保育所数	69箇所	H12	120箇所	H16	116箇所	H17	110箇所
	一時保育をしている保育所数	14箇所	H12	41箇所	H16	44箇所	H17	30箇所
	地域子育て支援センター数	11箇所	H12	25箇所	H16	25箇所	H17	25箇所
	在宅介護支援センター数	87箇所	H11	120箇所	H16	123箇所	H17	110箇所 (H16)
	高齢者生活福祉センター (名称変更後：高齢者生活支援ハウス)	2箇所	H11	3箇所	H16	3箇所	H17	10箇所 (H16)
	男女混合名簿の導入率 (%)	幼47 小50 中16 高38 障60	H13.10	幼72 小73 中26 高50 障100	H17.1	幼72 小73 中26 高50 障100	H17.1	計画的に増加させること
	教員における男女共同参画に関する研修の受講者数			1,084人	H13～H16	1,264人	H13～H17	計画的に増加させること
	人権問題啓発指導者養成講座の受講者数	51人	H11	- (注)	-	- (注)	-	300人 (H13～17合計)
	老人保健法の基本健康診査受診率	45.9%	H11	50.1%	H16	46.2%	H17	50%
	国際活動団体数	101団体	H11	131団体	H16	134団体	H17	140団体
	国際交流事業数	199件	H11	245件	H16	264件	H17	260件
	国際協力事業数	23件	H11	35件	H16	44件	H17	45件
推進	男女共同参画計画策定市町村数	9市町村	H13.4	14市町村	H17.4	12市町村	H18.3	計画的に増加させること

(注)「人権問題啓発指導者養成事業」はH15年度より他事業と統合、当該講座はH14度をもって終了

7. 「なら男女共同参画プラン21(旧プラン)」施策体系

基本目標	基本課題	基本施策
男女共同参画社会への基盤づくり	1 あらゆる分野への女性のエンパワメント	(1) 男女共同参画へ向けての意識改革 (2) あらゆる場での男女共同参画と女性の自立・自己決定権の確立への支援
	2 県内女性グループの自主的運営の援助とネットワークづくりの推進	(1) 女性グループのネットワーク化と交流促進 (2) 女性の社会活動化に向けた女性センターの整備・充実
	3 男女共同参画を進めるNPOと自治体とのよりよいパートナーシップの構築	(1) 家庭、学校、地域、職場など個人のライフスタイルの選択に対する中立性の確保 (2) 男女共同参画社会づくりを進めるNPOの活動の活性化の促進 (3) NPOと自治体とのパートナーシップの構築
	4 男女共同参画社会に向けての新しい文化づくり	(1) ジェンダーにとらわれない新しい文化づくり (2) ノーマライゼーションの視点からの女性の社会参加の促進 (3) 社会的に不利な立場にある女性の社会参加の促進 (4) 女性のメディア活用能力の向上
あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	1 あらゆる分野における政策形成・意思形成の場への女性の参画の推進	(1) 政策形成・意思形成過程への女性の参画促進 (2) 企業・団体等における男女共同参画のアクションプラン策定への奨励 (3) 地域社会における組織等への女性の参画の奨励
	2 男女共同参画を進める人材育成と人材情報の充実	(1) 企業・団体等への啓発・支援及び協力要請 (2) 女性人材育成のための長期的計画づくり (3) 男女共同参画を進めるためのあらゆる分野の人材情報の充実
就労における平等・対等の推進	1 あらゆる職場における男女平等に向けての条件整備	(1) 女性の雇用の拡大と方針決定の場への参画の推進 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進 (3) セクシュアル・ハラスメントの防止 (4) ポジティブ・アクションの推進 (5) 職場における男女平等を推進するための行政機関の連携
	2 多様な就業形態における条件整備	(1) 女性起業家・自営業者の育成支援 (2) パートタイム労働者等の就労条件整備 (3) 家内労働者への支援 (4) 在宅勤務・SOHO等新しい就業形態への支援
	3 男女の職業生活と家庭・地域生活等の両立支援	(1) 職業生活と家庭生活等の両立のための就業環境の整備 (2) 職業能力を高める技術・技能訓練、資格取得などの機会の充実
	4 職場における女性の健康管理と母性の保護	(1) 職場における女性の健康管理の充実 (2) 職場における母性保護の充実
	5 社会的に不利な立場にある女性の経済的自立の促進	(1) 同和問題により経済的自立を阻害されている女性への支援 (2) 障害により経済的自立を阻害されている女性への支援 (3) 母子家庭等の状況により経済的自立を阻害されている女性への支援 (4) 外国人であることにより経済的自立を阻害されている女性への支援
	6 農林水産業における条件整備	(1) 農林水産業における女性の自立の促進 (2) 女性が働きやすい環境づくりの推進 (3) 女性が住みやすい環境づくりへの推進
多様な個人のライフスタイルの共生と男女共同参画の家庭・地域生活の確立	1 多様な家族のライフスタイルの共生	(1) 多様な家族のライフスタイルの共生に向けた意識啓発 (2) 多様な家族形態に対応した支援
	2 安心して子育てできる支援体制の充実	(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 地域ぐるみの子育て支援 (3) 情報提供と相談機能の充実
	3 老後の安心を皆で支える介護の支援体制の整備	(1) 介護を社会全体で分かち合うことへの意識啓発 (2) 施設福祉サービスの充実 (3) 在宅福祉サービスの充実 (4) 福祉・保健・医療従事者の養成・確保 (5) 地域ぐるみの介護支援 (6) 情報提供と相談機能の充実
	4 家庭生活における男女平等・対等の推進	(1) 固定的役割分担意識を解消する広報・啓発活動の推進

基本目標	基本課題	基本施策
学校・家庭・社会教育等生涯の学習の場における男女平等・対等の推進	1 学校教育等における男女平等・対等の推進	(1) 男女平等・対等の推進に向けての教育の内容・方法の改善・充実 (2) 教職員の男女平等・対等の意識啓発 (3) 管理職への女性の登用促進
	2 家庭教育における男女平等・対等の推進	(1) 家族員の平等・対等意識の啓発
	3 社会教育における男女平等・対等の推進	(1) 地域における生涯学習活動の充実・推進 (2) 生涯を通じての学習機会の拡充 (3) 学習機会を得にくい女性が利用しやすい施設・学習の場の提供
	4 社会の変化に対応した教育・学習活動の推進	(1) 情報化に対応したメディア・リテラシーの確立 (2) コミュニケーション及びエンパワーメント・プログラムの開発 (3) 国際化に対応した国際理解教育・他文化共生教育の推進 (4) 新しい課題に男女共同参画の視点で対応する指導者の養成・育成
あらゆる分野における男女平等・対等を実現するための意識改革及び社会制度・慣行の見直しと改善	1 性差別払拭及び男女間格差の解消に向けた取組	(1) 行政組織内の意識改革及び政策決定におけるジェンダーに敏感な視点の導入 (2) 男女平等・対等のための啓発事業の推進 (3) 男女平等・対等に関するデータベースの構築と活用
	2 あらゆる分野における固定的な役割分担意識の払拭と慣行の見直し	(1) 家庭、学校、地域、職場など個人のライフスタイルの選択に対する中立性の確保 (2) 家庭生活、社会生活における固定的な意識の払拭と慣行の改善
	3 家庭、学校、地域、職場などにおける女性への暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力の排除に向けた取組 (2) メディアを通じての女性の人権の尊重 (3) メディアが発信する性情報への対策
	4 男性の意識改革	(1) 男性に対する意識啓発の推進 (2) 男性の家事・育児・介護責任の自覚 (3) 男性の地域社会活動への参加・参画の促進
男女共の健康保持・女性の身体的特性の尊重	1 生涯を通じた健康対策の推進	(1) ライフステージごとの健康づくり対策 (2) 健康づくりの推進 (3) 心の健康づくりの推進
	2 性の尊重についての認識の浸透	(1) 人権を踏まえた性教育の推進 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の確立に向けての環境整備 (3) 女性に対する性暴力・性犯罪をなくすための取組
	3 母性保護と母子保健対策	(1) 妊産婦と乳幼児の健康対策の充実 (2) 妊娠、出産、育児を通じた男性の参加促進 (3) 労働者、自営業者（農林水産業を含む）、家内労働者等の母性保護対策の充実
男女が共によりよく生きるための社会福祉の充実	1 すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりの推進	(1) 生活者の視点に立ったまちづくりの推進
	2 高齢者の自立支援と生活の安定・充実	(1) 経済的自立への支援 (2) 生活の安定への支援 (3) 高齢者福祉対策の充実 (4) 自己実現の推進と尊厳の保障 (5) 介護対策の充実
	3 障害者やひとり親家庭等の自立支援と生活の安定	(1) 障害者の生活の安定と社会福祉の充実 (2) ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実
	4 さまざまな不利益を被っている女性への支援	(1) 総合的相談・情報提供機能の充実
人間性豊かな国際社会の発展のための男女の協働による連帯	1 多様な文化・国籍をもつ人々の人権を認め共生できる社会づくり	(1) 在住外国人等が住み良いまちづくりの推進 (2) 地域からの身近な国際化の推進 (3) 多様な文化や価値観を認めグローバルな視点で行動できる女性の育成
	2 地球的視野に立った国際交流・理解・協力への女性の参加・参画の拡大	(1) 国際交流・理解・協力への女性の参加・参画の促進 (2) 県内の国際的なN G O等の活動の経験の共有と交流の促進 (3) 世界平和に取り組むさまざまな女性の活動への支援
環境問題への男女協働の取組	1 地球規模での環境問題への理解・推進	(1) 環境問題の理解・推進への女性からのアプローチ
	2 「持続可能な開発」に向けた社会づくり	(1) 環境問題への男女共同参画の推進

8. 「なら男女共同参画プラン21（旧プラン）」 施策体系別事業概要

基本目標 男女共同参画社会への基盤づくり

- 1. あらゆる分野への女性のエンパワーメント

基本施策	具体的施策
(1) 男女共同参画へ向けての意識改革	男女共同参画に向けての意識づくり 女性のエンパワーメントに向けた意識啓発 性別役割分担意識の払拭
(2) あらゆる場での男女共同参画と女性の自立・自己決定権の確立への支援	女性リーダーの育成 女性の自立・エンパワーメントに向けた学習活動・実践活動への支援 女性の自立・エンパワーメントに向けた環境整備 ボランティア・NPOの活動への男女共同参画の促進 新しいコミュニティづくりへの男女共同参画の促進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
広報誌等の発行、テレビ等による広報 [広報広聴課] 施策 (1)-	広報誌の発行 「県政だより奈良」(発行毎月1回) ・6月号人権コーナー「バランスとれていますか」 ・各号情報ファイルにおける行事等の紹介。 テレビ番組等による各種関係事業の紹介。県政スポットCMの放映。
(新)「女性のチャレンジ支援」パンフレットの発行 [男女共同参画課] 施策 (1)-	さまざまな分野での女性の活躍を促進するため「女性のチャレンジ支援」をテーマにしたパンフレットを作成し、啓発・支援を図る。 「応援します、あなたのチャレンジ」15,000部 配布先：一般県民、関係機関等
女性海外派遣調査研究事業 [男女共同参画課] 施策 (2)-	県内女性を海外に派遣し、現地における男女共同参画の現状とその施策等を具体的に調査研究させることにより、男女共同参画社会づくりに向けての女性リーダーのエンパワーメントを図り、県内地域・団体・職場。行政等における方針や取組に反映させる。 ・テーマ「世界の男女共同参画のメインストーリーミング化と国際協調」 ・派遣先 フィンランド共和国 ・派遣人数：県内女性8名+随員1名 ・期間 平成17年10月1日～7日(7日間) ・事前、事後研究会 各4回 ・派遣報告会：平成18年3月1日
チャレンジ支援講座(女性センター講座・セミナー事業) [男女共同参画課] 施策 (2)-	女性の能力を社会で十分発揮できるよう、さまざまな女性のチャレンジを支援する講座を開催する。 ・女性のためのチャレンジ発見講座 44名 ・チャレンジモデルセミナー 163名 ・女性のための再就職チャレンジ講座 32名 (再掲)
(新)チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営 [男女共同参画課] 施策 (2)-	奈良県で提供されている女性のチャレンジ支援関連情報のネットワーク化、ワンストップ化の実現及び関係機関の連携による効果的支援に向けた協議を行う。 第1回 平成17年7月22日 県女性センター会議室 第2回 平成17年9月30日 同上 第3回 平成18年3月8日 同上

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
ボランティア活動振興事業 [福祉政策課] 施策 (2)-	ボランティア活動推進事業（ならボランティア研究集会、ボランティアことはじめ）機関誌発行事業（6,000部発行）により地域におけるボランティア活動の育成。 ボランティア活動推進事業 参加者643名 機関誌発行事業 6,000部発行
ボランティア・NPO活動推進事業 [県民生活課] 施策 (2)-	ボランティア・NPOの自主性や自発性を損なうことなく側面的に支援していくという考え方で活動の活性化や視野の拡大を図るための施策を実施する。 ・情報誌「スマイルズ」の発行 年2回、各15,000部 「編集ボランティア」との協働により事業を実施 ・奈良ボランティアネットの運用 団体紹介情報の充実のためにシステムアップを行う ・奈良ボランティアネット利用促進化 タウン情報「デジタルばーぶる」での情報発信 タウン広報紙「奈良ライフ」への掲載 ボランティア相談コーナーの開設

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[広報広聴課] 広報誌等の発行、テレビ等による広報<(1)- >	ボランティア・NPO活動推進事業<(2)- > ボランティア活動振興事業<(2)- >
[福祉政策課] ボランティア活動振興事業<(2)- >	親切・美化県民運動推進事業<(2)- , > [男女共同参画課]
[障害福祉課] パソコンボランティア指導者養成事業<(2)- >	男女共同参画に関する新基本計画策定推進事業<(1)- > 女性センター情報・相談事業（情報事業）<(1)- , , >
点訳・録音奉仕者養成事業<(2)- >	表現ハンドブック活用事業<(1)- , > 「女性のチャレンジ支援」パンフレット発行<(1)- , (2)- >
[青少年課] 青少年サポーターズクラブ運営事業<(2)- >	女性海外派遣調査研究事業<(2)- >
青少年育成ボランティア養成・派遣事業<(2)- >	女性団体活動支援事業<(2)- >
[県民生活課] ボランティア・NPO活動支援事業<(2)- >	女性センター講座・セミナー事業<(2)- , > チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営<(2)- >

- 2 . 県内女性グループの自主的運営の援助とネットワークづくりの推進

基本施策	具体的施策
(1) 女性グループのネットワーク化と交流促進	県内女性グループの交流の促進 県内女性グループの情報収集と提供 女性の活動拠点として学校等公的施設の開放の推進
(2) 女性の社会活動化に向けた女性センターの整備・充実	女性のエンパワーメントのための事業の充実 女性グループのネットワーク拠点としての女性センターの整備・充実 情報収集・提供機能の充実

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
地域女性グループ育成事業 [男女共同参画課] 施策 (1)-	男女共同参画をめざして自主的に取り組むグループを支援するため講師を派遣。 派遣回数 20回 受講者数 579名

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] 施策 (2)-	「男女共同参画社会」の実現をめざし、女性の自立・エンパワーメントの推進、あらゆる女性問題の解決を図るため、各種講座・セミナーを開催。 ・女性のためのチャレンジ発見講座 44名 ・チャレンジモデルセミナー 163名 ・女性のための再就職チャレンジ講座 32名 ・女と男の川柳教室 34名 ・男女共同参画セミナー夜間講座 124名 ・男性のコミュニケーションセミナー 48名 ・大人も子供も認め合おう 120名 ・「男女共同参画セミナー in 橿原」等の移動講座 273名 ・男女共同参画セミナー in 企業 51名 ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 35名 ・DV被害者支援を考える講座 56名 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会 38名
女性団体活動支援事業 [男女共同参画課] 施策 (2)-	団体用ロッカー、パソコン、印刷機の設備などセンターの設備及び機能を充実することにより女性団体活動の支援の充実を図る。 利用者数 延 1,871名
女性センター情報・相談事業 [男女共同参画課] 施策 (1)-、(2)-	・女性の学習、活動に必要な各種の情報資料、図書等を収集・整理し、提供する情報資料コーナーを設置。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年3回発行 A4版8頁 10,000部 ・ホームページの開設 女性センターホームページ (アクセス数 15,450件) チャレンジサイトなら (アクセス数 6,064件) ・相談件数 4,014件 (うちDV相談 96件) ・女性相談機関交流会・女性相談員研修会の開催

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課] 地域女性グループ育成事業<(1)- > 女性センター情報・相談事業<(1)-、(2)- > 女性センター講座・セミナー事業<(2)- > 女性センター管理運営事業<(2)- > 女性団体活動支援事業<(2)- >	[林政課] 林業女性グループ運営補助<(1)-、> はつらつ林業女性活動促進事業<(1)- > [教育委員会 生涯学習課] 学校開放推進事業<(1)- >
---	---

- 3 . 男女共同参画を進めるNPOと自治体とのよりよいパートナーシップの構築

基本施策	具体的施策
(1) 女性がリーダーシップをとるNPOの活動の活性化の促進	NPOの活動への支援 NPOについての情報の収集と県民への情報提供
(2) 男女共同参画社会づくりを進めるNPOの活動の活性化の促進	活動拠点の整備 NPOへの理解と参加の促進
(3) NPOと自治体とのパートナーシップの構築	NPOと自治体との協働の推進 NPOの専門知識の活用 NPOについての自治体職員に対する意識づくり

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
県とNPOとの協働事業提案制度 [県民生活課] 施策 (3)-	NPOからの事業提案を募集し、県とNPOが協働することでより高い効果が期待できるものについて、県とボランティア・NPOが協働して事業に取り組む。 県とNPOとの協働事業提案制度の実施 実施事業 4事業 風致保全課2、県民生活課、農業水産振興課 事業採択 5事業 観光課、風致保全課、人権施策課、学校教育課、教育研究所

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[こども家庭課] [県民生活課] ボランティア・NPO活動推進事業<(1)- , (2)- > 県とNPOとの協働事業提案制度<(3)- >	[男女共同参画課] 男女共同参画県民会議事業<(3)- > [交通安全対策課] 交通安全母親活動指導者研修会<(1)- > 高齢者世帯訪問事業<(1)- >
---	--

- 4 . 男女共同参画社会に向けての新しい文化づくり

基本施策	具体的施策
(1) ジェンダーにとらわれない新しい文化づくり	ジェンダーに敏感な視点での社会・慣行の見直し ジェンダーに敏感な視点での家族・親族関係づくり
(2) ノーマライゼーションの視点からの女性の社会参加の促進	障害児(者)、要介護者と生活を共にする女性への支援 障害のある女性の社会参加を可能にする環境づくりの推進
(3) 社会的に不利な立場にある女性の社会参加の促進	社会的に不利な立場にある女性のエンパワーメント 社会的に不利な立場にある女性への支援 社会的に不利な立場にある女性のネットワークづくりへの条件整備
(4) 女性のメディア活用能力の向上	女性の社会活動の活性化のための多様なメディアの活用 インターネット活用講座の充実 インターネット活用のための条件整備 情報発信のための多様な手法・技術の獲得のための支援

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
表現ハンドブック作成事業 [男女共同参画課] 施策 (1)-	「男女共同参画の視点からみんなに届く広報のために」（表現ハンドブック）の活用促進を図る。
男女共同参画に関する新基本計画策定推進事業 [男女共同参画課] 施策 (1)-	男女共同参画の一層の推進を図るため、県新長期ビジョン及び見直し予定の国基本計画を踏まえた新たな「基本計画」策定に向けた検討を行う。また、計画の策定にあたり、県民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施。 ・男女共同参画審議会の開催（3回）（7月、1月、3月） 次期男女共同参画計画の策定について ・なら男女GENKIプラン【奈良県男女共同参画計画（第2次）】策定 計画書作成 本体版 1,000部 概要版 20,000部
障害者社会参加総合推進事業 [障害福祉課] 施策 (2)-	ノーマライゼーションの理念の実現にむけて、障害者が社会の構成員として、地域の中で共に生活が送れるよう社会参加促進施策を総合的に実施。 12事業

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[障害福祉課] 市町村社会参加促進事業<(2)- > 障害者社会参加総合推進事業<(2)- > 心身障害者福祉サービス事業<(2)- > [男女共同参画課] 表現ハンドブック作成事業<(1)- >	女性センター情報・相談事業（情報事業）<(1)- , > 男女共同参画に関する新基本計画策定推進事業<(1)- > 女性センター講座・セミナー事業<(3)- , (4)- , , > 女性センター情報・相談事業<(3)- > 男女共同参画県民会議事業<(3)- >
---	--

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

- 1 . あらゆる分野における政策形成・意思形成の場への女性の参画の推進

基本施策	具体的施策
(1) 政策形成・意思形成過程への女性の参画促進	審議会等における女性の登用率を西暦2005年までに30%以上とするためのポジティブ・アクション 地方自治体の女性職員及び女性の教職員の管理職への登用の推進 女性公務員の人材育成・研修の充実
(2) 企業・団体等における男女共同参画のアクションプラン策定への奨励	意思決定の場への女性参画を目指す長期計画の策定への支援 女性の登用計画策定への支援 女性の職域拡大への支援
(3) 地域社会における組織等への女性の参画の奨励	自治会、PTA、ボランティア等への意思決定の場への参画の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
審議会等における女性の登用促進 [行政経営課、男女共同参画課] 施策 (1)-	県の審議会等における女性委員の登用率向上を推進する。 県の審議会等における女性委員の登用率 30.9% (平成17年度末現在) 対象審議会数145 (うち活動休止 14)
地方自治体の女性職員及び女性の教職員の管理職への登用の推進 [人事課、(教)総務福利課、(教)教職員課] 施策 (1)-	自治体の女性職員の人材育成・研修を積極的に進め、女性職員の職域の拡大を図り、管理・監督者への登用に努める。 県の女性管理職の割合 (H17.4.1現在 課長補佐級以上) 4.3%
女性公務員の人材育成・研修の充実 [自治能力開発センター] 施策 (1)-	自治体の女性職員の人材育成・研修を積極的に進め、女性職員の職域の拡大を図り、管理・監督者への登用に努める。 自治大学校派遣2名、民間派遣管理職コース2名
労働教育事業 [雇用労政課] 施策 (2)-	・各種セミナー・労働講座の講演において適宜実施 (年4回、延293人受講) 女性労働セミナー H17.6.23 講演 今、「ポジティブアクション」に本気で取り組む時代 ・労働時報 (年6回 1,300部発行) ・るうせいハンドブック (年1回 1,500部発行)

事業一覧 (再掲事業を含む (細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[人事課、教育委員会 総務福利課、教職員課]
地方自治体の女性職員及び女性教職員の管理職への登用推進<(1)- >男女共同参画県民会議事業<(2)- , (3)- >
[自治能力開発センター] [男女共同参画課 行政経営課]
女性公務員の人材育成・研修の充実<(1)- > 審議会等における女性の登用促進<(1)- >
[男女共同参画課] [雇用労政課]
女性センター情報・相談事業 (情報事業) <(2)- , (3)- > 労働教育事業<(2)- >

- 2 . 男女共同参画を進める人材育成と人材情報の充実

基本施策	具体的施策
(1) 企業・団体等への啓発・支援及び協力要請	経営者・指導者の意識改革 モデル企業・団体等の表彰、事例の紹介 キャリアアップのための支援 関連情報の積極的提供
(2) 女性人材育成のための長期的計画づくり	女性人材に関する情報収集と提供 女性人材の発掘・育成
(3) 男女共同参画を進めるためのあらゆる分野の人材情報の充実	人材の発掘・育成 人材情報の収集と提供

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性人材情報バンク事業 [男女共同参画課] 施策(2)- , 3-	各種審議会等政策・方針決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内等に提供する。 登録人数：500名（平成17年度末現在）
チャレンジサイトならの運営（女性センター情報・相談事業） [男女共同参画課] 施策(2)-	ホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、チャレンジ支援情報、ロールモデルの情報を提供する。 チャレンジサイトなら（アクセス数 6,064件） （再掲）
男女共同参画推進員養成講座（女性センター講座・セミナー事業） [男女共同参画課] 施策 (3)-	男女共同参画いきいきサポーター養成講座：地域で男女共同参画を啓発し推進する役目を担う推進員を養成する。（再掲） （男女共同参画地域推進員育成事業） ・開催日 10/14,10/21,10/28,11/4,11/11,11/18,12/2,12/16 ・開催場所 社会福祉総合センター、奈良県女性センター ・参加人数 35人 ・内 容 第1日 「世界から見た日本」「多様化する人権問題」 第2日 「違いを認めあい共に生きる」「女性を取り巻く経済・労働問題」 第3日 「女性をめぐる法律制度」 第4日 「これからの家族と介護制度」 第5日 「データから読み解く男女共同参画」 第6日 「自分らしく生きるということ」 第7日 「学びを行動へ」「活動プランづくり」 第8日 「活動プラン」発表会 「男女共同参画社会づくりに向けて」
知事と女性リーダーとの談話会 [男女共同参画課] 施策 (3)-	県政談話会の一環として、女性リーダーの立場から県の地域課題や将来像を知事と語り合う懇談会を開催。 ・テーマ「ワーク/ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」 ・開催時期 平成17年8月5日 ・開催場所 共済会館 やまと ・参加者 仕事と生活の両立をしている女性 10名

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[男女共同参画課]
 男女共同参画県民会議事業<(1)- , >
 女性センター情報・相談事業（情報事業）<(1)- , , (2)- >
 女性人材情報バンク事業<(2)- , (3)- >
 女性センター講座・セミナー事業<(3)- >
 女性海外派遣調査研究事業<(3)- >
 知事と女性リーダーとの談話会<(3)- >
 地域女性グループ育成事業<(3)- >

基本目標 就労における平等・対等の推進

- 1 . あらゆる職場における男女平等に向けての条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 女性の雇用の拡大と方針決定の場への参画の推進	女性の雇用拡大に向けてのあらゆる職場での指針の策定の奨励 女性の雇用の場における固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発 雇用管理に関する方針決定の場への女性の参画の推進 インセンティブによる男女平等の推進
(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	男女雇用機会均等法の周知及び啓発 同一価値労働、同一賃金の基本原則の周知 結婚、出産、育児、年齢などを理由とした不利益な取り扱いの撤廃のための啓発促進 企業における男女平等を推進するための企業団体及び関係機関との連携の強化 労使双方に対する男女平等のための意識啓発及び情報・資料の提供 就労に関する相談窓口の充実
(3) セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントに関する啓発資料の作成及び啓発推進 セクシュアル・ハラスメントに関する相談機能の充実
(4) ポジティブ・アクションの推進	企業におけるポジティブ・アクションの推進に向けての啓発 女性労働者の能力開発の促進
(5) 職場における男女平等を推進するための行政機関の連携	施策推進のための関係行政機関の積極的連携

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
福祉人材センター運営事業 [福祉政策課] 施策 (2)- ,	県社会福祉協議会が運営している福祉人材センターにおいて、福祉事業従事者の養成・確保を図るため、人材バンク事業や就職説明会、各種講座を開催。 ・福祉人材無料職業紹介事業:新規求人数 1,975人、新規求職数 2,367人 求職求職相談件数 11,491件 ・福祉就職説明会(2回開催):求人数 1,205人、求職者数 994人 ・福祉ワークセミナー開催(1回) ・ホームヘルパー就労準備講座(3回)
労働教育事業 [雇用労政課] 施策 (2)- , , , ,(3)- ,(4)-	・各種セミナー・労働講座の講演において適宜実施(年4回、延293人受講) 女性労働セミナー H17.6.23 講演 今、「ポジティブアクション」に本気で取り組む時代 ・労働時報(年6回 1,300部発行) ・ろうせいハンドブック(年1回 1,500部発行)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課]	[雇用労政課]
福祉人材センター運営事業<(2)- , >	雇用管理に関する方針決定の場への女性の参画推進<(1)- >
[長寿社会課]	インセンティブによる男女平等の推進<(1)- >
介護予防・地域支え合い事業<(2)- >	労働教育事業<(2)- , , , (3)- ,(4)- >
[男女共同参画課]	高齢者の雇用対策<(2)- >
男女共同参画県民会議事業<(1)- , , (2)- >	若年者雇用対策推進事業<(2)- >
女性センター情報・相談事業<(1)- ,(3)- >	中小企業労働相談<(2)- ,(3)- >
	施策推進のための関係行政機関の積極的連携<(5)- >

- 2 . 多様な就業形態における条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 女性起業家・自営業者の育成支援	起業に関する知識、技術を習得する機会の提供 女性起業家・自営業者への情報提供と相談機能の充実 女性起業家・自営業者のネットワークづくりの推進 女性起業家の育成及び自営業者のための資金制度の拡充 家族従業員の労働条件の改善のための啓発
(2) パートタイム労働者等の就労条件整備	パートタイム労働法及び指針の啓発 パートタイム労働者の雇用の安定 労働者派遣契約及び適正な派遣就業の確保のための啓発 フレックスタイム制など多様な就労形態の啓発

(3) 家内労働者への支援	家内労働法の周知 委託者の斡旋などの情報提供、技術指導講習会の開催 家内労働者等のための相談機能の充実
(4) 在宅勤務・SOHO等新しい就業形態への支援	在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
総合相談窓口事業 [中小企業課] 施策 (1)-	創業から経営革新まで、ワンストップサービス型であらゆる経営相談に応じる。 (奈良県中小企業支援センター事業) 相談企業数：302 相談件数：587
やまとベンチャー夢実現支援事業 [新産業創造課] 施策 (1)-	創業塾修了者で未だ創業に至っていない方々等を対象に、企業経営に関する実践的な知識の習得を目的としたゼミと、専門家コンサルティングを実施。 ・開催時期 9月～11月 ・事業内容 ゼミ4回 個別コンサル4回 懇談会1回 ・受講者数 9名
商工会等女性部育成事業 [商工課] 施策 (1)-	活力ある明るい地域づくりのために、自己研鑽、講習会等の事業を開催。 複数の女性部が自主的に共通のテーマで取組む事業を実施。 ・商工会青年部・女性部合同リダー研修会 (H17.5.11 54名) ・商工会女性部リダー研修会 (H17.6.30～7.1 45名) ・大和の国のすごろくMAP作成事業 (16,000部を配布) ・小学生起業家体験事業 (H17.8.19～8.21 (株)オークワ忍海店 8ショップ 50名) ・環境対策推進事業 (「商工会女性部による環境政策推進事業報告書」150部配布) ・近畿ブロック商工会女性部交流研修会 (H17.9.10～11 18名) ・広域講習会事業 (4回開催、延べ278名) など
(新)商店街空き店舗対策事業 [中小企業課] 施策 (1)-	商工会議所等が実施するチャレンジショップ等空き店舗への出店者を支援する事業に対して、家賃補助等経費の一部を補助する。 ・補助対象経費 店舗等借料等・補助率 2/3 (国・県) ・チャレンジショップ:本郷商店街(大和高田市) パソコン教室 1店舗
新事業創出促進資金 [中小企業課] 施策 (1)-	新たに事業を創出するための資金 ・限度額 1,500万円 ・利率 1.35% (H17.4.1現在) ・保証料 0.7% ・融資実績 25件 151百万円
やまと創業インキュベータ運営事業 [新産業創造課] 施策 (1)-	創業希望者・創業間もない中小事業者を対象に24時間利用可能な賃貸オフィスを低料金で提供。 ・奈良国際研修館3F ・室数7室 ・使田料 12,000円(1年目)～24,000円(2年目)
やまと創業スペース支援事業 [新産業創造課] 施策 (1)-	県中小企業支援センターが実施する事業可能性評価委員会で高い評価を受けたビジネスプランの事業化に向け、事業開始経費の一部を補助する。 ・補助対象経費 事務所賃貸経費 ・補助限度額 250万円 ・補助率 1/2
SOHO事業者活用受発注マッチングシステム構築事業 [中小企業課] 施策 (4)-	SOHO事業者とIT化へのニーズを抱える中小企業の出会いの場をインターネット上に設けることにより、SOHO事業者のビジネスチャンスの拡大を支援する。 (奈良県中小企業支援センター事業)17年度登録 52件 SOHOとは、起業家や個人(配偶者の転勤や出産、育児、介護による離職者、障害者、高齢者等)が情報通信ネットワークを利用して小規模事業所や自宅で独立自営型のワークスタイル

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

<p>[長寿社会課] 地域支え合いカンパニー支援事業<(1)- > 介護予防・地域支え合い事業<(3)- > [商工課] 商工会等女性部育成事業<(1)- > [中小企業課] 事業可能性評価委員会運営事業<(1)- > 総合相談窓口事業<(1)- > 商店街空き店舗対策事業<(1)- > 新事業創出促進資金<(1)- > S O H O 事業者活用受発注マッチングシステム構築事業<(4)- ></p>	<p>[新産業創造課] やまとベンチャー夢実現支援事業<(1)- > 起業家マッチングプラザ<(1)- > やまと創業インキュベータ運営事業<(1)- > やまと創業スペース支援事業<(1)- > [雇用労政課] 労働教育事業<(1)- , (2)- , , , (3)- > パートタイム労働法及び指針の啓発<(2)- > 若年者雇用対策推進事業<(3)- > 中小企業労働相談<(3)- > 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知<(4)- ></p>
--	---

- 3 . 男女の職業生活と家庭・地域生活等の両立支援

基本施策	具体的施策
(1) 職業生活と家庭生活等の両立のための就業環境の整備	固定的な育児観・介護観の見直しへの啓発 育児休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の定着・充実 介護休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の定着・充実 育児休業制度・介護休業制度等の活用の実態把握 保育所利用の多様化と拡充 放課後児童対策の拡充 保育・介護のための市民ボランティアの育成、支援 両立支援のための介護サービス基盤の整備 保育・介護情報の提供 仕事の育児の両立のためのファミリー・サポート・センターの設置の奨励 両立に向けての労働時間の短縮及び就業環境の整備促進のための啓発
(2) 職業能力を高める技術・技能訓練、資格取得などの機会の充実	技能向上、資格取得などの学習機会の充実 企業のニーズを取り入れた多様な職業訓練の実施 再就職に向けた学習機会の充実

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
長時間保育事業費補助 [こども家庭課] 施策 (1)-	次世代育成支援対策交付金（市町村）に移行
一時保育事業費補助 [こども家庭課] 施策 (1)-	大和高田市 外 2 0 市町村 4 1 保育所
休日保育事業 [こども家庭課] 施策 (1)-	香芝市、王寺町 3 保育所
仕事と家庭の両立支援事業 [雇用労政課] 施策 (1)-	生駒市、奈良市、大和高田市、香芝市
職業訓練事業 [雇用労政課] 施策 (2)-	職業に必要な労働者の能力を開発し、向上させるために職業訓練を実施。 1 1 科 入校者数 2 6 4 名
若年者雇用対策推進事業 [雇用労政課] 施策 (2)-	若年者の雇用を促進するため、しごとiセンターで重点的取組を実施。 ワンストップサービスセンター「なら・ジョブカフェ」の運営 若者しごとスタートセミナーの開催 4 2 1 名 合同就職面接会 2 5 8 名 キャリアコンサルティング事業 1 , 5 4 1 名 若年未就職者ステップアップ事業 4 5 名

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[福祉政策課]	地域子育てサポートクラブ育成モデル事業<(1)- >
ボランティア活動振興事業<(1)- >	子育てホームページ作成事業<(1)- >
介護福祉士等修学資金貸与事業<(2)- , >	「なら子育てホームページ」の運営<(1)- >
[長寿社会課]	[男女共同参画課]
介護サービス基盤の整備<(1)- >	女性センター講座・セミナー事業<(1)- >
[こども家庭課]	男女共同参画啓発パンフレットの発行<(1)- >
2歳未満児保育実施事業費補助<(1)- >	[雇用労政課]
一時保育事業費補助<(1)- >	育児休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の定着・充実<(1)- >
休日保育事業<(1)- >	介護休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の定着・充実<(1)- >
障害児保育事業費補助<(1)- >	仕事と家庭の両立支援事業<(1)- >
地域子育て支援センター事業費補助<(1)- >	労働教育事業<(1)- >
保育所地域活動事業費補助<(1)- >	職業訓練事業<(2)- >
放課後児童健全育成事業<(1)- >	若年者雇用対策推進事業<(2)- >
子育て支援研究会事業<(1)- >	

- 4 . 職場における女性の健康管理と母性の保護

基本施策	具体的施策
(1) 職場における女性の健康管理の充実	女性の身体的特性を考えた健康管理の充実 女性の健康保持増進のための健康教育の充実
(2) 職場における母性保護の充実	母性保護の充実のための事業主への啓発 職場での母性保護等の実態把握

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[雇用労政課]	多胎妊娠の場合の産前産後休暇の延長<(1)- >
労働教育事業<(1)- , >	妊娠中寄宿舎指導員宿直軽減非常勤講師報酬<(1)- >
[教育委員会 教職員課]	妊娠中女子教員体育実技軽減非常勤講師報酬
産休・育休引継日補充教員賃金<(1)- >	<(2)- >

- 5 . 社会的に不利な立場にある女性の経済的自立の促進

基本施策	具体的施策
(1) 同和問題により経済的自立を阻害されている女性への支援	就職差別、職場での差別の撤廃、事業主への啓発・指導 職業能力の開発・技能習得の機会の拡充 職業相談・情報提供の充実
(2) 障害により経済的自立を阻害されている女性への支援	障害のある女性の職業能力の開発・技能習得の機会の拡充 職業相談・情報提供の充実 障害者の雇用促進と職業の安定のための啓発・指導 職場におけるノーマライゼーションの促進のための啓発・指導
(3) 母子家庭等の状況により経済的自立を阻害されている女性への支援	母子家庭等の雇用の促進 職業能力の開発・技能習得の機会の拡充 職業相談・情報提供の充実 母子家庭等への事業開始資金等貸付制度の充実
(4) 外国人であることにより経済的自立を阻害されている女性への支援	就職差別の撤廃へ向けた環境づくり 文化や価値観の多様性を認め合う職場環境づくり 外国人女性就労者の人権の保護 職業相談・情報提供の充実 職場におけるノーマライゼーション促進のための啓発・指導

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
企業内人権教育・啓発 推進事業 [商工課]	就労の安定を図り、一切の就職差別を撤廃し、企業の社会的責任の自覚を高め、効果的な行政施策の推進を図り、人権・同和問題の速やかな解決を図る。 ・企業主を対象とする研修の実施 企業主等人権・同和問題研修会の開催 実施時期 H18.2.1 場所 奈良県社会福祉総合センター 参加人数 325名 ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布
施策 (1)- ,(4)-	

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
企業内人権センターの運営（企業内人権教育・啓発推進雇用指導員設置運営事業） [商工課] 施策(1)-	雇用指導員による企業内における人権教育の啓発、並びに相談指導を実施し、就職差別の撤廃と雇用の安定を図る。 ・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び、人権・同和問題の啓発指導を実施。 巡回訪問件数 668企業 ・雇用情報の収集及び情報提供 ・求職者に対する職業相談及び指導
職場適応訓練 [雇用労政課] 施策(2)-	企業及び職場に適応するための訓練の実施 延べ326名
人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策 [雇用労政課] 施策(2)- (4)-	啓発資料「企業と人権～差別のない雇用をめざして～」の配付
母子・寡婦自立支援計画策定事業 [こども家庭課] 施策(3)-	ひとり親家庭等の自立を促進し、施策を総合的かつ計画的に展開するために「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」を策定。 検討会3回 冊子2,000部 概要版17,000部
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] 施策(3)-	母子家庭の母等の就業を促進するため、就業支援サービスを提供 就業支援員1名、就業相談員2名、メール相談員1名 就業相談、就業情報提供、地域生活支援（法律相談） 就業支援講習会（パソコン研修、ホームヘルパー研修等 117名受講）

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[文化国際課(シカ博財団事業)] 母子及び寡婦福祉対策<(3)- >
N I F S ラウンジ運営事業<(4)- > 寡婦福祉資金貸付事業<(3)- >
[福祉政策課] 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給<(3)- >
福祉人材センター運営事業 母子福祉資金貸付事業<(3)- >
<(1)- , (2)- , (3)- , (4)- > [商工課]
[障害福祉課] 企業内人権教育・啓発推進事業<(1)- , (4)- >
心身障害者通所援護事業<(2)- > 企業内人権センターの運営<(1)- >
[長寿社会課] [雇用労政課]
介護予防・地域支え合い事業 事業主に対する啓発、指導の促進<(1)- >
<(1)- , (2)- , (3)- , (4)- > 職場適応訓練<(2)- >
[こども家庭課] 障害者の就職促進<(2)- >
母子・寡婦自立支援計画策定事業<(3)- > 人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策
母子家庭等就業・自立支援センター事業<(3)- , > <(2)- , (4)- , , >

- 6 . 農林水産業における条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 農林水産業における女性の自立の促進	女性の能力の開発と適正な評価のための啓発 学習機会の提供及び人材育成 農林水産業に携わる女性の活動の促進
(2) 女性が働きやすい環境づくりの推進	女性の経営参画の促進 「家」意識の打破、性別役割分担意識の解消に向けての啓発 労働時間、報酬等の就業条件の整備及び家族経営協定の普及推進 農業者年金等の普及推進
(2) 女性が住みやすい環境づくりへの推進	地域づくりへの男女共同参画の推進 農林水産業における女性の政策・方針決定過程への参画の促進 住みやすく快適な生活環境の整備 消費者と生産者を結び組織のネットワーク化の促進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性活動促進事業(農業・農村男女共同参画推進事業) [農業水産振興課] 施策(1)- , (3)- ,	男女共同参画社会の実現に向け、農業従事者の約6割を占め、農業・農村の担い手として重要な役割を果たしている農村女性の地位確立・能力活用・資質向上を図る。 ・農山漁村女性の日記念展の開催 H18.3.6~3.10 県民ホール ・推進会議の開催 8回
女性活動促進事業(農村女性支援普及活動事業) [農業水産振興課] 施策(1)- , (2)- ,	女性の経営への参画、働きやすい環境づくりの観点から家族経営協定の普及促進を図るとともに、次世代リーダーの育成を図る。 ・家族経営協定の締結推進 H17年度末 113件(H17年度新規契約数4件)
農業者年金等監査指導委託事業 [農業経営課] 施策(2)-	農業者年金基金がその業務の一部を委託している市町村農業委員会及び農業協同組合に対し、県は国より委託を受けて監査指導を行っており、その監査指導を通じて、農地の権利名義のない女性農業者にも加入の途が開かれた法改正の主旨の徹底と、女性加入の促進を行う。 市町村指導回数 6回、農業協同組合 6回
はつらつ林業女性活動促進事業 [林政課] 施策(2)- , (3)- ,	女性の感性をいかした地域活動、生産活動を促進し、山村・林業の活性化を図るため、実践講座、先進地視察、交流会、展示出品活動を支援。 ・開催数：1回 ・参加者数：60人 ・内容：杉の葉染め講習会
農業士活動事業 [農業水産振興課] 施策(3)-	青年農業者の育成・確保並びに、男女共同参画をすすめる活力ある農村社会の形成に取り組む指導農業士、女性農業士の活動を助長・促進し、もって地域農業の振興に資する。 ・県外視察研修(指導農業士：H18.2.2~3 兵庫県・岡山県、女性農業士：H18.1.17~18 三重県伊賀市ほか) ・海外研修派遣(指導農業士：H18.1.19~27 中国・香港・タイ、女性農業士：H17.9.10~19 ドイツ・スイス・フランス H17.10.2~7 ニュージーランド) ・指導力向上研修(指導農業士：H17.9.8 技術センター-研究員との意見交換会、女性農業士：H17.9.20 生協との交流会) ・経営交流会(指導農業士：H17.10.6 北部、女性農業士：H17.8.22 北部・中部) ・奈良県指導農業士認定委員会(H17.4.11(7名認定))

事業一覧(再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]	女性活動促進事業(農村女性支援普及活動事業)
男女共同参画県民会議事業<(3)- >	<(1)- , (2)- , , >
[農業経営課]	女性農業士会補助<(1)- , >
農業者年金等監査指導委託事業<(2)- >	奈良県農村生活研究グループ協議会補助<(1)- , (3)- >
J A ならけん女性部事業活動促進費補助<(3)- >	農業機械化推進安全対策事業<(1)- >
[農業水産振興課]	農業士活動事業<(3)- >
女性活動促進事業(農業・農村男女共同参画推進事業)	[林政課]
<(1)- , (3)- , >	はつらつ林業女性活動促進事業<(2)- , (3)- , , >
	林業教室<(1)- >

基本目標 多様な個人のライフスタイルの共生と男女共同参画の 家庭・地域生活の確立

- 1 . 多様な家族のライフスタイルの共生

基本施策	具体的施策
(1) 多様な家族のライフスタイルの共生に向けた意識啓発	伝統的な家族観の変革と多様な家族の共生に向けた意識啓発 家族観に関する公的機関の職員の意識啓発
(2) 多様な家族形態に対応した支援	多様な福祉サービスの充実と相談の支援

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[長寿社会課] 介護予防・地域支え合い事業<(2)- > [男女共同参画課] 女性センター情報・相談事業<(1)- , (2)- >

- 2 . 安心して子育てできる支援体制の充実

基本施策	具体的施策
(1) 多様な保育サービスの充実	保育所の質的量的充実 保育所運営に対するチェック機能の充実とシステム化の推進
(2) 地域ぐるみの子育て支援	保育ボランティア、自主団体の育成・支援 子育て支援センターの拡大 ファミリー・サポート・センター設置の奨励 保育ボランティア・子育てサークルなどの情報の提供 放課後児童対策の充実 児童館・児童センターの整備・充実
(3) 情報提供と相談機能の充実	育児休業制度の定着促進のための職場の理解の推進 育児相談、保育相談の充実と相談機関の周知の推進 児童虐待の防止に向けた取組の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
親育てプログラム活用 検討事業 [こども家庭課] 施策(2)	親支援プログラム検討委員会の開催 年4回 モデル市町村でのプログラム実践 香芝市 外4市町
子育て支援推進コー ディネーター研修 [こども家庭課] 施策(2)-	子育て支援推進コーディネータ研修の開催 コーディネータ等対象 3日間 行政職員対象 1日間
地域子育てサポートク ラブ育成モデル事業 [こども家庭課] 施策(2)-	天理市 外2町

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
放課後児童健全育成事業 [こども家庭課] 施策(2)-	市町村が実施する「放課後児童クラブ」事業に要する経費について補助。 大和高田市 外23市町村 119クラブ
児童家庭支援センターの運営 [こども家庭課] 施策(3)-	地域の児童福祉の身近な相談機関として、相談に応じ必要な助言や指導を行うとともに、こども家庭相談センターや他の関係機関との連携を図る事業を委託して実施。 児童家庭支援センターあすか・てんりの2か所 相談件数 587件 相談延回数 5,314回
子育てホームページ運営事業 [こども家庭課] 施策(2)-、(3)-	「子育てネットなら」の運営 「メールマガジン『子育て「メールなら』」の発行 月1回
児童虐待防止支援事業 [こども家庭課] 施策(3)-	虐待対応専門「こども支援課」の運営 中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター 虐待対応24時間対応職員の配置 中央こども家庭相談センターに24時間対応職員を配置 児童家庭相談支援事業（研修会） 市町村相談担当者の実務研修 127名参加 一時保護所への非常勤心理職員の配置 中央こども家庭相談センター1名 精神科医師の配置 中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター 法的サポート体制の強化

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[福祉政策課]	放課後児童クラブ施設整備費補助事業<(2)- >
社会福祉法人等指導監査実施事業<(1)- >	放課後児童健全育成事業<(2)- >
ボランティア活動振興事業<(2)- >	児童ふれあい交流促進事業<(2)- >
[こども家庭課]	児童館運営費等補助事業<(2)- >
2歳未満児保育実施事業費補助<(1)- >	児童館活動充実費<(2)- >
一時保育事業費補助<(1)- >	児童館整備補助事業<(2)- >
休日保育事業<(1)- >	こども家庭相談センターの管理・運営<(3)- >
産休等代替職員設置事業補助<(1)- >	こども家庭相談センター一時保護<(3)- >
児童福祉施設職員研修会実施費<(1)- >	児童家庭支援センターの運営<(3)- >
障害児保育事業費補助<(1)- >	次世代育成支援対策事業<(3)- >
保育所地域活動事業費補助<(1)- >	相談機関のネットワーク形成事業<(3)- >
保育所等児童保護措置費<(1)- >	総合相談窓口等管理運営事業<(3)- >
福祉サービスの第三者評価<(1)- >	「子育て不安ゼロ作戦」推進事業<(3)- >
親育てプログラム活用検討事業<(2)>	児童虐待防止支援事業<(3)- >
子育て支援サークル等の情報交流会の開催<(2)- >	[青少年課]
子育て支援研究会事業<(2)- >	青少年問題相談推進事業<(3)- >
子育て支援推進コーディネーター研修<(2)- >	[医務課]
地域子育てサポートクラブ育成モデル事業<(2)- >	子どもを持つ看護師確保事業<(1)- >
地域子育て支援センター事業費補助<(2)- , (3)- >	[医大・病院課]
子育て家庭サポートセンター運営協議会事業<(2)- >	県立病院内保育<(1)- >
子育てホームページ運営事業<(2)- , (3)- >	[雇用労政課]
「なら子育てホームページ」の運営<(2)- , (3)- >	仕事と家庭の両立支援事業<(2)- >
	労働教育事業<(3)- >

- 3 . 老後の安心を皆で支える介護の支援体制の整備

基本施策	具体的施策
(1) 介護を社会全体で分かち合うことへの意識啓発	介護における外部介護力導入、活用に対する意識啓発 要介護者、介護者に対する意識啓発と精神的支援
(2) 施設福祉サービスの充実	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等の整備・充実
(3) 在宅福祉サービスの充実	ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービス、在宅介護支援センター等の公的制度の充実と地域施設利用の推進
(4) 福祉・保健・医療従事者の養成・確保	福祉・保健・医療従事者の養成・確保対策の充実
(5) 地域ぐるみの介護支援	介護ボランティア、自主団体の育成・支援 介護ボランティア・自主団体の質の確保
(6) 情報提供と相談機能の充実	介護休業制度の普及・啓発 介護に関する相談窓口の充実と相談機関の周知の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
介護保険制度推進事業 [長寿社会課] 施策 (1)- , (2)- , (3)- , (4)-	介護給付費の負担 介護支援専門員、認定調査員等研修事業 介護支援専門員実務研修 修了者 4 2 6 名 調定調査員研修 修了者 1 , 8 7 1 名
在宅介護支援センター 運営事業 [長寿社会課] 施策 (1)- , (3)-	在宅介護についての身近な場所での相談、家庭と市町村との調整等のための拠点を特別養護老人ホーム等に設置 基幹型支援センター 1 9 ヶ所 地域型支援センター 7 1 ヶ所
老人福祉施設整備事業 [長寿社会課] 施策 (2)-	特別養護老人ホーム整備に対する助成 新規 4 施設 継続 2 施設 増床 1 施設

事業名 [担当課]/(H17予算:千円)	平成17年度 事業実績
介護予防・地域支え合い事業 [長寿社会課] 施策(3)- , (6)-	介護保険周辺対策として、ひとり暮らし高齢者等の生活支援・生きがい対策等を実施 全18事業
家族介護支援対策事業 [長寿社会課] 施策(3)-	家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減 全6事業
訪問介護員養成研修事業 [長寿社会課] 施策(3)- , (4)-	山村振興法対象地域の訪問介護員養成を3市町村に委託 99名養成(2級99名)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課]	老人サービスセンター等整備事業<(2)- >
介護福祉士等修学資金貸与事業<(4)- >	老人福祉施設整備事業<(2)- >
ボランティア活動振興事業<(5)- , >	シルバーサービス振興事業<(3)- >
[障害福祉課]	家族介護支援対策事業<(3)- >
心身障害者(児)施設運営費<(2)- >	要介護高齢者紙おむつ等支給事業<(3)- >
心身障害者リハビリテーションセンター社会福祉施設運営事業<(2)- >	認知症高齢者グループホーム設置事業<(3)- >
心身障害者リハビリテーションセンター病院運営事業<(2)- >	老人デイサービスセンター設置事業<(3)- >
心身障害者施設整備費補助<(2)- >	老人日常生活用具給付等事業<(3)- >
ねたきり身体障害者(児)紙おむつ等支給事業<(3)- >	訪問介護員養成研修事業<(3)- , (4)- >
心身障害児(者)ショートステイ事業<(3)- >	高齢者相互支援推進・啓発事業<(3)- , (4)- >
心身障害者ホームヘルプサービス事業<(3)- >	在宅福祉サービス推進等事業(物件費)<(3)- , (4)- >
身体障害者・知的障害者更生相談所運営事業<(3)- >	介護予防・地域支え合い事業<(3)- , (6)- >
身体障害者デイサービス事業<(3)- >	介護実習普及センター運営事業<(5)- >
身体障害者相談員設置事業<(3)- >	高齢者総合相談センター運営事業<(6)- >
身体障害者療育生活実習訓練事業<(3)- >	介護保険制度推進事業<(1)- , (2)- , (3)- , (4)- >
知的障害者相談員設置事業<(3)- >	認知症介護研修事業<(4)- >
特別障害者手当等支給事業<(3)- >	[雇用労政課]
[長寿社会課]	労働教育事業<(6)- >
在宅介護支援センター運営事業<(1)- , (3)- >	

- 4 . 家庭生活における男女平等・対等の推進

基本施策	具体的施策
(1) 固定的役割分担意識を解消する広報・啓発活動の推進	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発 地域社会活動に関する意識啓発

主な事業の実績

事業名 [担当課]/(H17予算:千円)	平成17年度 事業実績
男女共同参画セミナーin企業(女性センター講座・セミナー事業) [男女共同参画課]) 施策(1)-	家庭生活と職業生活を両立することのできる就業環境整備や、積極的な女性登用等が企業にもたらす効果などを学び、男女共同参画社会実現に向けてのフレンドリー企業を増やす。(再掲) ・桜井市商工会会員企業社員 11/23 21名参加 ・吉野町商工会会員企業社員 2/1 30名参加
男女共同参画啓発パンフレットの発行 [男女共同参画課] 施策(1)-	「仕事と家庭の両立」をテーマとしたパンフレット「バランスとれていますか」作成。 ・A4 15,000部、配布先:一般県民、民間企業、関係機関等

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]	男女共同参画啓発パンフレットの発行<(1)- >
女性センター講座・セミナー事業<(1)- >	[雇用労政課]
女性センター情報・相談事業(情報事業)<(1)- >	労働教育事業<(1)- >

基本目標 学校・家庭・社会教育等生涯の学習の場における男女平等・対等の推進

- 1 . 学校教育等における男女平等・対等の推進

基本施策	具体的施策
(1) 男女平等・対等の推進に向けての教育の内容・方法の改善・充実	人権教育の一環としての性差別問題への取組 人権尊重の立場に立脚した性教育の充実 学習用啓発教材の作成・活用 乳幼児の集団保育の場での男児・女児分け隔てのない対応 男女混合名簿の推進 教科等における男女平等教育の充実 女性の自立の視点に立った労働観・職業観の育成 ジェンダーにとらわれない進路選択を目指す指導の充実 学校及び研修機関でのジェンダー問題学習機会の拡充
(2) 教職員の男女平等・対等の意識啓発	全教職員等の研修の機会確保と内容の充実
(3) 管理職への女性の登用促進	女性教職員の人材育成、研修機会の確保 管理職への女性の登用促進

主な事業の実績

事業名 [担当課]/(H17予算:千円)	平成17年度 事業実績
「奈良県人権施策に関する基本計画」推進事業 [人権施策課] 施策(1)-	平成16年3月に策定した「人権施策に関する基本計画」の着実な推進を図るため、その推進体制を整備するとともに、国、市町村及び関係機関・団体との連携及びこれらを推進するための啓発事業を展開。(～H16「人権教育のための国連10年」推進事業) ・「人権ワークショップ」開催事業 ワークショップ形式による参加体験型学習を県内4カ所で開催 平成17年7月9日 王寺町、11月16日 菟田野町 平成18年2月16日 三郷町、3月10日 吉野町 ・インターネットによる人権啓発事業 ・基本計画の具体化に向けた学習資料の作成 ・人権施策協議会の運営
メンタルヘルス推進事業 [(教)保健体育課] 施策(1)-	各学校の課題に応じて医師、学識経験者、保健師等の専門家を派遣し、教員に協力して指導助言や講演を行うことにより、生徒の心身の健康増進を図る。 派遣回数21回 性教育(エイズ教育)に関して、児童生徒・保護者・教職員に講演及び研修の指導助言を行った。助産師2回、産婦人科医2回
生涯学習放送番組の制作・放送 [(教)教育研究所] 施策(1)-	家庭内暴力や男女共同参画に関する生涯学習番組(「明日への対話」シリーズ)の放送 <放送> 「子どもへの虐待について考える」(8/10)「男女共同参画社会の実現に向けて」(2/8)
インターンシップ推進事業 [(教)学校教育課] 施策(1)-	高校生のインターンシップ(就業体験)拡大など職業教育の充実 ・高等学校インターンシップ推進協議会の設置 ・奈良県キャリア教育実践事例集の配布
人権教育推進者研修会(はあとセミナー) [(教)人権教育課] 施策(2)-	人権教育をさらに進め、3カ年計画で各校各学年に人権教育推進者が位置づけられるよう、年3回研修会を開催する。 研修会3回開催 (参加人数 3会場計799人) 第1回 H17.7.28 県社会福祉総合センター 第2回 H17.8.4 田原本青垣生涯学習センター 第3回 H17.8.23 県社会福祉総合センター

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
教職員研修事業の充実 [(教)教育研究所] 施策 (2)- , (3)-	「ワークショップで学ぶ」人権教育研修会 対象：教員 参加数：41名(幼2、小20、中16、高2、障害児教育諸学校1) 内容：男女共同参画社会を目指す学習について 講師：日野玲子(大学講師) 初任者研修講座 参加数：116名(小81・中23・高7・障害児教育諸学校5) 内容：男女共同参画社会を目指して～授業から迫る男女共同参画社会～ 10年経験者研修講座 参加数：23名(小3、中6、高12、障害児教育諸学校2) 内容：男女共同参画社会を目指して

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[総務課]	男女混合名簿の推進<(1)- >
私立専修学校等教職員研修事業<(2)- >	教科等における男女平等教育の充実<(1)- >
[こども家庭課、教育委員会 学校教育課]	インターンシップ推進事業<(1)- >
就学前教育連絡調整会議の事業<(1)- >	「進路指導のてびき」の作成<(1)- , >
[人権施策課]	[教育委員会 人権教育課]
「奈良県人権施策に関する基本計画」推進事業<(1)- >	人権教育資料「なかま」の配布購入助成<(1)- >
[男女共同参画課]	人権教育推進者研修会<(2)- >
女性センター講座・セミナー事業<(1)- >	[教育委員会 保健体育課]
[教育委員会 教職員課]	メンタルヘルス推進事業<(1)- >
女性管理職等登用の推進<(3)- >	[教育委員会 教育研究所]
[教育委員会 学校教育課]	生涯学習放送番組の制作・放送<(1)- >
特別活動等の充実<(1)- >	教職員研修事業の充実<(2)- , (3)- >

- 2 . 家庭教育における男女平等・対等の推進

基本施策	具体的施策
(1) 家族員の平等・対等意識の啓発	家族員それぞれの人権が尊重される家庭づくりのための啓発 ジェンダーにとらわれない子育てのための啓発 家庭生活における役割分担の見直しのための啓発 因習にとらわれない家族観の形成のための啓発

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] 施策 (1)-	家庭教育に関する意識の高揚を図るため、テレビ番組「いきいき家族」の放送 <放送> 1回 「反抗期のこどもとのつきあい方」(1/18)

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] 施策(1)-	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「いきいき家族」放送 <ul style="list-style-type: none"> <放送> 1回 「家事と手伝いの工夫」(6/15) ・「子育て企業フォーラム」開催 ハウス食品株式会社(7/19、33人)、株式会社十川ゴム(9/17、26人)、西日本電信電話株式会社(12/7、17人)、奈良地方法務局(1/27、71人)、ダイゴ株式会社(2/1、42人)、ボーイスカウト橿原第9団(3/5、18人)、奈良県農業協同組合(3/16、60人)、関西電力株式会社(3/17、20人)、日高産業株式会社(3/18、15人)、シャープ株式会社(郡山)(3/28、100人)、合計472人

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]

女性センター講座・セミナー事業<(1)- , >

[教育委員会 教育研究所]

家庭教育推進事業<(1)- , >

- 3 . 社会教育における男女平等・対等の推進

基本施策	具体的施策
(1) 地域における生涯学習活動の充実・推進	人権学習としてのジェンダー問題学習、同和問題学習の充実 地域における男女平等・対等を基本とした子どもの育成 男女平等・対等を基本とした各種団体・グループ・サークル等の育成 男女平等・対等の意識を持った地域社会・団体リーダーの育成 男女平等・対等を推進する生涯学習情報の提供 男女平等・対等に向けた多様なメディアの活用 生涯学習のための講師・人材情報の充実
(2) 生涯を通じての学習機会の拡充	女性センター、社会教育センター等生涯学習の場・施設の整備・充実 公開講座等各種学習講座の拡充
(3) 学習機会を得にくい女性が利用しやすい施設・学習の場の提供	地域にある学校等の開放の推進 子育て中の学習活動における託児サービスの推進 夜間学級・識字学級等の充実 視聴覚障害者に対する有効な学習機会の提供 外国人に対する有効な学習機会の提供

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
同和問題関係史料センター県民歴史講座・常設展の開催 [(教)人権教育課] 施策(1)-	<ul style="list-style-type: none"> ・県民歴史講座 6回の講座を開催(受講者延べ288人) ・常設展の開催 「初期水平社の思想と活動」 (入館者数1,070人)
社会教育推進事業 [(教)生涯学習課] 施策(1)-	生涯学習カレッジ 2,980人 ふるさと発掘・発信セミナー 124人 人権教育セミナー 664人 まなびリーダー研修 361人 子どもの居場所づくり推進研修 249人 もの作り指導者養成研修 339人 家庭教育学級リーダー研修会 935人 PTA指導者研修 615人 高等学校PTA指導者研修 186人 高等学校PTA「家庭教育」研修 279人 PTA研究大会 531人 美術作品展 433人 陶芸体験講座 44人 エル・ネットオープンカレッジ 180人

事業名 [担当課]	平成17年度 事業概要
生涯学習情報提供システム運営 [(教)生涯学習課] 施策(1)-	ホームページ「なら・まなびねっと」 内容：指導者養成研修・生涯学習ボランティアセンター・施設案内 アクセス件数：30,000件
県立図書館情報館整備事業 [(教)生涯学習課] 施策(2)-	・新図書館資料整備 ・図書資料等の移転 ・奈良県立図書館情報館の開館(H17.11.3) ・開館記念講演等の実施 ・図書館業務システムの運用
学校開放推進事業 [(教)生涯学習課] 施策(3)-	まなびースクール事業(高等学校開放講座) 社会人対象 実施校17校 受講者数515名 子ども対象 実施校8校 受講者数190名 県立学校図書館等開放事業 開放実施校：奈良高校・畝傍高校・榛原高校・平城高校・山辺高校・五條高校・桜井高校・大宇陀高校・畝傍高校文化創造館 開放日 各土・日曜日(奈良は土曜日のみ)
県主催事業における託児ルームの設置 [男女共同参画課] 施策(3)-	女性のあらゆる社会活動への参加・参画を進める環境整備の一環として、幼児を同伴する県民が積極的に行事に参加し、学習活動を行えるよう、県が主催する事業の実施に当たって設置。 13年度からは、事業実施担当課で予算計上。
家庭教育支援推進事業 [(教)教育研究所] 施策(3)-	家庭教育に関する意識の高揚を図るTV番組「いきいき家族」で、字幕入り番組の制作と放送。 <放送> 字幕入り番組5本(年度) <制作> 字幕入り番組3本
在日外国人日本語講座開催事業 [(教)生涯学習課] 施策(3)-	大和高田市在日外国人日本語講座実行委員会 ・期間 H17.4.1～18.3.31 毎週月・水・金曜日、場所 大和高田市東雲総合会館 NPO法人奈良日本語センターNINJA ・期間 H17.4.1～18.3.31 毎週火～金曜日、場所 奈良国際研修館

事業一覧(再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[総務課]
 県立大学科目等履修制度<(2)- >
 有識者オープンリレー講義開催事業<(2)- >
 [障害福祉課]
 ろうあ者社会教養活動事業<(3)- >
 視覚障害者生活教室事業<(3)- >
 [長寿社会課]
 まほろばシニアリーダーカレッジ開催事業<(1)- >
 [青少年課]
 少年の主張大会<(1)- >
 [食品・生活安全課]
 食品・生活相談センター主催消費者教育事業<(2)- >
 [人権施策課]
 「奈良県人権施策に関する基本計画」推進事業<(1)- >
 [男女共同参画課]
 女性に対する暴力防止対策事業<(1)- >
 女性関係団体運営補助金<(1)- >
 学校開放推進事業<(3)- >
 在日外国人日本語講座開催事業<(3)- >
 [教育委員会 人権教育課]
 同和問題関係史料センター県民歴史講座・テーマ展の開催<(1)- >
 子ども人権学習支援事業<(1)- >

女性団体活動支援事業<(2)- >
 女性センター管理運営事業<(2)- , (3)- >
 女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (2)- >
 県主催事業における託児ルームの設置<(3)- >
 [教育委員会 生涯学習課]
 青少年団体育成事業 <(1)- >
 社会教育団体運営費補助<(1)- >
 各種芸術活動補助事業<(1)- , (2)- >
 社会教育推進事業<(1)- >
 社会教育委員会議<(1)- >
 社会教育主事派遣<(1)- >
 人権教育推進事業<(1)- >
 青少年野外活動センター主催事業<(1)- >
 生涯学習情報誌の発行<(1)- >
 生涯学習情報提供システム運営<(1)- , , >
 社会教育センター本館棟管理運営<(2)- >
 県立図書館情報館整備事業<(2)- >
 [教育委員会 教育研究所]
 視聴覚教育の振興<(1)- >
 生涯学習放送番組の制作・放送<(1)- >
 生涯学習番組の制作・放送<(2)- >
 家庭教育支援推進事業<(3)- >

- 4 . 社会の変化に対応した教育・学習活動の推進

基本施策	具体的施策
(1) 情報化に対応したメディア・リテラシーの確立	性別・世代を越えたメディア・リテラシー確立のための講座の開設 多様なメディアによる情報発信力育成のための講座の開設 情報社会に対応した県内施設の基盤整備
(2) コミュニケーション及びエンパワーメント・プログラムの開発	学校教育・社会教育におけるコミュニケーション学習の開発・実施 学校教育・社会教育におけるエンパワーメント学習の開発・実施
(3) 国際化の対応した国際理解教育・他文化共生教育の推進	学校教育・社会教育における国際理解教育の推進 学校教育・社会教育における多文化共生教育の推進
(4) 新しい課題に男女共同参画の視点で対応する指導者の養成・育成	情報化・国際化などの社会の多様化に、男女共同参画の視点から対応しうる力を持った指導者の養成・育成 男女のエンパワーメントに向けた参加・発見型の学習プログラムの開発

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[男女共同参画課]

女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (4)- >

女性海外派遣調査研究事業<(4)- >

[教育委員会 生涯学習課]

学校開放推進事業<(2)- >

[教育委員会 学校教育課]

県立高校情報化推進事業<(1)- >

学校教育・社会教育におけるコミュニケーション学習の開発・実施<(2)- >

国際理解推進事業<(3)- , >

基本目標 あらゆる分野における男女平等・対等を実現するための意識改革及び社会制度・慣行の見直しと改善

- 1 . 性差別払拭及び男女間格差の解消に向けた取組

基本施策	具体的施策
(1) 行政組織内の意識改革及び政策決定におけるジェンダーに敏感な視点の導入	自治体の庁内推進体制の整備促進 組織内のすべての立場の人を対象とした研修会の実施 ジェンダーに敏感な視点での行政システムの見直し
(2) 男女平等・対等のための啓発事業の推進	定期的な啓発誌の発行や啓発事業の充実 自治体、民間団体による啓発事業の支援 男女共に参加できる事業の推進
(3) 男女平等・対等に関するデータベースの構築と活用	自治体、民間団体、研究機関による調査、研究成果などの積極的な収集と提供 女性センターなどの情報収集・提供機能の充実

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
市町村男女共同参画・女性行政推進事業 [男女共同参画課] 施策(1)-	「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催 男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、市町村における男女共同参画計画策定など、諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行う。 開催実績 平成17年6月9日（県社会福祉総合センター）
職員研修 [自治能力開発センター] 施策(1)-	一般職員レベル1研修(平成17年度新規採用者32名、平成16年度中途採用者を含む) 「男女共同参画社会とセクシュアル・ハラスメントの防止」 一般職員レベル2研修(平成12年度初級職採用者及び平成14年度上級職採用者61名) 「公務員倫理とセクシュアル・ハラスメントの防止」 一般職員レベル3研修(新任主査職員94名) 「公務員倫理とセクシュアル・ハラスメントの防止」 監督者レベル研修(新任係長級職員94名) 「公務員倫理とセクシュアル・ハラスメントの防止」 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員66名) 「人権問題(人権侵害を許さない意識の醸成)」 管理者レベル2研修(新任課長級職員40名) 「人権問題-女性の人権-(セクシュアル・ハラスメント)」 監督者レベル研修(人権問題指導者養成)(平成16年度監督者研修修了者99名) 「豊かな人権文化の創造をめざして」等 監督者レベル研修(人権問題指導者養成事後)(平成16年度指導者養成研修修了者98名) 「21世紀の人権課題」等 人権問題研修(県及び市町村の役付職員209名) 「国際人権保障と日本-日本の人権、世界の人権-」
男女共同参画職員向けマニュアル作成事業 [男女共同参画課] 施策(1)-	職員向け啓発冊子「進めよう！男女共同参画」の活用促進を図る。
人権週間街頭啓発事業 [人権施策課] 施策(2)-	人権週間(12月4日～10日)の期間中に、JR・近鉄の主要駅の駅街頭で啓発物品の配布、県民ホールで啓発資料展示を実施。 ・街頭啓発活動の実施 日時：12月4日 場所：近鉄奈良駅 ・啓発資料展示 期間：12月4日～10日(人権週間) 場所：県民ホール
女性センター情報・相談事業(情報事業) [男女共同参画課] 施策(2)-	・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年3回発行 A4版 8頁 10,000部 ・ホームページの開設 女性センターホームページ (アクセス数 15,450件) チャレンジサイトなら (アクセス数 6,064件) (再掲)

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
男女共同参画週間啓発事業 [男女共同参画課] 施策(2)-	男女共同参画社会基本法の制定日(H11.6.23)にちなんで平成12年度から内閣府が制定した「男女共同参画週間」(毎年6/23~29)期間中の取組として実施。 ・期間:平成17年6月23日~26日 ・会場:女性センター ・形式:実行委員会形式、企画運営参加。 ・内容:記念講演:今「はたらく」ということ(講師 鹿島 敬)、ワークショップ、劇、ビデオ鑑賞、パネル展示等 ・来場者数 1,600人

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[自治能力開発センター]	男女共同参画職員向けマニュアル作成事業<(1)- >
職員研修<(1)- >	男女共同参画に関する新基本計画策定推進事業<(1)- >
[人権施策課]	女性に対する暴力防止対策事業(女と男が築く人権フォーラム)<(2)- , >
人権問題指導者養成事業<(1)- >	男女共同参画県民会議事業<(2)- , >
「奈良県人権施策に関する基本計画」推進事業<(2)- >	男女共同参画週間啓発事業<(2)- >
人権週間街頭啓発事業<(2)- >	女性センター情報・相談事業<(2)- , (3)- , >
[男女共同参画課]	
市町村男女共同参画・女性行政推進事業<(1)- >	

- 2 . あらゆる分野における固定的な役割分担意識の払拭と慣行の見直し

基本施策	具体的施策
(1) 家庭、学校、地域、職場など個人のライフスタイルの選択に対する中立性の確保	啓発活動、学習活動の充実 啓発誌の発行
(2) 家庭生活、社会生活における固定的な意識の払拭と慣行の改善	地域社会における慣習、因習の見直し 「家」意識の払拭 高齢世代に対する啓発活動の充実及び学習機会の提供 個人の多様な生き方、多様な価値観を尊重する意識づくり

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
「結婚ワクワク子どもすくすく県民会議」の運営 [子ども家庭課] 施策(1)- ,	奈良県次世代育成行動計画に掲げた「結婚や子育てに夢や希望を持てる社会の実現」を目指した県民運動を広く展開するため、公募委員・県内関係団体の代表者・学識経験者等で構成する「結婚ワクワク子どもすくすく県民会議」をリニューアルし運営する。さらに県民への周知を図るため、「県民会議ニュース」を発行する。 委員数 41名 総会 2回 部会(結婚部会3回、子育て部会2回)開催 県民会議ニュース 2回発行(80,000部)

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
男女共同参画県民会議 事業 [男女共同参画課]	奈良県男女共同参画県民会議 ・会議の開催実績 第1回総会 H17.5.20 第1回啓発推進部会 H17.6.17 第2回総会 H18.3.23 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぴ」第4号の発行 15,000部 男女共同参画県民ミーティング ・第5回 テーマ「女（ひと）と男（ひと）、居心地の良い社会」 H17.10.8、香芝市ふたかみ文化センター パネルディスカッション 参加者 200人 ・第6回 テーマ「女性のチャレンジは、社会の活力」 H18.1.14 奈良市西部会館（学園前ホール） 基調講演、パネルディスカッション
施策 (1)- (2)-	

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記）、< >内は対応するプランの施策）

[こども家庭課] 男女共同参画県民会議事業<(1)- , (2)- , >
 「結婚ワクワク子どもすくすく県民会議」の運営<(1)- , > 男女共同参画啓発パンフレットの発行<(1)- >
 なら結婚・子育て応援団事業<(1)- > 女性センター情報・相談事業（情報事業）
 [男女共同参画課] <(1)- , (2)- >
 女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (2)- , >

- 3 . 家庭、学校、地域、職場などにおける女性への暴力の根絶

基本施策	具体的施策
(1) 女性に対する暴力の排除に向けた取組	夫・パートナーからの暴力をなくすための意識啓発 あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発 性暴力・性犯罪をなくすための取組の推進 相談から自立までの総合的な支援体制の整備
(2) メディアを通じての女性の人権の尊重	ジェンダー意識を解消しようとする社会的気運の醸成 啓発活動、学習活動の充実 ジェンダーに敏感な生涯学習のためのTV番組の制作・放送等の充実
(3) メディアが発信する性情報への対策	女性の人権を侵害する「性の商品化」の排除に向けての啓発 メディアにおける女性の人権と性に対する正しい知識の育成、普及

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性に対する暴力防止 対策事業 [男女共同参画課]	女性に対する暴力防止に向けて、県民への意識啓発を行うとともに、相談に対応できる人材の育成を図る。 ・女（ひと）と男（ひと）が築く人権フォーラム H17.11.24 場所：奈良県社会福祉総合センター 参加者：720人
施策 (1)-	
(新)DV防止及び被害者 支援基本計画策定事 業 [こども家庭課]	DVの防止及び被害者の支援の施策を総合的、計画的に推進するため、改正DV防止法に基づき「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定。 策定委員会 3回 冊子 1,000部
施策 (1)-	

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
DV被害者支援事業 [こども家庭課]) 施策(1)-	DV被害者及び同伴児童に対する幅広い支援を行うため、相談業務の充実、関係機関とのネットワークの構築を図る
県・地域レベルの被害者支援ネットワークの構築等 [(警)県民サービス課]) 施策(1)-	・被害者支援ネットワーク構築の推進 なら被害者支援ネットワーク総会の開催 H17.5.31 警察本部 100人 部外講師による講演 ・地域レベルの被害者支援ネットワーク総会及び講演会の開催
インターネット差別書込対策事業補助 [人権施策課] 施策(3)-	インターネット上の差別書込に対する啓発活動への補助

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[こども家庭課] DV防止及び被害者支援基本計画策定事業<(1)- , > DV被害者支援事業<(1)- > 婦人相談対策事業<(1)- >	女性センター情報・相談事業(情報事業) <(2)- , (3)- > 女性センター講座・セミナー事業<(2)- , (3)- >
[人権施策課] インターネット差別書込対策事業補助<(3)- > [男女共同参画課] 女性に対する暴力防止対策事業<(1)- , > 女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議<(1)- , , >	[雇用労政課] 労働教育事業<(1)- > [教育委員会 教育研究所] 家庭教育支援推進事業<(2)- > [警察本部 県民サービス課] 県・地域レベルの被害者支援ネットワークの構築等<(1)- > 犯罪被害者支援事業<(1)- >

- 4 . 男性の意識改革

基本施策	具体的施策
(1) 男性に対する意識啓発の推進	男性に対する啓発事業・学習講座の充実・推進 ビデオ、放送番組の制作、啓発誌の発行 女性の人権に関する意識啓発
(2) 男性の家事・育児・介護責任の自覚	性別役割分担意識の払拭 家族員としての夫・父親の家事労働への積極的参加の促進 家族員を対象とした啓発事業の充実
(3) 男性の地域社会活動への参加・参画の促進	地域社会の発展、住みやすい地域社会環境をつくりだすことへの責任の自覚 男女が共に参加する地域社会活動の促進 ボランティア活動等地域社会活動への参加・参画の促進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性センター情報・相談事業(情報事業) [男女共同参画課] 施策(1)- , (2)- , , (3)-	・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年3回発行 A4版 8頁 10,000部 (再掲)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課] ボランティア活動振興事業<(3)- >	女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (2)- > 女性センター情報・相談事業(情報事業)
[こども家庭課] 「次世代の親」育成事業<(2)- >	<(1)- , (2)- , , (3)- > 女性に対する暴力防止対策事業<(1)- >
[県民生活課] ボランティア・NPO活動推進事業<(3)- > [男女共同参画課]	男女共同参画啓発パンフレットの発行<(2)- > [教育委員会 教育研究所] 家庭教育支援推進事業<(1)- >

基本目標 男女共の健康保持・女性の身体的特性の尊重

- 1 . 生涯を通じた健康対策の推進

基本施策	具体的施策
(1) ライフステージごとの健康づくり対策	思春期保健対策 更年期における保健対策の推進
(2) 健康づくりの推進	生涯を通じた健康教育の推進 生活習慣病予防知識の充実 各種健康診査の普及啓発
(3) 心の健康づくりの推進	相談機能の充実と相談窓口の周知の推進 心の健康づくりについての知識と相談技術を持つ人材の育成 学校、職場等での心の健康づくりに関する理解の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
生涯を通じた女性の健康支援事業 [健康増進課] 施策(1)-	女性のライフステージ(思春期、成熟期、更年期)に応じた健康教育と個別相談を実施し、女性の健康を支援。 ・健康教育 17回 ・女性健康支援切符-事業 80回,延74人
女性専門の保健医療の充実 [医大・病院課] 施策(1)-	4月より県立医大病院において「女性専門外来」を開設し、県立奈良病院と併せ、女性を専門とした医療等を提供する。
なら健康増進戦略会議 [健康増進課] 施策(2)-	住民組織、民間団体、事業者及び大学等との健康増進増進協議体制の整備 ・なら健康増進会議及び部会の開催 会議1回、6部会各1回 ・なら健康増進戦略会議県民大会 平成17年10月29日 800名
健康情報ステーション事業 [健康増進課] 施策(2)-	すこやか奈良ネットワーク推進事業(5保健所)25回 健康づくり推進会議(4保健所)8回
老人保健市町村ヘルス事業負担金 [健康増進課] 施策(2)-	基本健康診査受診率 46.4%

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[医大・病院課]	なら健康増進戦略会議<(2)- >
女性専門の保健医療の充実<(1)- >	老人保健市町村ヘルス事業負担金<(2)- >
[健康増進課]	老人保健普及推進事業<(2)- >
生涯を通じた女性の健康支援事業<(1)- , >	がん登録事業<(2)- >
母子保健衛生費負担金<(2)- >	[薬務課]
健康づくり普及啓発事業<(2)- >	薬物乱用防止対策事業<(1)- >
精神保健福祉センター啓発・普及事業<(3)- >	[男女共同参画課]
精神保健福祉センター技術・援助支援事業<(3)- >	女性センター情報・相談事業<(1)- >
健康体操普及事業<(2)- >	[教育委員会 保健体育課]
健康情報ステーション事業<(2)- >	メンタルヘルス推進事業<(3)- >
健康ならネットワーク推進支援<(2)- >	薬物乱用防止教室指導者講習会<(1)- >
歯科保健推進事業<(2)- >	[警察本部 少年課]
食を通じた健康づくり推進事業<(2)- >	薬物乱用防止・非行(被害)防止教室等開催<(1)- >

- 2 . 性の尊重についての認識の浸透

基本施策	具体的施策
(1) 人権を踏まえた性教育の推進	低年齢からの学校、家庭、地域社会の連携した性教育の推進 性教育を通じての「自尊感情」の醸成
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の確立に向けての環境整備	女性の性的自己決定権が尊重される学習機会、広報・啓発の充実 不妊女性等に対する偏見の解消と相談機能の充実
(3) 女性に対する性暴力・性犯罪をなくすための取組	学校、家庭、地域でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点にたった性教育の充実 性暴力・性犯罪を根絶する意識啓発と気軽に相談できる場の充実 被害にあったときの保護・救済対策の充実 精神的自立に向けたケアの充実

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
不妊専門相談センター事業 [健康増進課] 施策(2)-	不妊に悩む夫婦等に対し、医師又は助産師から健康状況に応じた相談指導や不妊治療に関する情報の提供等を実施。 ・不妊専門相談センター 開設場所 奈良県健康づくりセンター内 電話相談 毎週2回 医師面接相談 毎月1回（予約制） 電話相談 延べ99日 101件 医師面接相談 延べ6日 10件
不妊治療費助成 [健康増進課] 施策(2)	不妊治療を受ける者に対する医療費の助成 ・対象治療法 体外受精、顕微授精 ・給付額 通算2年度、1年度あたり上限10万円 ・負担割合 国1/2 県1/2 助成件数 201件
犯罪被害者対策事業 [(警)捜査第一課] 施策(3)-	・性犯罪被害相談110番の設置 痴漢、わいせつ、強姦等の被害に悩む女性のために、直接警察に来にくいという方でもま ず気軽に相談できるように女性警察官が電話にて対応。
中央こども家庭相談センター一時保護（女性） [こども家庭課] 施策(3)-	DV被害等により、女性及び同伴児童の一時保護に要する経費 保護延べ日数4,700日
中央こども家庭相談センター対策費（女性保護） [こども家庭課] 施策(3)-	売春防止法による要保護女性の保護更生のため、相談及び指導を行う経費 女性相談員 2人 相談件数：来所416件、電話2,357件、 訪問24件 合計2,797件

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[こども家庭課]	[男女共同参画課]
中央こども家庭相談センター一時保護（女性）<(3)- >	女性センター情報・相談事業<(2)- >
中央こども家庭相談センター対策費（女性保護）<(3)- , >	[教育委員会 保健体育課]
[健康増進課]	メンタルヘルス推進事業<(1)- , (2)- , (3)- >
不妊治療費助成<(2)>	[警察本部 捜査第一課]
不妊専門相談センター事業<(2)- >	犯罪被害者対策事業<(3)- >

- 3 . 母性保護と母子保健対策

基本施策	具体的施策
(1) 妊産婦と乳幼児の健康対策の充実	安全な妊娠、出産、子育てに関する妊娠早期からの将来を見通した相談機能の充実 周産期医療体制の充実 産後の母親のメンタル面に対するケアの充実 小児医療の充実と住民に対する情報提供と意識啓発 子育てに関して気軽に相談できる場の充実と相談窓口の周知の推進 障害のある妊産婦あるいは、乳幼児に対する支援対策の検討
(2) 妊娠、出産、育児を通じた男性の参加	妊娠、出産、育児を通じた男性の参加に対する意識啓発
(3) 労働者、自営業者（農林水産業を含む）、家内労働者等の母性保護対策の充実	労働者・自営業者・家内労働者等及び家族に対する母性保護に関する啓発活動の推進 企業・職場に関する母性保護制度に関する啓発活動の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
周産期医療情報システムの運営 [医務課] 施策(1)-	N I C U（新生児集中管理室）等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じた。
(新)「子育て不安ゼロ作戦」推進事業 [こども家庭課] 施策(1)-	産後うつに関する啓発用リーフレットの作成・配布 母親対象20,000部 一般対象50,000部
安心子育てダイヤル [こども家庭課] 施策(1)-	母親などが気軽に相談できるよう経験豊富なボランティアを活用した電話相談室を運営。 相談件数 647件
子育て広場管理事業 [こども家庭課] 施策(1)-	就学前の子どもと親が気軽に立ち寄ることができる子育て広場を運営 場所：県社会福祉総合センター 開催日時：月・水・金 13:00～17:00

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[保険福祉課]	生涯を通じた女性の健康支援事業<(1)- >
乳幼児医療費助成事業<(1)- >	地域喫煙対策連携事業<(1)- >
[こども家庭課]	母子保健推進会議<(1)- >
「子育て不安ゼロ作戦」推進事業<(1)- >	未熟児訪問指導<(1)- >
安心子育てダイヤル<(1)- >	療育相談事業<(1)- , >
子育てホームページ運営事業<(1)- >	[男女共同参画課]
子育て広場管理事業<(1)- >	女性センター情報・相談事業（情報事業）<(2)- >
相談機関のネットワーク形成事業<(1)- >	[雇用労政課]
総合相談窓口等管理運営事業<(1)- >	労働者・自営業者・家内労働者等及び家族に対する母性保護に関する啓発活動の推進<(3)- >
[医務課]	企業・職場に対する母性保護制度に関する啓発活動の推進<(3)- >
周産期医療情報システムの運営<(1)- >	
[健康増進課]	

基本目標 男女が共によりよく生きるための社会福祉の充実

- 1 . すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりの推進

基本施策	具体的施策
(1) 生活者の視点に立ったまちづくりの推進	まちづくりへの女性、障害者、高齢者等の参画促進 まちづくりにかかわる行政、民間企業等の意識啓発 まちづくりに関する地域ネットワークの形成推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
住みよい福祉のまちづくり総合推進事業 [福祉政策課] 施策(1)-	障害者・高齢者を含むすべての県民が安全で快適に暮らせる地域づくり・まちづくりを推進。 交通バリアフリー基本構想策定セミナーの開催 テーマ「交通バリアフリーから福祉の交通まちづくりへ」 (H18.2.8、香芝市総合福祉センター、90名) 啓発資料の作成配布 条例概要パンフレット、自主点検チェックシート等 住みよい福祉のまちづくり推進協議会の運営(H17.7.15、県新公会堂、55名)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課] 住みよい福祉のまちづくり総合推進事業<(1)- , >

- 2 . 高齢者の自立支援と生活の安定・充実

基本施策	具体的施策
(1) 経済的自立への支援	就労機会の提供と職業相談 職業能力の開発・向上
(2) 生活の安定への支援	高齢者の住宅対策等の充実 高齢者への生活情報(年金、消費、福祉サービス等)の提供と各種サービスの利用援助 高齢者を支える地域ネットワークの育成・支援
(3) 高齢者福祉対策の充実	在宅福祉サービスの充実 施設福祉サービスの充実 高齢者福祉サービスの多彩な展開
(4) 自己実現の推進と尊厳の保障	地域活動への参加促進 生きがいと健康づくり実践の支援 学習機会の充実
(5) 介護対策の充実	介護保険制度の周知 介護の社会化に向けて、各年代層が学習する機会の提供 女性に偏った介護役割意識からの解消及び男性の介護への参画促進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
高齢者総合相談センター運営事業 [長寿社会課] 施策(1)- , (2)- ,(4)-	高齢者及びその家族からの各種相談に総合的に対応 一般相談 月～金 専門相談 社会保険労務士・弁護士・税理士・医師・保健師による相談 高齢者無料職業紹介所にて高齢者の仕事の相談及び職業の紹介実施 相談件数 640件
シルバー人材センター連合等運営費補助 [雇用労政課] 施策(1)-	奈良県シルバー人材センター連合団体補助 ミニ・シルバー人材センター補助 平群町
地域支え合いカンパニー支援事業 [長寿社会課] 施策(1)-	地域で抱える課題解決のため高齢者等が仲間ですら活動の支援及び事業化に際して必要な初年度備品整備等に要する経費の一部を助成 研修会の開催 3回 備品整備助成先 3団体

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[福祉政策課]	スポーツ交流大会<(4)- >
介護福祉士等修学資金貸与事業<(3)- >	まほろばシニアリーダーカレッジ開催事業<(4)- >
[障害福祉課]	高齢者美術展<(4)- >
心身障害者（児）施設運営費<(3)- >	全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣事業<(4)- >
心身障害者リハビリテーションセンター社会福祉施設運営事業<(3)- >	老人憩いの家設置補助事業<(4)- >
心身障害者リハビリテーションセンター病院運営事業<(3)- >	介護保険制度推進事業<(3)- , (5)- >
心身障害者施設整備費補助<(3)- >	身体拘束ゼロ作戦シンポジウムの開催<(5)- , >
[長寿社会課]	[保険福祉課]
高齢者総合相談センター運営事業<(1)- , (2)- , (4)- >	老人医療費助成事業<(3)- >
地域支え合いカンパニー支援事業<(1)- >	[食品・生活安全課]
介護予防・地域支え合い事業<(2)- , (4)- >	食品・生活相談センター苦情処理体制整備事業及び消費生活情報ネットワーク事業<(2)- >
在宅福祉サービス推進等事業<(3)- >	[雇用労政課]
老人日常生活用具給付等事業<(3)- >	シルバー人材センター連合等運営費補助<(1)- >
老人保健福祉計画推進事業（物件費）<(3)- >	職業訓練援護事業<(1)- >
社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会<(3)- , >	[住宅課]
老人福祉施設整備事業<(3)- >	県営住宅ストック総合改善事業<(2)- >
老人デイサービスセンター等整備事業<(3)- >	県営住宅の高齢者世帯向け申込<(2)- >
仲間づくり支援事業<(4)- >	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び閲覧<(2)- >
老人クラブ活動助成事業<(4)- >	
シニアライフセミナー開催事業<(4)- >	

- 3 . 障害者やひとり親家庭等の自立支援と生活の安定

基本施策	具体的施策
(1) 障害者の生活の安定と社会福祉の充実	在宅福祉サービスの充実 施設福祉サービスの充実 相談機能の充実と障害に応じた情報提供 障害者を支える地域ネットワークの育成・支援 地域社会におけるノーマライゼーションの推進
(2) ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実	ひとり親家庭等への家事・介護援助サービスの充実 母子生活支援施設の充実 公営住宅の提供等住宅対策の充実と情報提供 ひとり親家庭等の生活安定への援助 ひとり親家庭等への相談機能の充実

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
障害者110番事業 [障害福祉課] 施策(1)-	障害者及びその家族の悩みごとや財産・金銭問題等、様々な相談に対応。
知的障害者地域生活援助事業（グループホーム） [障害福祉課] 施策(1)-	グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより知的障害者の自立生活を助長する。 グループホーム数：55か所
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] 施策(2)-	家庭生活支援員派遣家庭件数 20件 家庭生活支援員派遣延べ件数 162件

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[障害福祉課]

- 市町村社会参加促進事業<(1)- >
- 障害者社会参加総合推進事業<(1)- >
- 心身障害者（児）施設運営費<(1)- >
- 心身障害者リハビリテーションセンター-社会福祉施設運営事業<(1)- >
- 心身障害者リハビリテーションセンター-病院運営事業<(1)- >
- 心身障害者施設整備費補助<(1)- >
- 障害者110番事業<(1)- >
- 身体障害者・知的障害者相談員の設置<(1)- >
- 奈良県視覚障害者福祉センターの運営<(1)- >
- 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）<(1)- >

[保険福祉課]

- 心身障害者医療費助成事業<(1)- >
- 母子医療費助成事業<(2)- >
- [こども家庭課]
- 母子家庭等日常生活支援事業<(2)- >
- 入所者措置費<(2)- >
- 児童扶養手当給付<(2)- >
- 母子及び寡婦福祉対策<(2)- >
- [住宅課]
- 県営住宅の母子家庭向け申込<(2)- >

- 4 . さまざまな不利益を被っている女性への支援

基本施策	具体的施策
(1) 総合的相談・情報提供機能の充実	女性センターにおける相談機能の充実 女性センターを核とした関係機関との連携

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
女性センター情報・相談事業（相談事業） [男女共同参画課] 施策(1)-	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員、法律相談員（予約制）の配置 ・H17度相談件数：4,014件（うちDV相談 96件） ・女性相談機関交流会・女性相談員研修会を開催 県内女性相談機関の連携強化を目的に情報交換等を行う。年1回 県内の相談機関で相談に携わる相談員を対象に、女性の視点に立った相談を行っていくための研修会を実施し、相談員の資質向上を図る。年4回（再掲）

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[男女共同参画課]

- 女性センター情報・相談事業<(1)- , >

[こども家庭課]

- 婦人相談対策事業<(1)- >

基本目標 人間性豊かな国際社会の発展のための男女の協働による連帯

- 1. 多様な文化・国籍をもつ人々の人権を認め共生できる社会づくり

基本施策	具体的施策
(1) 在住外国人等が住み良いまちづくりの推進	多言語による情報提供 日本語教育への支援 生活自立相談、保護・援助機能の整備 外国人への偏見、差別の解消に向けての啓発 公共施設等の外国語表示の推進 公的施設（学校等）の開放による地域的で日常的な国際交流の場の提供 行政職員の国際化に対する意識啓発
(2) 地域からの身近な国際化の推進	国際的な女性情報の県民への提供 多文化共生・地球市民意識づくりのための啓発 地域に暮らす外国人との交流や連帯の推進 地域でできる国際協力を目指して活動する女性グループの支援
(3) 多様な文化や価値観を認めグローバルな視点で行動できる女性の育成	国際理解教育・開発教育など学習機会の提供 多文化理解教育、平和教育の推進

主な事業の実績

事業名 [担当課]	平成17年度 事業実績
在住外国人暮らしのサポート事業 [文化国際課 (シルクロード財団事業)] 施策(1)-	在住外国人の国籍の多様化に伴い、多言語で実生活に即応する生活相談への対応、生活情報の提供を行う。 ・外国人生活相談窓口の設置(対応言語：日本語・英語・中国語・ポルトガル語) ・HELLO NARAの作成(生活情報：英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・日本語)

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[自治能力開発センター] 職員海外派遣研修<(1)- > [文化国際課] 奈良県職員外国語能力活用事業<(1)- > [文化国際課(シルクロード財団事業)] 在住外国人暮らしのサポート事業<(1)- , > N I F S ラウンジ運営事業<(1)- > 国際理解推進事業<(1)- , (3)- > 学びのコーディネーター事業<(3)- > [青少年課] 国際交流大和路ふれあい事業<(2)- >	[男女共同参画課] 女性センター情報・相談事業<(2)- > 地域女性グループ育成事業<(2)- > 女性海外派遣調査研究事業<(3)- > 女性関係団体運営補助金<(3)- > [道路維持課] 交通安全施設整備事業<(1)- > [教育委員会 生涯学習課] 在日外国人日本語講座開催事業<(1)- > [教育委員会 学校教育課] 国際理解推進事業<(1)- >
---	---

- 2. 地球的視野に立った国際交流・理解・協力への女性の参加・参画の拡大

基本施策	具体的施策
(1) 国際交流・理解・協力への女性の参加・参画の促進	国際交流活動の推進 個人及び民間女性団体の国際交流活動への支援 国際交流促進のための条件整備
(2) 県内の国際的なNGO等の活動の経験の共有と交流の促進	国際的な情報発信の推進 国際的な女性NGO等の育成・支援 国際的な女性NGO等とのネットワークづくりのための支援
(3) 世界平和に取り組むさまざまな女性の活動への支援	地域から世界平和への女性の声の発信

事業一覧 (再掲事業を含む(細字で表記) < >内は対応するプランの施策)

[文化国際課] (財)なら・シルクロード博記念国際交流財団自主事業補助<(1)- > シルクロード学術センター事業補助<(1)- > 外国青年招致事業<(1)- > [文化国際課(シルクロード財団事業)] インターネットによる海外向け情報発信事業<(2)- > N I F S ラウンジ運営事業<(2)- , >	国際交流団体等ネットワーク推進事業<(2)- > [青少年課] アジア・チャレンジ・プロジェクト<(1)- > 国際交流大和路ふれあい事業<(1)- > [男女共同参画課] 女性海外派遣調査研究事業<(1)- > 女性関係団体運営補助金<(1)- , (3)- >
--	--

基本目標 環境問題への男女協働の取組

- 1 . 地球規模での環境問題への理解・推進

基本施策	具体的施策
(1) 環境問題の理解・推進への女性からのアプローチ	「開発と女性」の視点を活かした環境問題についての意識啓発 環境保全団体の育成・ネットワーク化と活動への支援

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記）、< >内は対応するプランの施策）

[環境政策課]

奈良県環境県民フォーラム運営事業<(1)- , >

- 2 . 「持続可能な開発」に向けた社会づくり

基本施策	具体的施策
(1) 環境問題への男女共同参画の推進	環境に関する意識決定過程への女性の参画の促進 環境保全と資源の循環的な利用に対する取組の推進 環境に負荷の少ないライフスタイルへの男女の意識づくり

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[県民生活課]

親切・美化県民運動推進事業<(1)- >

[環境政策課]

環境にやさしい県民行動推進事業<(1)- >

環境啓発推進事業<(1)- >

[風致保全課]

古都風致審議会の開催、

自然環境保全審議会等の開催<(1)- >

第2章 市町村における推進状況

1. 推進体制等（その1）

（平成18年4月1日現在）

項目 市町村名	所 管 部 署	首長 部局	専管 組織	庁内 推進 体制	諮問 機関 等
奈良市	市民生活部人権文化推進室男女共同参画課				
大和高田市	市民商工部人権施策課男女共同参画推進室				
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係				
天理市	市民部男女共同参画課				
橿原市	企画調整部人権施策課男女共同参画室				
桜井市	市民部人権課人権係				
五條市	生活産業部人権施策課女性施策係				
御所市	市民部人権同和对策課男女共同参画係				
生駒市	教育委員会生涯学習部女性青少年課				
香芝市	企画調整部男女共同参画課				
葛城市	市民生活部人権政策課男女共同参画係				
宇陀市	市民環境部人権施策課				
山添村	総務課人権啓発室				
平群町	住民部ふれあい推進課男女共同参画係				
三郷町	人権推進課				
斑鳩町	総務部企画財政課政策企画調整係				
安堵町	総務課				
川西町	総務部企画財政課				
三宅町	総務課				
田原本町	総務部企画財政課企画調整係				
曽爾村	ふれあい推進課				
御杖村	総務課				
高取町	住民福祉課住民生活グループ人権啓発室				
明日香村	教育委員会教育課教育グループ				
上牧町	住民福祉部福祉課人権啓発係				
王寺町	総務部企画財政課政策情報管理係				
広陵町	総務部総務課企画調整係				
河合町	教育委員会生涯学習課人権対策係				
吉野町	教育委員会人権教育グループ				
大淀町	総務部総務課人事係				
下市町	教育委員会社会教育係				
黒滝村	住民福祉課				
天川村	住民課				
野迫川村	総務課女性施策係				
十津川村	総務課総務係				
下北山村	住民課男女共同参画推進係				
上北山村	住民課女性対策係				
川上村	教育委員会社会教育係				
東吉野村	総務企画課庶務係				
合計		33	12	10	8

1. 推進体制等（その2）

（平成18年4月1日現在）

項目 市町村名	男女共同参画のための総合的な施設	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	住民対象の意識調査等実績	総合計画等での位置付け
奈良市	H14.9設置	H15.4.1施行			
大和高田市		H14.4.1施行			
大和郡山市					
天理市	H10.4設置				
橿原市		H18.7.1施行			
桜井市					
五條市					
御所市					
生駒市	H2.4設置	H19以降を目処に検討中			
香芝市					
葛城市					(H18.12)
宇陀市					
山添村					
平群町		H19以降を目処に検討中			
三郷町		H19以降を目処に検討中	(H19.3)		
斑鳩町		H16.4.1施行			
安堵町					
川西町					(H18.12)
三宅町					
田原本町					
曽爾村					
御杖村		H19以降を目処に検討中			
高取町					
明日香村		H19以降を目処に検討中			
上牧町					
王寺町					
広陵町					
河合町					
吉野町					
大淀町					
下市町					
黒滝村					
天川村					
野迫川村					
十津川村					
下北山村					
上北山村					
川上村					
東吉野村		H19以降を目処に検討中			
合計	3	4	12	14	18

2. 相談体制

(平成18年4月1日現在)

項目 市町村名	女性問題等の相談事業		H17年度 相談件数
		実施日	
奈良市	女性問題相談室(女性問題相談員)	毎週月・水・金・土 西部:毎週月・水	3,057件
大和高田市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第1・3金曜	57件
大和郡山市	人権相談(人権啓発指導員又は職員) 電話DV相談(専門相談員) 面接DV相談(専門相談員)	市役所執務時間内 毎月第1・3金曜 奇数月第3木曜	60件
天理市	女性のための法律相談(弁護士) 女性のためのこころの相談(フェミニストカウンセラー) 女性のためのこころの電話相談(女性専門相談員)	毎月第1金曜 毎月第2・4金曜 毎月第1・3木曜	139件
橿原市	法律相談(女性弁護士)	毎月第2・4金曜	433件
桜井市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第4月曜	21件
五條市			4件
御所市	女性法律相談(弁護士)	毎月第2火曜	25件
生駒市	電話・来館相談(社会教育指導員) 女性相談(フェミニストカウンセラー) 女性法律相談(弁護士)	毎週月～金 毎月第2・4水曜 毎月第3水曜	542件
香芝市	女性法律相談(弁護士) 男女共同参画電話相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第4水曜 毎月第2火曜	68件
葛城市			0件
宇陀市	合併により相談体制調整中		
山添村			2件
平群町			0件
三郷町			0件
斑鳩町	女性のための相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第2・4金曜	11件
安堵町			0件
川西町			0件
三宅町			0件
田原本町			0件
曾爾村			0件
御杖村			0件
高取町			0件
明日香村			0件
上牧町			0件
王寺町			0件
広陵町			0件
河合町	女性・DV問題電話相談(相談員)	毎週火・金	11件
吉野町			0件
大淀町			0件
下市町			0件
黒滝村			0件
天川村			0件
野迫川村			0件
十津川村			0件
下北山村			0件
上北山村			0件
川上村			0件
東吉野村			0件
合計	11		

3. 女性の登用状況（その1）

（平成18年3月31日現在）

項目 市町村名	審議会等における登用状況					地方自治法に基づく委員会等における登用状況			市町村議会議員		
	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	目標値	目標年度	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	議員 総数	うち 女性数	女性 比率
奈良市	1,034	247	23.9%	30%	平成22年度	53	2	3.8%	46	5	10.9%
大和高田市	608	171	28.1%	30%	平成18年度	38	5	13.2%	19	3	15.8%
大和郡山市	394	62	15.7%	30%	平成18年度	36	2	5.6%	24	1	4.2%
天理市	320	49	15.3%	30%	平成27年度	36	2	5.6%	20	2	10.0%
橿原市	711	170	23.9%	30%	平成19年度	43	0	0.0%	24	4	16.7%
桜井市	313	50	16.0%	30%	平成25年度	38	2	5.3%	18	1	5.6%
五條市	221	34	15.4%			40	2	5.0%	21	1	4.8%
御所市	556	97	17.4%			37	1	2.7%	25	4	16.0%
生駒市	575	159	27.7%	40%	平成26年度	42	3	7.1%	24	7	29.2%
香芝市	940	207	22.0%	30%	平成22年度	38	1	2.6%	20	2	10.0%
葛城市	249	38	15.3%			43	0	0.0%	18	2	11.1%
宇陀市						81	0	0.0%	22	0	0.0%
山添村	216	29	13.4%			36	2	5.6%	10	0	0.0%
平群町	276	47	17.0%			38	3	7.9%	16	4	25.0%
三郷町	328	106	32.3%			30	1	3.3%	15	1	6.7%
斑鳩町	310	73	23.5%	35%	平成27年度	36	2	5.6%	14	1	7.1%
安堵町	36	4	11.1%			34	1	2.9%	13	0	0.0%
川西町	135	29	21.5%	30%	平成21年度	37	2	5.4%	14	0	0.0%
三宅町	93	20	21.5%			31	2	6.5%	14	0	0.0%
田原本町	202	18	8.9%			34	0	0.0%	16	1	6.3%
曽爾村	80	13	16.3%			31	5	16.1%	9	0	0.0%
御杖村	125	34	27.2%			33	2	6.1%	8	0	0.0%
高取町	178	55	30.9%			37	0	0.0%	12	1	8.3%
明日香村	158	35	22.2%			38	4	10.5%	10	0	0.0%
上牧町	142	36	25.4%			25	3	12.0%	16	4	25.0%
王寺町	330	80	24.2%			32	1	3.1%	16	4	25.0%
広陵町	158	30	19.0%			31	1	3.2%	16	2	12.5%
河合町	311	91	29.3%			30	1	3.3%	15	2	13.3%
吉野町	217	30	13.8%			32	2	6.3%	14	1	7.1%
大淀町	152	20	13.2%			33	1	3.0%	16	2	12.5%
下市町	86	13	15.1%			36	1	2.8%	14	0	0.0%
黒滝村	82	7	8.5%			27	1	3.7%	8	0	0.0%
天川村	42	10	23.8%			13	1	7.7%	9	0	0.0%
野迫川村	80	12	15.0%			20	1	5.0%	8	0	0.0%
十津川村	132	12	9.1%			27	4	14.8%	14	0	0.0%
下北山村	64	17	26.6%			25	2	8.0%	8	0	0.0%
上北山村	67	15	22.4%			13	0	0.0%	8	0	0.0%
川上村	108	21	19.4%			23	1	4.3%	8	0	0.0%
東吉野村	57	3	5.3%			26	0	0.0%	8	0	0.0%
合計	10,086	2,144	21.3%	10		1,333	64	4.8%	610	55	9.0%

宇陀市については、合併により審議会設置の調整中

3. 女性の登用状況（その2）

（平成18年4月1日現在）

項目 市町村名	管理職(課長補佐級以上)の在職状況						女性の三役又は教育長又は議会議長		
	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率	うち一般行政職			役職	氏名	在任期間
				管理職 総数	うち 女性数	女性 比率			
奈良市	513	25	4.9%	314	13	4.1%			
大和高田市	219	52	23.7%	134	22	16.4%			
大和郡山市	181	39	21.5%	128	17	13.3%			
天理市	172	31	18.0%	128	12	9.4%			
橿原市	246	35	14.2%	246	35	14.2%			
桜井市	140	21	15.0%	134	15	11.2%			
五條市	195	9	4.6%	99	8	8.1%	教育長	田村 幸子	H18.4.1～
御所市	55	8	14.5%	47	0	0.0%			
生駒市	184	9	4.9%	154	5	3.2%			
香芝市	61	8	13.1%	54	1	1.9%			
葛城市	124	15	12.1%	92	4	4.3%			
宇陀市	242	65	26.9%	192	37	19.3%			
山添村	24	7	29.2%	19	4	21.1%			
平群町	52	7	13.5%	52	7	13.5%			
三郷町	52	8	15.4%	52	8	15.4%			
斑鳩町	47	5	10.6%	42	4	9.5%			
安堵町	21	6	28.6%	19	4	21.1%			
川西町	39	7	17.9%	39	7	17.9%	教育長	松本 ひろ子	H16.10.1～H20.9.30
三宅町	19	5	26.3%	19	5	26.3%			
田原本町	57	3	5.3%	57	3	5.3%			
曽爾村	17	5	29.4%	17	5	29.4%			
御杖村	19	2	10.5%	17	1	5.9%			
高取町	22	4	18.2%	22	4	18.2%			
明日香村	23	1	4.3%	23	1	4.3%			
上牧町	50	9	18.0%	45	6	13.3%	助役	青木 初代	H13.7.1～
王寺町	36	1	2.8%	32	0	0.0%			
広陵町	84	20	23.8%	62	4	6.5%			
河合町	49	8	16.3%	38	3	7.9%			
吉野町	57	20	35.1%	32	8	25.0%			
大淀町	110	24	21.8%	60	4	6.7%			
下市町	46	7	15.2%	46	7	15.2%			
黒滝村	18	5	27.8%	16	3	18.8%			
天川村	18	0	0.0%	18	0	0.0%			
野迫川村	12	1	8.3%	12	1	8.3%			
十津川村	41	6	14.6%	41	6	14.6%			
下北山村	11	0	0.0%	11	0	0.0%			
上北山村	12	0	0.0%	12	0	0.0%			
川上村	18	0	0.0%	18	0	0.0%			
東吉野村	14	1	7.1%	14	1	7.1%			
合計	3,300	479	14.5%	2,557	265	10.4%			3名

第3章 参 考 资 料

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布

奈良県条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(県民の理解を深めるための措置)
- 第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)
- 第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。
(教育の場における男女共同参画の推進)
- 第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
(性別による人権侵害の防止に関する取組)
- 第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。
(苦情及び相談の処理)
- 第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。
(調査研究)
- 第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
(民間の団体の活動に対する情報提供等)
- 第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(施策の推進状況の公表)
- 第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第3章 奈良県男女共同参画審議会

- 第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

(規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し以下のように定める。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

(意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

(その他)

第6 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

(5 0 音順、敬称略)

【平成18年10月27日現在】

上 田 実千代	中小企業診断士
音 田 昌 子	大阪府立文化情報センター所長
桐 野 由美子	京都ノートルダム女子大学教授
杉 若 弘 子	奈良教育大学助教授
引 田 千 穂	一般公募県民
高 木 良 次	一般公募県民
竹 平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
辻 村 泰 範	奈良県老人福祉施設協議会会長
土 田 容 子	産婦人科医
中 尾 征 夫	奈良県経営者協会専務理事
馬 場 勝 也	弁護士
稗 田 睦 子	(社)国際女性教育振興会奈良県支部書記
東 口 佳 子	奈良県女性農業士会会長
宮 坂 靖 子	奈良女子大学助教授

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は生活環境部長をもって、副幹事長は生活環境部次長をもって、幹事は 別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務

- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、生活環境部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 2 0 日から施行する。

平成 8 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 1 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 2 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 3 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 5 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 7 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 8 年 4 月 1 日一部改正

別記 1 本部長

出 納 長

総務部長	知事公室長	企画部長	観光交流局長	福祉部長
健康安全局長	こども家庭局長	生活環境部長	商工労働部長	農林部長
土木部長	水道局長	教育長	警察本部長	

別記 2 幹事

知事公室 総務部	広報広聴課長 総務課長	人事課長	自治能力開発センター所長	行政経営課長
企画部 観光交流局	総合政策課長 観光課長	文化国際課長		
福祉部 こども家庭局 健康安全局	福祉政策課長 こども家庭課長 医務課長	障害福祉課長 青少年課長 健康増進課長	長寿社会課長 薬務課長	
生活環境部	県民生活課長	人権施策課長	男女共同参画課長	
商工労働部	商工課長	工業支援課長	雇用労政課長	
農林部	農政課長	農業経営課長	農業水産振興課長	林政課長
土木部	監理課長	住宅課長		
水道局	総務課長			
教育委員会	総務福利課長 人権教育課長	生涯学習課長 保健体育課長	教職員課長 教育研究所長	学校教育課長
出納局	総務課長			
警察本部	警務課長			

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

(目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関する事。
 - (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「なら男女共同参画プラン21」の具体化に向けての取組及び推進に関する事。
 - (3) その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業。
- 2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

(構成)

第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 県民会議に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を所掌する。

- 一 事業推進部会 事業の推進に関する事。
- 二 啓発推進部会 広報啓発に関する事。

- 2 委員は、部会に所属するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、奈良県生活環境部男女共同参画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

平成18年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

平成18年4月1日現在 (敬称略 五十音順)

	委員氏名	組 織 名	事業	啓発	備 考
1	池田 洋行	公募委員			
2	池端 雅世	奈良県PTA協議会			
3	池原 真智子	NPOなら人権情報センター			
4	井上 康二	奈良県地域づくり団体協議会			
5	今西 美弥子	奈良県婦人教育推進会			
6	今西 康世	奈良県女性経営研究会			
7	上岡 晃子	奈良県中小企業団体中央会			
8	植田 一夫	奈良県身体障害者福祉協会連合会			
9	植田 喜志子	奈良県食生活改善推進員連絡協議会			
10	上田 裕◎	日本ボーイスカウト奈良県連盟			
11	内野 典英	奈良県商工会議所連合会			
12	大鳥 清香	(社)奈良県母子福祉連合会			
13	大林 美亀	奈良県女性センターグループ飛翔			
14	岡田 和久	(社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会			
15	岡本 和美	(社)奈良県医師会			部会長
16	奥田 晶子	奈良の文化を研究する婦人の会			
17	堀内 哲司	奈良県ボランティア連絡協議会			
18	音田 昌子	大阪府立文化情報センター			副会長
19	風味 良美	公募委員			
20	梶野 洋子	奈良県地域婦人団体連絡協議会			
21	総谷 英子	(社)なら女性フォーラム			
22	加藤 信子	高齢社会をよくする会・奈良			
23	加藤 八重子	奈良県青年団協議会			
24	上掛 利博	京都府立大学福祉社会学部			
25	川原 一展	JAならけん			
26	川本 サア子	奈良県退職女教師の会			
27	栗林 伸子	(社)奈良県看護協会			
28	小城 利重	奈良県町村会			
29	島 由美子	奈良弁護士会			
30	島野 吉裕	(社)奈良県病院協会			
31	末次 幸子	(社)ガールスカウト日本連盟奈良県支部			
32	高倉 悦子	奈良労働局雇用均等室			
33	高橋 幸子	(福)奈良「いのちの電話」協会			
34	武田 千加代	奈良NPOセンター			
35	竹平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会			
36	巽 千津子	部落解放同盟奈良県連合会			
37	田中 康正	(社)奈良県歯科医師会			
38	辻 恵介	(株)奈良新聞社			
39	辻 良彰	(社)奈良工業会			
40	寺田 眞佐子	国際ソロプチミスト奈良			
41	中 政治	奈良県生活協同組合連合会			
42	中尾 征夫	奈良県経営者協会			部会長
43	中岡 富美一	(財)21世紀職業財団奈良事務所			
44	西川 ひろこ	公募委員			
45	能見 直英	公募委員			
46	野崎 善男	奈良県民生児童委員連合会			
47	春木 清夏	(社)奈良県建設業協会			
48	平田 静太郎	奈良県私立中学高等学校連合会			
49	増田 誠司	奈良県社会福祉協議会			
50	松岡 修一	奈良県4Hクラブ連絡協議会			
51	松村 啓子	奈良県女性センターホームヘルパー-連絡協議会			
52	丸尾 澄子	奈良県保育協議会			
53	丸尾 広人	奈良地方法務局人権擁護課			
54	丸山 悦子	(社)大学婦人協会奈良支部			
55	南 佳江	奈良県商工会連合会			
56	森馬 昌子	奈良県農村生活研究グループ協議会			
57	矢追 義法	奈良県老人福祉施設協議会			
58	山田 洋子	奈良友の会			
59	吉井 良政	奈良県信用金庫協会			
60	吉田 浙子	(社)国際女性教育振興会奈良県支部			
61	吉田 浩巳	大和・まほろばNPOセンター			
62	吉田 誠克	奈良県市長会			
63	脇本 啓介	(社)奈良県銀行協会			
64	柿本 善也	奈良県			会長
65	松井 秀史	奈良県教育委員会事務局			
66	松永 久典	奈良県生活環境部			

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日 法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日 法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択 (国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布	
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採択 (ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催(東京)		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1992 (平 4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	
1993 (平 5)	・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び 「男女共同参画審議会」「男女共同 参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのため の県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決議」 採択(国連人権委) ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」 採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に 「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21-奈良県女性 行動計画(第二期)-」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正 (母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」につい ての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめ ざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開 催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱 領実施のためのさらなる行動とイ ニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当た っての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケー ト」実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男 女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参 画」作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援セ ンター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21(奈 良県男女共同参画計画(なら女性プラン 21改訂版))」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終 報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会 報告書」報告	
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画計画改定に当たっ ての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKIプラン(奈良 県男女共同参画計画(第2次))」策定

平成18年度 奈良県男女共同参画関係施策の概要

1. 男女共同参画課事業

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	<p>男女共同参画県民会議</p> <p>内容 総会、部会、小委員会の開催</p> <p>構成 公募県民、学識経験者、団体代表 県、市町村代表等</p> <p>活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 各構成団体等による自主事業の実施 男女共同参画通信「すてっぷ」の発行 仕事と家庭の両立にかかる事業所での取り組みの促進 男性の家事参加促進に向けた意識啓発 男性の家事関連時間等調査の実施 <p>男女共同参画県民フォーラム 開催時期 平成18年7月1日 開催場所 奈良市 参加人員 300人</p>
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業	「男性の仕事と家庭の両立」や「女性の働きやすい環境づくり」など、男女がいきいきと活躍できる環境づくりに向け、奈良県男女共同参画県民会議と連携して事業所等への意識啓発を促進。	<p>トップセミナーの開催</p> <p>事業所の経営者や人事・労務管理役員を対象にセミナーを開催し、トップ（意思決定者）への意識啓発を図る。 開催時期 平成18年10月、平成19年2月 開催場所 奈良市 橿原市</p> <p>企業内出前講座の実施</p> <p>各事業所が主催する研修会・集会等へ講師を派遣し、職員への意識啓発を図る。 開催時期 平成18年9月～平成19年3月 開催回数 5回</p>
女性に対する暴力防止対策事業	DV、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民の意識啓発、被害者支援に取り組む。	<p>女（ひと）と男（ひと）が築く人権フォーラム</p> <p>開催時期 平成18年11月 開催場所 奈良市</p>
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報啓発を行う。	<p>男女共同参画啓発パンフレットの発行</p> <p>誰でもがわかりやすい男女共同参画をテーマに作成。15,000部</p> <p>男女共同参画計画進捗状況報告書の作成 年1回 300部</p> <p>男女共同参画週間啓発事業 時期 平成18年6月27日～7月2日 場所 県女性センター 内容 講演会、ワークショップ等</p>
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村等に提供。	<p>登録者数 500名 (平成18年3月末現在)</p>
知事と女性リーダーとの談話会	県政談話会の一環として、女性リーダーの立場から県の地域課題や将来像を語り合う談話会を開催。	<p>開催回数 1回 参加者 女性リーダー10名程度</p>

女性センター事業

(1) 講座・セミナー事業

	講座セミナー名	概要	
		趣旨・目的	要 内 容
チャレンジ支援	女性のための チャレンジ発見講座	「何かにチャレンジしたい」という女性を対象に、ワークショップ等を通して自分が本当にやりたいことをイメージし、チャレンジ目標を具体化していく。	時期 5月、10月 5回(5日) 募集人数 女性30名 内容 講義と ワークショップ
	チャレンジ モデルセミナー	さまざまな分野で活躍している女性を講師に招き、その体験談などを共有することで参加女性のチャレンジ意欲を高める。	時期 4月～3月 4回(4日) 募集人数 女性50名 内容 講義と グループワーク
	女性のための 再就職チャレンジ講座	もう一度働きたいという女性に必要な心構えやスキル、知識などを実践的に学ぶ。	時期 5～6月 4回(4日) 募集人数 女性30名 内容 講義と グループワーク
男女共同参画啓発	男女共同参画セミナー (土曜講座) (男性講座)	男女共同参画社会を理解するために必要な基礎知識についてわかりやすく学ぶ。	時期 6月～3月 6回(6日) 募集人数 男女または男性40名 内容 講義と グループワーク
人材育成	男女共同参画いきいき サポーター養成講座	地域で男女共同参画を啓発し推進する役目を担うサポーターを養成する。 【レベル1】 ・男女共同参画を人権の視点に立ちながら体系的に学ぶことで、地域リーダーとして活動する際に必要なジェンダーに敏感な視点・意識を養う。 【レベル2】 ・学んだことを実践していくために必要なコミュニケーション能力や学習者の学びを形にする手法について学び、かつ演習することで、その後の活動に必要な基本的知識を養う。	時期 7月～12月 16回(10日) 対象 男女共同参画の視点を持ち、基本的な知識を有する人 募集人数 男女30名 開催場所 県内研修施設 内容 講義と グループワーク
D V サポーター育成	ドメスティック・バイオレンス被害者 支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスの実態、被害女性の心理、暴力をふるう側の問題などを学び、社会全体で被害者を支援していく方法等について男女でともに考える。	時期 11月 2回(1日) 募集人数 男女40名 内容 講義と グループワーク
市町村支援	市町村男女共同参画 担当者研修会	男女共同参画社会の実現をめざして学習・啓発活動に取り組む担当者を対象に、ジェンダーの視点や講座研修企画のノウハウを講義とワークで実践的に学ぶ。	時期 4月 2回(1日) 対象 市町村男女共同参画・生涯学習・人権問題担当者 募集人数 男女40名 開催場所 檀原市内

(2) 女性のチャレンジ応援事業

項 目	概要	
	趣旨・目的	要 内 容
チャレンジ週間イベント ～チャレンジモデルに 会おう～の開催	意欲と能力ある女性のさまざまな分野へのチャレンジを支援していくため、イベントを開催する。	時期 3月上旬 内容 ミニセミナー 等
チャレンジクラブの設置	女性のチャレンジを支援するため、情報交換の場を提供する。	内容 チャレンジ支援関連講座修了者のうち希望者を登録する。

(3) 情報・相談事業

項 目	概 要	
	趣 旨・目 的	内 容
女 性 相 談	女性のさまざまな問題や悩みについての電話や面談による相談を行う。	電話相談・面接相談（予約制） 火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 休館日を除く 週3回弁護士相談（予約制）
奈良県女性相談機関交流会	県内女性相談機関の連携強化を目的に情報交換等を行う。	年1回開催 相談事例等情報交換
奈良県女性相談機関研修会	県内の相談機関で相談に携わる相談員を対象に、女性の視点に立った相談を行っていくための研修会を実施し、相談員の資質向上を図る。	年4回開催 相談現場の対応について研修
スーパービジョン	困難なケースに迅速かつ的確に対応するため、県子ども家庭相談センターとともに、相談員サポート体制のさらなる強化を図り、相談員および相談内容の質を総合的に高めていく。	年1回開催
情 報 提 供	女性の社会参画活動、教育・福祉等についての男女共同参画関連情報を提供する。また、女性センターの主催事業や男女共同参画トピックス等の情報発信を図る。	情報資料コーナ- 図書・ビデオテープの貸出 行政資料等の閲覧 ビデオ視聴コーナーの設置 「Vivisimo ^{ほき!} 」の発行 年2回 7,000部 ホームページによる情報提供 チャレンジサイトの充実

(4) 女性団体活動支援事業

項 目	概 要	
	趣 旨・目 的	内 容
女性団体活動支援	女性センターを拠点として活動している女性団体・女性グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体等の活動を支援する。	オープンスペースの提供とロッカー、パソコン（インターネット）、コピー、印刷機等の設置
グ ル ー プ 登 録	地域で男女共同参画をめざすグループを登録することにより、その情報を必要とする県民、市町村の活動に役立てる。	グループ活動の登録・紹介 登録グループへの「Vivisimo ^{ほき!} 」等情報提供

(5) 働く女性の支援・対策事業

項 目	概 要	
	趣 旨・目 的	内 容
働く女性のための情報相談	女性が働き続けるための諸問題についての情報提供や相談に応じる	面接相談（予約制） 平成18年7月から開設予定
働く女性の継続就業調査研究	働く女性をとりまく支援制度の実態把握と女性が働き続けられる要因分析や優良企業の事例分析を行い、働き続けたいという女性や企業向けに情報を発信していく	情報交換会の開催 年3回 働く女性支援ガイドブックの作成 2,000部
働く女性のための支援講座	女性が働き続けるための秘訣や、企業・社会情勢を学ぶための講座を開催する。	年2回開催
働く女性の仕事と家庭の両立事例集作成	働く女性の仕事と家庭の両立のためのモデル事例集を作成する	公募 5,000部

市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧

（平成18年4月1日現在）

市町村名	担当部署名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
奈良市	市民生活部人権文化推進室男女共同参画課	630-8122	奈良市三条本町8-1 男女共同参画センターあすなら	0742-34-1525	0742-33-6938
大和高田市	市民商工部人権施策課男女共同参画推進室	635-8511	大和高田市大字大中100-1	0745-22-1101	0745-52-2801
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049
天理市	市民部男女共同参画課	632-0035	天理市守目堂町89 男女共同参画プラザ	0743-68-2666	0743-68-2665
橿原市	企画調整部人権施策課男女共同参画室	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	0744-21-4112
桜井市	市民部人権課人権係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111	0744-42-9140
五條市	生活産業部人権施策課女性施策係	637-8501	五條市本町1-1-1	0747-22-4001	0747-22-8210
御所市	人権同和对策課男女共同参画係	639-2298	御所市1-3	0745-62-3001	0745-62-5425
生駒市	教育委員会生涯学習部女性青少年課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
香芝市	企画調整部男女共同参画課	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	市民生活部人権政策課男女共同参画係	639-2195	葛城市柿本166	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	市民環境部人権政策課	633-0292	宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-7234
山添村	総務課人権啓発室	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	住民部ふれあい推進課男女共同参画係	636-0916	生駒郡平群町若井432	0745-45-2920	0745-45-2921
三郷町	人権推進課	636-0821	生駒郡三郷町立野北1-36-39 ふれあい交流センター	0745-34-0117	0745-34-0118
斑鳩町	総務部企画財政課政策企画調整係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-75-4455
安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958	0743-57-1511	0743-57-1526
川西町	総務部企画財政課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4734
三宅町	総務課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	総務部企画財政課企画調整係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	07443-2-2901	07443-2-2977
曾爾村	ふれあい推進課	633-1216	宇陀郡曾爾村大字山粕1665ふれあいセンター内	0745-94-2731	0745-96-2731
御杖村	総務課人権施策グループ	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001	0745-95-6800
高取町	住民福祉課	635-0154	高市郡高取町大字観音寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	教育委員会教育課公民館係	634-0141	高市郡明日香村大字川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
上牧町	住民福祉部福祉課人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	総務部企画財政課政策情報管理係	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	0745-32-6447
広陵町	総務部総務課企画調整係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	教育委員会生涯学習課人権対策係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
吉野町	教育委員会事務局人権教育グループ	639-3111	吉野郡吉野町大字上市133吉野町中央公民館内	07463-2-8965	07463-2-5689
大淀町	総務課	638-8501	吉野郡大淀町大字捨垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
下市町	教育委員会社会教育係	638-0041	吉野郡下市町大字下市3071	0747-52-1711	0747-52-5159
黒滝村	住民福祉課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	総務課女性施策係	648-0392	吉野郡野迫川村大字北股84	07473-7-2101	07473-7-2107
十津川村	総務課総務係	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	07466-2-0001	07466-2-0210
下北山村	住民課男女共同参画推進係	639-3803	吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	教育委員会社会教育係	639-3553	吉野郡川上村大字迫590-1	07465-2-0144	07465-2-0240
東吉野村	総務企画課庶務係	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99	07464-2-0441	07464-2-0446

都道府県・政令指定都市 男女共同参画担当課（室）一覧

（平成18年4月1日現在）

都道府県・政令市名	担当部署名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	環境生活部生活局参事（男女共同参画）	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5217	011-232-3640
青森県	環境生活部青少年・男女共同参画課	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9228	017-734-8050
岩手県	環境生活部青少年・男女共同参画課	020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5346	019-629-5354
宮城県	環境生活部男女共同参画推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2568	022-211-2392
秋田県	生活環境文化部男女共同参画課	010-8570	秋田市山王4-1-2	018-860-1555	018-860-3895
山形県	文化環境部女性青少年政策室	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2668	023-625-8186
福島県	生活環境部県民環境総務領域人権男女共生グループ	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7188	024-521-7887
茨城県	知事公室女性青少年課	310-8555	水戸市笠原町978番6	029-301-2178	029-301-2189
栃木県	生活環境部女性青少年課	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3074	028-623-3150
群馬県	総務局人権男女共同参画課	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-2902	027-220-4424
埼玉県	総務部男女共同参画課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2920	048-830-4755
千葉県	総合企画部男女共同参画課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2372	043-222-0904
東京都	生活文化局都民生活部男女平等参画室	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3189	03-5388-1331
神奈川県	県民部人権男女共同参画課	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-3640	045-210-8839
新潟県	県民生活・環境部男女平等社会推進課	950-8570	新潟県新光町4番地1	025-280-5141	025-283-5879
富山県	生活環境文化部男女参画・ボランティア課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3137	076-444-3479
石川県	県民文化局男女共同参画課	920-8580	金沢市鞍馬1-1	076-225-1376	076-225-1374
福井県	総務部男女参画・県民活動課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0319	0776-20-0632
山梨県	企画部県民室男女共同参画課	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	055-223-1335
長野県	企画局人権・男女共同参画課	380-8570	長野市大字南長野692-2	026-235-7102	026-235-7389
岐阜県	環境生活部男女参画青少年課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	058-277-5448
静岡県	生活・文化部県民生活総室男女共同参画室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3363	054-221-2642
愛知県	県民生活部社会活動推進課男女共同参画室	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6179	052-971-8736
三重県	生活部男女共同参画室	514-8570	三重県津市広明町13	059-224-2225	059-224-3069
滋賀県	政策調整部男女共同参画課	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1	077-528-3071	077-528-4807
京都府	府民労働部女性政策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4291	075-414-4293
大阪府	生活文化部男女共同参画課	540-8570	大阪府中央区大手前2-1-22	06-6942-3821	06-6944-6648
兵庫県	県民政策部地域協働局男女家庭課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3160	078-362-5035
奈良県	生活環境部男女共同参画課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8729	0742-24-5403
和歌山県	環境生活部共生推進局男女共生社会推進課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2510	073-441-2514
鳥取県	企画部男女共同参画推進課	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7077	0857-26-8107
島根県	環境生活部環境生活総務課男女共同参画室	690-8501	島根県松江市殿町1	0852-22-5245	0852-22-5098
岡山県	生活環境部男女共同参画課	700-8570	岡山市内山下2-4-6	085-226-0553	086-225-2949
広島県	県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2746	082-227-2549
山口県	環境生活部男女共同参画課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2630	083-933-2639
徳島県	県民環境部男女共同参画課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2177	088-621-2831
香川県	総務局青少年・男女共同参画課	760-8570	香川県高松市番町4-1-10	087-832-3197	087-831-1165
愛媛県	県民環境部県民協働局男女参画課	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	089-912-2330	089-933-4083
高知県	文化環境部男女共同参画・NPO課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9769	088-823-9879
福岡県	生活労働部男女共同参画推進課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3391	092-643-3392
佐賀県	くらし環境本部男女共同参画課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7062	0952-25-7332
長崎県	県民生活部男女共同参画室	850-0862	長崎市出島町2-11	095-822-4729	095-822-4739
熊本県	総務部男女共同参画・パートナーシップ推進課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2287	096-387-3940
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3044	097-506-1744
宮崎県	地域生活部青少年男女参画課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7040	0985-32-4464
鹿児島県	環境生活部青少年男女共同参画課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2554	099-286-5541
沖縄県	総務部知事公室男女共同参画室	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2010	098-866-2014
札幌市	市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室男女共同参画課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2962	011-218-5164
仙台市	企画市民局男女共同参画課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-6143	022-214-6140
さいたま市	市民局生活文化部男女共生推進課	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1231	048-829-1969
千葉市	市民局生活文化部男女共同参画課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060	043-245-5539
川崎市	市民局人権・男女共同参画室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2300	044-200-3914
横浜市	市民活力推進局男女共同参画推進課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2017	045-663-3431
静岡市	総務局企画部男女共同参画課	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1349	054-221-1295
名古屋市	総務局総合調整部男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2234	052-972-4112
京都市	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前488	075-222-3091	075-222-3223
大阪市	市民局市民生活振興部男女共同参画課	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156	06-6202-7075
堺市	市民人権局男女共同参画推進課	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-7408	072-228-8070
神戸市	生活文化観光局生活文化部男女共同参画課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5179	078-322-6034
広島市	市民局人権啓発部男女共同参画室	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2108	082-504-2609
北九州市	総務市民局男女共同参画推進室	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2405	093-582-2624
福岡市	市民局男女共同参画部男女共同参画課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4107	092-733-5555